

入庫→N-30

334.42  
P21

外移植民調査資料第三輯 (昭和十七年九月)

サガレンの植民史

拓務省  
拓北局



始





334.42  
P21

序 文

發行所寄贈本

本書の原著者アー・アー・パノフ氏の經歷に就いて遺憾乍ら審にするを得ないが本書の内容によつて察するにサガレン植民に關して相當の抱負識見を持つてゐた人物であることは疑ない。

本書は先づ資源關係から見たサガレンの植民地としての價値を檢討し其の豐源の賦存に就て記述したる後、此の多幸を約束せらるべき筈であつたサガレン植民が何故に悲惨なる失敗に終へたかの原因を究明し進んで其の修正策に及んでゐる。

パノフ氏はサガレン植民失敗の最大原因を國策の不確立、植民行政機構の不備、現地指導者の腐敗、無能の三者に歸してゐるが文は恐らく何國の植民政策の實行に就いても言はれ得ることであらう。

本書の出版年時が古く其の内容が一九〇二年頃迄で終つて居り日露戦後及び革命後に於けるサガレン植民政策の轉換期に關する記述のないのは甚だ残念ではあるが、他國の失敗した植民の歴史を知ること他山の石として決して無意義ではあるまいとの見地から敢て譯出した次第である。

昭和十七年五月

拓務省拓北局監理課



ア・ア・パノフ 著

## 植民地としてのサガレン

サガレンの植民化と現状の概観

一九〇五年

モスクワにて出版

933

16

## 目次

序に代へて

第一章

サガレン占領の領土的意義。——サガレン——アムールスキイ・コトリン。——サガレンの天然富源。——石炭。——その発見。——ロシア・アメリカ会社。——石炭の掠奪的探掘。——侍従武官長スコルコフの委員會。——サガレン島隨處に於ける石炭の埋藏量並びにその炭層の無盡蔵性。——サガレン炭の分析、その實際的應用。——石炭探掘のための手不足。——輸送機材の缺乏。——サガレン炭の日本及び支那に於ける普及の實現しなかつた期待。——外國に於ける貯炭庫の建造の必要。——ドウエ碇泊場の危険性と荷役機械装置の缺乏。——サガレン炭をアジア及びアメリカの諸港へ輸送せんとするアメリカ人の志向と外國人によるサガレン島の平和的占領に對する我が恐怖。——ロシアの企業家たち。——『サガレン』會社の成立。——新會社に對する保護とその結果。——出鱈目な探掘の結果としてドウエ炭に對する信用の喪失。——『マコフスキイ會社』。——刑務所當局の諸炭坑。——鐵鑛石の鑛脈。——石油とその莫大な資源に就いての論。——金。——漁業。——サガレン——日本の食糧庫。——鯨漁業の將來的意義。——木材と山火事。——サガレンに於ける我が文化活動の諸結果とその可能的將來性。

第二章

最初の移住地。——サガレンに關する日本と我が國の關係。——ドウエ炭坑探掘のための囚人派遣の端緒。——流刑囚の勞力を農業に使用した最初の試み。——農場建設と當局の杜撰さ。——自由移民とその受難。



二  
——六十年代の強制労働。——囚人使用労働の不足。——サガレンに懲戒植民地を組織せんとする意見と一八六九年の委員会。——囚人の生活状態。——流刑問題と關聯するサガレン調査。——懲戒移住地設立に就てのウラソフ派遣員團の計畫。——サガレンの肥沃な土地に對する魅惑。——ガルキン・ウラスキーの計畫。——サガレンに於ける移民事業の總計。——農業と他の生産部門の經濟的意義。——住民に對する政府の補助金。——貸付。——サガレンに於ける教化事業。——教會。——學校。——養育院。——國民讀書會。——結語。

### 第三章

サガレン植民化の國家的意義。——中央行政廳の島内生活への弱い影響とこの現象の諸原因。——サガレンに於ける拓殖事業に關する諸法規の不足。——サガレンへの囚人の派遣に於ける制度の不足。——農業労働に不適當な人間の派遣。——病人や虚弱者の派遣。——流刑囚人の年齢と仕事の期限。——山國育ちの者や犯罪常習者や浮浪人の派遣。——之等の連中の厚顔無恥。——犯罪常習者や浮浪人の拓植のための不適當性。——監獄の影響。——監獄の建物。——囚人の衣服と食糧。——サガレン島民の死亡率と罹病率。——強制労働。——多數の囚人が働いてゐるか。——看守の構成と監獄の秩序。——元刑務總局長官ア・ベ・エ・サロモンの結論。——強制労働の懲治的意義に就いて。

### 第四章

サガレンの氣候と土壤。——原始林を農區へ改變することの困難と用具の不完全。——拓殖病と密林の中の生活。——移民村形成の普通の順序とその結果。——農業に不適當な地形に於ける村落の設置と廢止になる村落の比率。——『島の集』。——道のない村落の比率と歩道。——荷車道路と傳説的なコルサコフスキイ國道。——無道路の經濟的意義と道德的意義。——農業。——土地耕作に於ける手動式方法の役畜利用方法に

對する優勢とその原因。——役畜の不足。——優良種子の缺如。——生計を保證しない農區の勞働性。——移民の有名な怠惰。サガレン耕地の生産性。——サガレン植民化の諸任務に對する見解の變化。——サガレンに於いて農業は進歩するか。——サガレンの農業容量。——洲刑囚や移民の労働を借りる土地の改良。——流刑囚の労働能力。——『口糧』の情落的意義。——將來に於ける農業の意義。——移民の労働を組織する試み。——その萎縮の原因は刑務所間の競争と節約『制度』に在つて。——コルサコフスキイ管區に於ける林業の組織。——その無秩序の秘密性。

### 第五章

サガレンは精神的復活をなし得るか。——徒刑囚。——歐露若干地方の住民の犯罪件数と比較せるサガレン住民の犯罪件数。——精神病者。——有害なる偏見。——アルコール中毒。——經濟資金。——泥酔者の數。——歐露の若干地方と比較せるサガレンのアルコール中毒。——サガレンに於ける婦人の歴史。——強制的自發的同様。——自發的に従つて來た妻達。——子供の賣却と賣淫。——「若き流刑」。——家庭生活の統計。——農民の大陸に對する憧憬とその原因。——サガレン農民の法律的權利とその實際的利用の可能性の不一致。——サガレンに於ける農民餘令施行の問題。——刑務所の任務の植民の任務に對する不一致。——結語。



## 序に代へて

ア・ペエ・チエホフの輕妙な筆によつて、サガレンは一再ならず讀書界の注意を牽きつけ、従つて、ロシアの社會はこの遠隔な島嶼の風俗と道徳を熟知する廣汎な可能性を持つた。この故に、本書が與へ得る新味はなんであるか、又一般大衆の注意に値ひする本書の權利は奈邊に存するか、といふ疑問の起ることは蓋し當然至極と言はねばならぬ。

著者の任務は、『植民地としてのサガレン』といふ本書の題名そのものからしてすでに明白である。だが、それはともあれ、著者の任務を闡明するために若干の言葉を述べることは、恐らく、無駄ではあるまい。

ロシアの社會はサガレンを、その自然からみると同様に、否、恐くは更に——人間社會より世間から見捨てられた追放人社會への長い道程に於ける最後の驛遞場として役立つその使命からみて、野蠻な・近付き難い・暗黒な無益な處として觀察することに慣れたのである。この見解に相應して、社會がサガレンに拂ふ注意は、自己から斷えず放逐するところの危険分子を隔離してくれる流刑地として、廣大な監獄としての注意に止まつてゐるのである。

この絶對的な見解は實際生活によつて裏附けられてゐるものと言はねばならない。われ／＼は五十年島を領有してゐる。だが、この半世紀の期間に於いて、島は強制生活の苦難に就いての陰鬱な物語りや其處に君臨する自然の暴威から生ずる恐怖を除いて、われ／＼に何物をも與へなかつた。サガレン拓植する試みは否定的結果へのみ導いた。この



故に、社會は、これらの失敗の罪はなんであるか——島の自然であるか、行政當事者の無能であるか、或ひはその力をかりて島の植民化が豫想されたところの拓植諸元の不適確にあるか、若しくは、最後に、植民化の任務と監獄制度の任務の間に於ける不一致にあるか、と言つた問題については考へて見もしないで「サガレン」の生活を断念してしまふ始末であつた。

もしもサガレンが、その自然によつて、單に流刑地として役立つ以外には少しも適してゐなかつたなら、サガレン植民化の失敗に就いての問題は、刑務當局の利害範圍を出ない問題として、社會にとつて極めて少しの意義しか持たなかつたであらう。だが、サガレンが流刑囚の植民となつたのは單に偶然的な事由によつたのである。即ちわれ／＼がこのやうな豊富な島嶼を流刑地として以外に利用する道を知らなかつたがために過ぎない。このやうな比較的小さな地域（六萬六千方露里）に於ては豊富に天然資源が多数集中されてゐるやうな處を他に發見することは困難である。石炭、石油、鐵——かゝるものがサガレンの主要礦物であつて、これらの礦物は、より、企畫性に富んだ人材の手中に置かれたときは、疑ひもなく、すでにサガレンに對し最も豊富な工業植民地の一たる意義を附與した筈であつた。サガレンの漁業資源は文字通り無盡藏である。そして、サガレンの魚類の最も新しい研究家の言葉によると、これに比肩し得るものは僅にニューファウンドランドあるのみであると（註一）。サガレンの木材は、すでに現在に於いても、多量の輸出用材となつてゐる。最後に、島の中部及び南部には農業と畜産のために好適な農饒な土壤が存在してゐる。これらの土壤は、農業の方法が正しいときは、現在サガレンに於いて飢餓によつて喘いでゐる人口よりも遙かに多數の人口を養ふことができ得るものである。

註一、ペネ・ユー・シミット、『サガレンの漁業について』、ロシア航運、一九〇四年、第八號、第一〇六頁

天然資源のかゝる豊富さにより、刑務當局によつてサガレンが限定された彼の狹隘なる特殊的役割は完全に喪失し、その植民化に關する問題が廣汎な國家的意義を獲得する。しかしてこの國家的意義はサガレンの地理的位置によつて尙ほ一そう強化されるのである。

この島が大陸と如何に密接に連絡してゐるか、そして又この島が沿黒龍江地方の防衛のために如何に重要な意義を有するかを知るためには、わがアジヤ領の東部沿岸地方の地圖を一見すれば十分である。沿黒龍江地方の海岸に沿つて長い楔形をなして連つてゐるサガレンは、處々に於いて、恰も大陸と一體をなすかの如き程度までに接近してゐる。サガレン島ボギビ岬と大陸のラザレフ岬の間の距離は正に大砲の射程内にあり、高々僅に七露里を數えるにすぎない。サガレンは、その地理的位置からして、沿黒龍江地方の自然の堡壘たるものである。しかし、サガレンを領有するものには黒龍江の兩岸も亦所屬するものなることは、確信をもつて言ひ得られる。軍事専門家の諸權威はすでに以前からサガレンのこの役割を指摘してゐたが、われ／＼は、わが東方の隣國の間に於いて敵國に出會ふ恐れなきものとして、その防衛のために何等の手段も講じなかつたのである。

今やわれ／＼の眼は開かれた。そして、戦争の終了後、われ／＼がサガレンの戰略的位置を完全な程度に於いて利用することを急ぐに至るべきは、疑ひなきところである。だが、われ／＼のためにサガレンを堅固にするためには、大砲と銃劍だけでは不足である。サガレンが眞にロシアの利得となるのは、この島に量的に多數な、地元の稼ぎによつて保證された平和な住民が居住するやうになつた時に始めてなるのである。従つて、この故に、要塞や港灣施設に



よるサガレンの外的強化と並んで、堅實にして保證されたる植民化を創造する方法によるその内的強化の方法に関する問題が當然生じてくるのである。

この最後の問題の重要性の意識こそ著者に對しサガレン拓植史に關する一聯の概觀を執筆させる刺戟を與へたものである。これらの概觀は最初同じ標題の下に『ロシヤの思想』(ルスカヤ・ムイスリ)誌に掲載され、現在單行本として出版されたのである。著者の任務としたところは、サガレンは植民地として何を與へ得るか、サガレンの植民化は如何に進んだか、その失敗の原因は奈邊に存するか、そして如何なる條件をもつてしたら、著者の意見によれば、拓植事業をより正確な・より堅實な基礎へ置き得るか、と言つた諸點を示すことであつた。

十四ヶ月をサガレンに暮した著者は、サガレン住民の特權階級の生活をも又その無權利な階級の生活をも親しく觀察する可能性をもつた。だが、サガレンの生活記述者に對する一般の非難がその主觀性と結論の豫量性にあるに鑑み、かゝる非難を頂戴することを恐れて、著者は自己の概觀のための資料は個人的印象の中にとらず、これを公式的特徴の諸資料とその職務的地位だけからみて如何なる疑惑をも蒙る恐れのないやうな人々のサガレンに關する批評の中に求めた。

又、同じ理由によつて、著者はサガレンに關する官廳文獻外の廣汎な資料も亦これを利用することを避けた。公衆をしてサガレンに就いて偏頗であり得るところの主觀的印象によるのではなく、當局自身が與へてゐるところの批評と數字によつて判斷せしめよ。しかししても、かくの如く慎重に濾過された資料によつたので、サガレンの生活が色彩に乏しく描かれたとしても、この罪は著者にあるのではない。

## 第一章

サガレン占領の領土的意義。——サガレン——アムールスキイ・コトリン。——サガレンの天然富源。——石炭。その發見。——ロシヤ・アメリカ會社。——石炭の掠奪的採掘。——侍從武官長スコルコフの委員會。——サガレン島隨處に於ける石炭の埋藏並びにその炭層の無盡藏性。——サガレン炭の分析、その實際的應用。——石炭採掘のための手不足。——輸送機材の缺乏。——サガレン炭の日本及び支那に於ける普及の期待が實現しなかつた理由。——外國に於ける貯炭庫の建造の必要。——ドウエ碇泊場の危険性と荷役機械装置の缺乏。——サガレン炭をアジア及びアメリカの諸港へ輸送せんとするアメリカ人の志向と外國人によるサガレン島の平和的占領に對する我が恐怖。——ロシヤの企業家たち。——『サガレン』會社の成立。——新會社に對する保護とその結果。——出鱈目な採掘の結果としてドウエ炭に對する信用の喪失。——『マコフスキイ會社』。——刑務所當局の諸炭坑。——鐵鑛石の鑛脈。——石油とその莫大な資源に就いての噂。——金。——漁業。——サガレン——日本の食糧庫。——鯨漁業の將來的意義。——木材と山火事。——サガレンに於ける我が文化活動の諸結果とその可能で將來性。今から半世紀前、ネヴェリスキイの黒龍江發見から四年の後に、サガレン島(譯註)はわれ／＼の占領するところとなつた。而して、この島をわれ／＼が占領した主要原因は、『この島が、その位置からみて、沿海地方の附屬であつて、これを合併することがロシヤにとつて非常に必要であつた』(註一)、からに他ならないのである。

譯註、ロシヤ語ではサハリンといふ。



註一、エン・ヴェ・ブツセ著『サガレンと一八五三―一八五四年に於ける探検』一第七九頁

六

サガレン島が日本列島に近接してゐること、並びにこの島の南部地方はわれ／＼の到來前すでに六十年前に日本の漁業家によつて占據されてゐたといふ事情でさへ、ロシア政府に深刻な危惧を抱かせしむるものではなかつた。『探検隊員として任命された人数は』と探検隊長のブツセは言つてゐる、『軍事行動の可能性や日本又は他の何等かの政治的反対國に對抗する島の防衛の必要が豫定されなかつたことを示すものである。これらの百人は、勿論、われ／＼の商業移民を土着の野蠻人や日本の漁夫から擁護するために任命されたのであつて、この人数は如上の目的を果すためには餘りに十分であつたのである』(註一)。日本の軍事的意義は全然無視された。ゴロウニンの言葉から次のことが斷定されてゐたのである。即ち、假令、『日本の兵力と物的資材が量的に偉大ではあつても、その二百年に亘る泰平・隣國との平和、性來の憶病は、日本をしてヨーロッパの最弱國よりも比較にならない程弱からしめ、ヨーロッパ人の眞剣な速征に對しては攻撃どころか自己の領土を防禦する能力もあるかどうか疑しい程にしてゐる』(註二)

註一、エン・ヴェ・ブツセ著『サガレンと一八五三―一八五四年に於ける探検』一第七九頁

註二、同上

だが、もしも日本の軍事的意義に關する同時代人の樂觀主義<sup>オプティミスム</sup>がわが隣國の島國民の實際的な無力によつてその正しさを實證されたとしても、イギリス艦隊が黒龍江河口に隠れたわが艦隊を搜索して韃靼海峽沿岸一帯を巡回したばかりでなく、サガレンに於いて石炭の積取りを行つた彼の一八五四―一八五五年の東方戦争(譯註)は、何等かの海軍國と戦争した場合に於ける大陸の沿岸並びに黒龍江河口の防衛のためのサガレン島の意義を指摘するに役立つたのであ

る。だが、それにも拘はらず、その後十五年の先、一八七〇年に、われ／＼はサガレン全島に五ヶ中隊編成の歩兵一ヶ大隊と二門の野砲とドウェ哨所に於ける民兵部隊を發見するのである。而して右の兵力のうち、二ヶ中隊と砲兵小隊とはムラヴィヨフスキイ哨所に駐在し、爾餘は、『唯だ單に日本人に對して所與の場所にロシア人のゐることを示すため』(註二)に、七人、十人、時としては二人に分けて、全島のあちこちらの哨所に分散して配置されたのである。勿論、サガレン島がロシア人によつて實際的に占領されてゐる事實を唯だ證明さへすれば良かった當時の狀勢に於いては、かゝる數量の防衛部隊で十分事足りたのである。しかし、當時に於いてさへ、軍事行動の際に於けるサガレン島の軍事的意義は専門家によつて論争の餘地なきところとされてゐた。例へばわが軍事境界の有名な研究家ヴェニニコフ將軍は、すでに一八七三年には、『間宮林藏(ネヴェリスキイ)海峽の防禦と戦時に際して同海峽に若干の装甲艦を保有することは(又は水路上に魚雷を敷設することは)、サガレン、又はより忠實に言へば、サガレンのボギビ地方に『黒龍江の鍵』の意義を附與し、同時に、サガレン島を沿海地方と密接不離に連絡せしめることになる』(註二)、と言つてゐるのである。

譯註、露土戦争のこと

註一、ヴェニニコフ、『アジアに於ける現在のロシアの國境の軍事的概觀のための資料』軍事彙報誌・一八七三年、第三號掲載、第二六頁

註二、同上、第二七頁

軍事的意義に次いで、文官の人々もサガレンに注目し始めた。これは、當然の如く、軍人的觀點よりは文官的觀點に立つ人々だつた。

七



「ロシアにとつてこの島の領有が絶對的に必要であることを確信するためには、地圖をひとめ見れば十分である。サガレン……これはシベリヤの規模に於ける小島である……サガレンを大砲で堅固にすることは高價だし、又不必要である。それよりは、ロシア人を移民したほうが、われ／＼にとつてサガレンの防備が遙かに堅固となるといふものだ。サガレンの移民の最初の者が徒刑囚・流刑囚であることは何等の差支へになるものではない。われ／＼のみでゐたところで、シドニーやメルボルンは絢爛たる植民地に變つたではないか。これは偏へにシドニーやメルボルン地中に金や石炭が埋藏してゐたことに歸するのである。サガレンには良質の石炭の無盡藏な礦山がある。ニューカッスルやオーストラリヤが大西洋や南極洋に石炭を供給してゐると同じやうに、サガレンは太平洋沿岸の需要を充足すべく自然によつて命ぜられてゐるのである」(註一)。

すでに七十年代の初期に於いて、サガレンを熟知する機會を持つた人々はこの島の意義をこのやうにみたのである。而してかゝる見解は一人二人の個人的見解では決してなかつたのである。

サガレンの富源は、誠に、驚くべきものがある。

「最も豊富な炭層と無数の石油の湧出とはサガレンの主要富源たるものである。右のほか、サガレンには鐵、銅、銀、鉛、亞鉛の諸礦石も發見されてゐるし、又若干の山脈の地質構造がアムール(黒龍江)の砂金地帯と類似してゐる事實は、サガレンに金産地も亦存在することの豫想を行はしめる基礎ともなつてゐるのである。」(註二)

されば、『これらの諸富源の合理的開發は』。同文の筆者の意見によれば、『急速なる移民と、恐くは島の富裕化を齎すに至るであらう』(註二)。

礦物資源以外に、サガレンは鮭や鱒のやうな季節魚を無盡藏に豊富に所有してゐるのであつて、サガレン研究家の或る者(チエホフ)はこの點にサガレンの富源とその將來性を觀てゐるのである。

最後に、サガレンの三分の二、即ち四百五十萬デシヤチナ(譯註)は鬱蒼たる密林に蔽はれてゐるのであつて、この森林から伐採される材木は、先例に徴しても、輸出貨易の利益ある品目となることは必定だし、又サガレンの海岸一帯は海鼠(ナマコ)や昆布の名稱で有名な海藻に富んでゐるが、これらの品は現に日本や支那へ輸出されてをり、食膳用の藥味や珍味として缺く可からざるものとされてゐるのである。

註一、ヤー・プトコフスキイ、『サガンとその意義』海軍彙報、一八七四年版、第一三四、一三五頁

註二、ア・マルゴリウス(鐵山技師)、『サガレン島に於ける鐵業』一八九七年度サガレン・カレンダー、第二分冊、第四九頁  
譯註、地積の名(一〇九・二五アール、一町一段四歩八、二、四〇〇平方サージュン)

サガレンに於いて最も古い工業は石炭工業である。サガレン海岸に石炭が存在することの情報が始めて齎されたのはラベルズによつてである(註一)。八五〇年に、黒龍江探検隊に参加の一等運轉士オルロフは、土人に賞金をかけて、石炭の見本を取り寄せ、その存在地を知らさせた。一八五一—一八五二年に、ネヴェリスキイは、外國人の指示に従つて、ボシニヤク中尉にサガレン島の西部海岸地方の調査を命じた。そしてボシニヤク中尉は、現在ドウエ哨所のある地帯に、海岸の地表にまで有望な炭層を露出してゐる豊富な石炭の存在を發見したのである(註二)。

この時以來、韃靼海峡を通過の海上船舶が、多くの地點で黒色の集塊をなして炭層が露出してゐるサガレンの海岸で石炭の積上げをすることが頻繁となつたのである(註三)。



サガレンに豊富な炭層の存在するといふ情報によつて、政府はサガレン島を黒龍江艦隊の貯炭所とみるやうになつた。であるから、サガレン島をロシア・アメリカ會社の支配に委ね、この會社にサガレン開發の特權、即ちサガレン島の獨占的支配と管理の權限を附與した時と雖も、軍艦の需要のための石炭の採掘權は政府の保留してゐたところであつた(註四)。ロシア・アメリカ會社はシフコスタン灣で石炭の採掘を實行し、倉庫を建造したが(註五)、時恰も東方戦争に逢着し、島の實際的な支配を成就することはできなくなつた。而して、戦争が落着するや、ロシア・アメリカ會社をしてサガレン島の鑛物その他の資源を開發させる政府の態度は、時流に従つて、變更してしまつた。ロシア・アメリカ會社にサガレン島支配の絶對權を與へることによつて、自由競争を壓迫し、同島に於ける商工業の發達を阻害することを恐れて、政府は、一八五六年の初頭に、サガレン島を東シベリヤ總督の統治下に移管することに決し、ロシア・アメリカ會社の損失に對しては巨額な補償金を與へることになつた。しかし、その後、ロシア・アメリカ會社には、社用に限つて、石炭採掘の權利が與へられた。だが會社は所屬船舶用の石炭も一ブード(譯註)に十コベイク乃至十六コベイクの値段で政府から購入するはうを得策とし、そして間もなく、黒龍江に附屬するわが領有地方一帯に於ける活動を全く停止するに至つたのである(註六)。

註一、ア・エム・ニコリスキイ『サガレンとサガレンに於ける脊椎動物のフアーウナ(動物界)』第一二頁

註二、ア・ケツベン『サガレンとその炭田』第六六頁

註三、リムスキイ・コルサコフ『螺旋推進式スターナー』ヴオストロク」船上に於ける事件と覺え書』海事彙報、一八五八年第五號

註四、ア・ケツベン、前掲書第六七頁

註五、エフ・シミツト『黒龍江地方並びにサガレン島への旅行報告』イ・ユル・ゲエ・オ・シベリヤ探検隊の調査記録。自然の部、第一卷、第二四頁

註六、ティフメホフ『ロシア・アメリカ會社の成立の歴史的概観』第九七―九八頁、第一一〇―一一二頁

譯註、重量單位(＝約四〇フント、一六・三八瓩、四貫三六八匁)

サガレン島がロシア・アメリカ會社から東シベリヤ總督の管轄下に移管されたに續いて、サガレン島へ石炭採掘のために軍人部隊を派遣する命令が下され、同一八五六年の八月にルダノフスキイ中尉はドウエの異民族村の近くに部隊宿營のためのドウエ哨所の最初の建物を造つた。その翌年、ドウエ炭坑に於ける作業の組織を目的として鑛山技師ノソフの出張をみた。しかしノソフ技師の出張勤務は短日月で終つた。部隊員の餘りに限定された數(四〇名乃至五〇名であつた)と政府から支給される資材の不足とは、ノソフ技師をして仕事を正しく設定することの不可能を悟らしめた。従つて彼はサガレンに於ける勤務から全く手をひくに如かずと考へたのである(註一)。

だが、それはともかくとして、ノソフ技師は十六ヶ月の作業に於いて(そのうち労働日は僅か二八八日であつたが)二五萬八千ブード以上の石炭を採取することが出来(註二)、それによつて六〇〇〇人の労働者をもつてするときは、ドウエ炭坑の生産性は一ヶ年に一、五〇〇、〇〇〇ブード乃至一、八〇〇、〇〇〇ブードの採炭高によつて表現されるであらう、と豫想したのである。

だが彼の計畫は政界上部の容るゝところとならなかつた。といふのは沿海州が人口稀薄なるに鑑み、かゝる數の筋肉労働者を得ることは不可能事と思はれたからである。ノソフ技師の退去後、一八五九年九月から一八七三年に至る



まで、ドウエ炭坑の作業の管理にはコレリスキイ少尉のやうに炭坑事業にズブな素人か、又は海軍下士官のドマシエフスキイや陸軍下士官のモレフのやうに素人に近い連中が當つてゐたのである(註三)。

註一、ケツベン、前掲書、第七一―七三頁

註二、ノソフ、『サガレンの石炭に就いて』鑛業誌、一八六〇年、第七號、第五四―五六頁

註三、ケツベン、同上

仕事は、なんらの計畫にも基かず、唯だ掠奪的に行はれた。

一八六二年に、東シベリヤ總督の命令により、サガレン島の採炭業は専ら流刑囚の労働によつて行はれることになつた。一晝夜ニコベイクの賃銀は一ブードにつきニコベイクの出來高拂ひに變へられた。更に、流刑囚は、各自の欲する場所で(但し哨所から餘り遠くではないが)、石炭を採掘することを許された。

一ブードにつきニコベイクの賃銀は、食糧品價格が昂騰してゐる條件にあつては、極めて低率であつて、餘つ程働かなければ生存を全うし得なかつた事情に鑑み、かゝる出來高拂ひ制の方法は労働生産性を高める結果となつたのである。ケツベンの證明するところに従へば、一八六二年の一月一日から八月一日までの間に、五五人の労働者が二〇〇、二四〇ブードの石炭を採掘した、即ち換言すれば、一人當り一ヶ月に二二〇ブードの採炭高を示したが、之に對して、一ブードにつきニコベイクの賃銀が制定されてからの一八六三年の一月一日から九月一日までの間には、九四人の労働者が五一七、七七四ブードの石炭を採掘した、即ち換言すれば、一人當り一ヶ月の採炭高は六八八・五ブードとなり、一八六二年の採炭高に比較して二倍半以上の増加となつたのである。就中、われ／＼は一人當り一ヶ月に

七一四ブード乃至は八三八ブードの採炭高の實例さへ知るのである(註一)。

註一、ケツベン、前掲書、第七三―七四頁。

この機會にケツベン氏の誤謬を訂正しやう。同氏は労働者の賃銀の計算を行ふに當つて、一桁を間違へたので、恰も流刑囚のある者は一ヶ月に八〇ルーブル、一〇〇ルーブル、甚だしきは一四〇ルーブルの賃銀をかせいでゐるといふ結果になつたのである。かゝる結論の誤謬なることは、上掲に引用せる労働者の最大採炭高の數字から、その最大賃銀に一三ルーブル七コベイクから一六ルーブル七六コベイクの間である計算によつて、容易にこれを知ることが出來やう。しかも、かゝる賃銀は、ライ麥粉の價格が一ブードにつき二ルーブル二五コベイク、精肉の價格が同じく一〇ルーブル乃至一二ルーブルである當時の物價からみて、決して割高なものとは言へず(デイフマン、『鑛業關係に於けるサガレン』鑛業誌、一八七一年、第三號、第五五六頁)、寧ろ極めて割安であると言へるのである。

ケツベン氏の言葉によつて、タリベルグ教授(『サガレンへの流刑』、ヨーロッパ通報誌、一八七九年、第五號、第二二六頁)及び若干の他の研究者も同じ誤謬を繰り返してゐるのである。

しかしながら、かくの如き作業能率の強化は不正な仕事を行ふことによつて生じたのである。なぜならば、あらゆる指導原理が缺如してゐたので、労働者は各人勝手な處で、手間のたいして掛からない深度に於いて濫掘を行つたからである。

『ドウエ哨所の附近、この哨所から二露里(譯註)半ばかり北に當るハインジエ岬の殆んどすぐ傍から現在の炭坑及びその稍々遠方に至るまでの全海岸の絶壁に沿つて、古い採掘の殘跡が至る處に見受けられる。しかし、この採掘の入口は、その大部分が、山から崩れ落ちた土砂や砂利で埋れてゐるので、古い水平坑の坑口の存在は、往々にして、



嘗つて石炭小屋として役立つ海岸上に残存してゐる圍ひの跡や、海岸の絶壁に沿つて其處彼處に柱が埋まつてゐる石炭の掘り口の跡やによつて、僅かに識別されるのである……鑛山技師のノソフが始めて正しい仕事の方法を設定した一八五九年から算えて十二ヶ年の間に、石炭の採掘は、少くとも、二五箇の水平坑の助けによつて、一五の炭層から行はれたが、その間、採掘された炭層の一つと雖も最後まで堀り盡くされたものはなく、そのうちの或る部分は極く僅かの採掘しか行はれなかつたのである……炭坑事業の管理に任せられた人々は採炭業のなんたるやの概念もなく、しかも已れを回教<sup>ワッ</sup>主のやうな獨裁支配者と思ひ込み、唯だ思ふところは今日のことばかりで、採炭高の數量を増すことが自己の勤務熱心の表明となると考へてゐたのである……ドウエ炭坑には炭層が豊富に存在してゐたので、こゝに石炭不足が感ぜられる日がいつかは來ることなどは誰の頭にもなかつたし、況んや出鱈目な仕事をやつてゐると次の採掘のときに石炭の價格が著しく高くなるといふことなどは何人も考へなかつたところであつた(註一)

註一、ケツベン、前掲書、第二五、二六二八頁

譯註、一露里は一・〇六七軒、九町四六間四尺

一八六八年、流刑囚の勞働制度改革に關して敕命によつて開催された委員會に於いて、サガレン島の石炭富源を流刑囚の勞働によつて採掘する可能性に就いての思想が起つた。この思想は、これが實現した場合には、毎年法廷によつて流刑の刑に處せられるが、そのための適當な場處も生産勞働も見當らなかつた全部の者に行く先きと働く仕事を與へるといふ緊急問題を一舉に解決するものであつた。されば、沿海地方の調査とサガレン島に於ける流刑囚勞働の組織の諸條件の調査のために、敕命により、侍從武官長スコロコフを委員長とする委員會が設置された。この委員會

は、至る處で石炭が露出してをり、その採取が容易なることを證明し、次いで専門家の協力を得て、鑛業關係に於けるサガレンを全體的に調査することの必要を提案したのである。かゝる委員會の提案は東シベリヤ總督の同意し且つ斡旋するところとなり、その結果、一八七三年にはドウエの石炭産地調査のために鑛山技師ケツベンのサガレン派遣となつたのである(註一)。

註一、ケツベン、前掲書、第七一七二頁

こゝで一言すべきは、すでに一八六七年に、石炭産地の調査のために、鑛山技師のロバーチンがサガレン島に派遣されたことである。ロバーチンはサガレンには一年以上も滞在し、その間、西部海岸や南部海岸の諸地方で炭層を色々発見したのである。しかしながら、資材の不足と、交通路といふものが全然ないため歩くことの専門の飛脚でさへもが通行に困難な山嶽地帯や密林地帯を徒歩で旅行しなければならぬ必要とは、ロバーチンから発見した産地を更に詳細に調査する可能性を奪ひ去つてしまつたのである。(ロバーチン、『東シベリヤ總督に對する報告書』、鑛業誌、一八七〇年、第一〇號)

先きに引用したるが如く、ノソフ技師はドウエ炭坑の生産性は勞働者六〇〇人によつて一ヶ年に一、五〇〇、〇〇〇ブード乃至一、八〇〇、〇〇〇ブードであると推定した。鑛山技師ケツベンのより、詳細な調査は、實際に於いて、この産地の生産性は遙かにより大なることを示してゐる。人員を二〇〇人として、一ヶ年の勞働日を三〇五日と計算し、又一時に二炭層に於いて二〇横坑以上に作業しないものとして、ケツベンはドウエ炭坑の生産性は一交代作業で一ヶ年百五十萬ブード、二交代作業で二百五十萬ブードを算定したのである。ケツベンはまだドウエ炭坑と同程度の有力な産地がソルトウナイの近くにも、ドウエ哨所の南方二〇〇露里のノヤシにも存在することを指摘したのである。

諸調査家(シミット、グレン、ロバーチン、デイフマン)が指示した石炭産地の概観から、ケツベンは次のやうな



結論を下してゐる。

即ち、韃靼海峡の沿岸を數百露里に亘つて連つてゐる全西部サガレン山脈は、殆んどその延長全體を通じて、炭層を包含してゐるものと言つて良く、而して之等の炭層の或る部分は實に驚くべき層厚に達してゐるのである。

例へば、鑛山技師ノソフの言葉によれば、ドゥエ炭坑の南方四露里の地點、九〇メートルの高さの海岸絶壁に、彼は層厚二サージエン（譯註）半以上の炭層が八〇サージエン以上の延長に亘つて（その先きは山崩れで埋つてゐた）露出してゐる様を目撃したのである。それから一五年たつた後、ケツベン技師の時代には、この露出した炭層は山の土砂で蔽はれ、その上には雜草が生ひ繁つてゐた程である（註一）。

註一、ケツベン、前掲書、第一四、一九、三〇、三一頁

譯註、一サージエンは約二・一三四メートル、七・〇四尺

その後、鑛山技師のスハネヴィチやマルゴリウスによつて炭層の新しい地點が指摘されたのである。

假令ケツベンの時代以後は鑛業關係に於けるサガレンの特別調査が全然行はれなくなつたとは言へ、現在有名な石炭産地の名を列擧するだけでも、鑛山技師マルゴリウスの言葉によれば、サガレンに於いて大規模な石炭工業を創造するための多數の根據が存在することの指示を與へてゐるのである。

マルゴリウスは言ふ、

「島の今後の調査が以上の見解を完全に裏附けるであらうことを期待すべきである。といふのは、島が殆んどその全延長に亘つて炭層を含有してゐると考へる根據があるからである」（註一）。

註一、ア・マルゴリウス、『サガレン島に於ける鑛業』、第五八頁

サガレン炭の見本は、五十年代の末期に、鑛務局の實驗所で再三検査された。そして、その結果、ドゥエ産地の石炭はその成分と品質からみてイギリス炭やスコットランド炭の最優秀品と比肩するに足る程の良質炭で、汽船用の燃料として適當であるばかりでなく、あらゆる種類の冶金作業に於いて木炭に代へられるものであることが判明したのである。ドゥエ炭の品質の優良なることは、これを我が軍用船舶に使用した實際的試験によつても確認されてゐるのである……三〇〇馬力の機械、十箇の爐のついた二箇のボイラーを持つシベリヤ艦隊のある螺旋推進式輸送船で一時間にドゥエ炭が七五ブードも燃焼された。又、六〇馬力の機械四箇の爐のついた二箇のボイラーを持つ同じ艦隊のあるスクリーナーでは、ドゥエ炭の使用は一時間に二〇ブードを成してゐる。而も更に注意すべきは、若干の船舶に於いては石炭は二度焚き直されたといふこと、即ち爐の火床を通つて落ち、風穴の中かなり大きな塊りをなして凝結した小さな石炭の破片が再び爐の中へ投げ込まれたといふこと、之を要するに石炭の著しい節約が行はれたといふことである。ドゥエ炭を使用した際に得られた灰の量は極く僅少である。といふのは上掲のスクリーナーで風穴から灰を掻出したのは一晝夜に三回乃至四回以上を出なかつたのである。サガレン炭と比較すれば日本炭の消費は二〇%も餘計である。更に、日本炭を使用する際は、三時間毎にかなりたくさん灰を掻出さなければならぬのである。なぜなら、サガレン炭と比較するときは、日本炭は少くとも灰分が二倍も餘計であるからである（註一）。

註一、ケツベン、前掲書、第六〇―六一頁。

参考のために、ケツベンの著書から、ドゥエ炭の分析資料を引用しやう。



鑛務局の實驗所で二十回行はれた分析によつて、ドウエ炭は六三・九七%のコークスを與へ、平均して七・四八%の灰分を含有してゐることが判明した。

今もし僅か五回の完全な分析（爾餘の分析ではコークスと灰分の量だけが算定されたに過ぎない）を考察に容れるならば、石炭の各成分は百分率にして次の如くであつた、

炭	素	七七・九九
水	素	五・五九
窒素及酸素		九・七八
水		一・〇八
灰		五・五六

而して比重は一・二五であつた。

八つの見本の石炭は品質の様な黒色な塊を呈してゐた。而して石炭の光澤は若干の見本では餘り良くはなかつたが、別の見本では、之に反して、極めて強烈な光澤を示した。

石炭を灼熱した際には瓦斯が分離した。瓦斯は相當量の煤煙と共に炭となつて燃えた。燃焼後には凝結したコークスが得られた。しかし石炭の見本の一は凝結しないコークスを與へた。

次に一八五九年、サガレン島でノソフ自身が行つた分析によると、ドウエ炭田の石炭の成分は百分率にして次の如くであつた、

純粹な石炭	六六・七三及び六七・九九
灰	二・七五及び二・五〇
タール及び揮發物	二七・〇〇及び二七・五〇

水	三・五〇及び二・五〇
硫	〇・〇二及び〇・〇一

最後に、鑛務局實驗所がロシヤの主要炭田の石炭に就いて行つた分析によると、ドウエ炭田の石炭の成分は次の如くであつた、

石	炭	七一・〇一	
揮	發	物	二四・八八
灰		四・一一	

石炭の有機的成分は百分率にして次の如くである、

炭	素	七五・五七
水	素	五・〇三
酸素及窒素		一九・四〇

石炭の發熱量は乾燥されなかつた石炭で六、三六九カロリーである。

上述せるドウエ炭田の石炭の石炭と灰の含有量の數字を同一の表の中に引用されたるヨーロッパ・ロシヤ及びアジア・ロシヤの各種炭田の石炭四六のそれと比較するときは、石炭の含有量ではドウエ炭はウラルのカイメンスキイ・ザヴォードの近く、スホイ・ローグ村の石炭に一籌を輸するのみである。ドウエ炭に於ける灰の含有量は、パフムーツキイ郡の諸炭田、ウラルのルニエフスコエ炭田、露領ポーランドのドムブロフスキイ炭田の石炭の含有量に凌駕されるだけである。

發熱量では、ドウエ炭はリヤザン縣ムラプリンスコエ炭田、パフムーツキイ郡の諸炭田、ウラルの西部斜面に於けるルニエフスコエ炭田及びタイノフスコエ炭田の石炭に劣るだけである。（第五七一六〇頁）

クレツペンの記述した時代から一九〇一年までの間に、ドウエ炭坑以外に、アレクサンドロフスキイやヴラヂミール



ルスキイの官營炭坑、マヤコフスキイ會社の如き私營鑛業會社の炭坑が稼行されたのであるが、それにも拘はらず、サガレン炭の分析は全然行はれなかつた。一九〇一年に鑛務局研究所の實驗室で實施されたヴラヂミールスキイ官營炭坑の石炭の分析によると、この石炭は有機的集塊の成分からみてグリネルの分類の第二群及び第三群に屬するものに認定された。十二の見本のうち六つの見本は、工場や汽船のボイラーの燃料用として特に好適であり、しかも、遠距離に輸送し、長い間保管したにも拘はらず、密着したまゝに残り、粉々にならなかつたのである。之等の見本は表面から數えて斜長一五サージエン乃至四〇サージエンの各種の横坑道から取られたのであつた(註一)。

註一、一九〇〇年及び一九〇一年に於けるサガレン島の概観。(上奏報告書附録)第八十二頁。この概観はヴラヂミールスキイ炭の分析の次のやうな統計を與へてゐる、

濕	度	二・五五
揮	發	五七・六一
灰	分	三三・〇一
硫	黄	五・五二
		〇・九七四

最初の間は、我が政府はサガレン炭の手廣い販賣を空想し、サガレン炭によつて我が軍艦ばかりでなく、太平洋の諸港の需要をも充足しやうと目論見したのである。しかしながら、それと同時に、政府は單に外國市場を獲得するための目論見を樹てなかつたばかりでなく、自國船舶の保證のために有益な燃料としての計畫も樹てることがなかつた。サガレン炭の開発のために、一八五六年に、全員僅か二五名の隊員が派遣されたにすぎなかつた。この隊員數は

ノソフ技師の時に四、五十名にまで増員され、更に一八六一年には之に對、して八〇名の流刑囚が加へられた。しかしながら、かくの如き小人數で、サガレン炭のための世界的市場に就いて空想することが不可能であるのは言ふまでもなかつた。ドゥエ炭坑が稼行されてから最初の十五ヶ年に於いて出炭高の最も大きかつた年は一八六三年であつた。この一八六三年には六十一萬一千ブードの石炭が採取されたのである。次に十五ヶ年間全部を通じた採炭高は三百二十五萬ブードで、従つてドゥエ炭坑の一ヶ年平均生産高は僅か二二六、六〇〇ブードといふ状態であつた。

しかして、かかる少量の石炭も我が船舶の利用するところとならなかつた。その理由は輸送器材の不足によるものであつた。従つて、我が軍艦は、ドゥエ炭の採炭費が一ブード當りニコベイカであつた時に、品質の悪い日本炭を地場で一トン當り最低八ドルを拂つて購入し、浦汐までの輸送費としてトン當り十二ドル、又は一ブード當り三十コベイカをかけてゐたのである(註二)。しかし日本炭は、品質が劣悪なため、イギリス炭が足りないときに限つて使用した。しかしてイギリス炭は、一八六二年には、例へば、トン當り二十七ドル、又はブード當り一ルーブル十二ニコベイカ半にまで騰貴したのである(註二)。

一八五七年に、東シベリヤ總督は出来るだけ多量の石炭を調達し、戦時に備へて、その貯藏のためにデ・カストリとニコラエフスクに貯炭庫を建造すべき命令を下した。この命令に基いて、ニコラエフスクに、その年に、積載量二百五十トンのスクーター『ペールヴアヤ』號が進水した。このスクーターは、ドゥエ哨所からの石炭輸送の目的に奉仕することを使命としたのであつたのだが、軍需貨物の輸送に二、三年間従つただけで、一ブードの石炭も輸送したことなく、日本の沿岸で破砕してしまつたのである(註三)。



註一、ケネル、上掲書、第一九〇頁

註二、同、同、第九七頁

註三、同、同、第九五—九六頁

ところで、一方、ドゥエ炭坑では石炭の大損傷が起つてしまつたのである。といふのは、倉庫がないため、石炭は露天に積み重ねられたのと、濕つぱく且つ變化し勝ちな氣候の影響を受けて、石炭に風化作用が生じ、破壊が起つたからであつた。

一八六五年一月一日に當つて、積み重ねられた石炭の數量は六十三萬ブード以上に達した。かくて、この年に採炭高は八千五百ブードに限定され、次いでその翌年には採炭は全く中止されるに至つたのである(註一)。

しかして、外務省は、尙ほ一八五八年に、我が日本領事に對し、函館に於いて貯炭庫を建造するために、一區劃の土地を割譲させるべき交渉を日本政府と行はしめる訓令を發したのである(註二)。一八六二年と一八六三年に、石炭が多量に餘つたため、政府は支那及び日本に於ける領事に對しサガレン炭の購入者を探すべき訓命を發した。而してその價格は輸送費を含めてトン當り七ルーブル又は三ドル七十五セントといふところまで落したのであるが、かかる取引に於いてすら購入者を見出すことはできなかつたのであつた。その理由は、一つは、購入者側に見本がなかつたためであり、二つには、ロシアの軍艦が自國の石炭を差して措いて粗悪な日本炭をさへ使用してゐることを知つて、サガレン炭に完全な不信を示したからであつた(註三)。

註一、ケッペン上、掲書第、四七頁

註二、同、同、第九六頁

註三、同、同、第一〇一—一〇二頁

日本か又は支那の港の一つに貯炭庫を建造する必要は明白であつた。イギリス炭は迂廻路で輸送されるので極めて高價につくし、日本炭は餘りに品質が悪いので、サガレン炭が太平洋の水域に於いて手廣い販路を見出すことは可能と思はれた。一八六六年に、我が函館駐在領事、フォン・ビューツォフは函館に貯炭庫を建造すべき必要を主張したのである。これに續いて、それと同じ主旨を、一八六六年に三橋軍艦「アスコリド」號の艦長が、一八七二年には東海洋港灣長と同じく待從武官長ボシエトが請願したのである。尙ほ、それ以外に、待從武官長スコルコフを委員長とするサガレンに於ける流刑施設條件調査委員会は流刑・徒刑囚の労働を日本及び支那諸港に於けるドゥエ炭の廣汎な販路によつて保證すべき必要を執拗に指摘したのである。このうち、待從武官長ボシエトの意見が特に詳細を極めてゐた。

ボシエトは、ロシアの船舶が外國炭(しかも必づしも良質とは言へない)に法外な價格を支拂つてゐる費用からみるときは、サガレン炭を使用した際の費用の節約は、數年の間に於いて、函館に於ける貯炭庫の建造費ばかりでなく、ドゥエ港の施設費や必要な輸送器材の設備費を償却して餘りある、と指摘したのである。しかして、ボシエトが特別な意義を與へたところのものは、沿海地方の一般的な活況化であつた。この沿海地方の活況化は其處に輸送される商品の運賃が割安になつた結果として生ずるものでなければならぬ。ボシエトは、生活必需品價格の低廉化に伴ひ、『沿海洲に於ける生活はより、安易になるであらう』と言つた。而して、彼の見解によれば、その直接的な結果として、住



民の流入が生じ、それによつて、『地方の榮の第一の障碍をなしてゐた勞働力の不足は緩和されるに至るであらう』(註一)。

ボシエトのかかる見解は現在に至るまで依然として變りなき意義を保有してゐるものと言はなくてはならない。しかるに、かかる請願も意見もすべて等しく何等の成功を持つに至らなかつた。

フォン・ビュツォフの意見に對する答へとして、沿海洲の軍務知事フルゲリム海軍少將は、ビュツォフは函館で石炭を入手する可能性を知らないのだ、と答へた。蒸汽船はドウエから函館までの道程及びその歸路に於いて積載石炭全量の三分の二を消費するだらうし、その結果は石炭の價格に重く反映するだらう、又シベリヤ商船隊には帆船はなく、個人の船に關してみても、それらに對して期待することは、第一に、彼等がニコラエフスクへ寄港することが極めて稀である點、第二に、危険なドウエ碇泊場へ來る船は稀少であるが、それらの船は極く有利な價格な場合にのみ、貨物を受取ることを決心するだらうといふ點のため不可能である(註一)。次に、待從武官長ボシエトの見解に對しては、『ドウエ炭田やその他のサガレン炭田に於ける石炭埋藏量が不明であり、且つ近年に於いてサガレン炭に對する需要の僅少なる點に鑑み、貯炭庫を建造したり、莫大な費用を拂つて蒸汽船を購入することは、不都合だし、又時期尙早の感あるものと認定された』のである(註二)。

註一、ケツペン、上掲書、第九八頁

註二、同、同、第一〇〇頁

サガレン炭の普及を最も妨害してゐるものの中に、ドウエ碇泊場の無設備がある。これは今日に至るまで舊態依然

として變るところがない。韃靼海峡は、一般的に言つて、その激しい性質をもつて特徴としてゐる。韃靼海峡の巖の多い海底は一寸した風が吹いてさへ船の碇泊を不可能ならしめる。韃靼海峡の海岸は斷崖と巖石に富んでゐる。だから、風が少しでも吹き始めると、沖積みは中止される。そして風が更に強くなれば、船は大陸の海岸へ避難するの餘儀なきに至る。そこにはデ・カストリ灣に良港があるのである。

かくの如き條件に鑑み、ドウエ碇泊場には現在に於いてすら何等か用に立つ埠頭といふものは存在してゐない。その當時に於いては、二、三の木製の艇を除いて、輸送器材も亦皆無であつた。従つて、かくの如き貧弱な設備をもつてして、若干多量の石炭を積載することは、勿論、不可能であつた。

次の出來事はこの點に於けるドウエ哨所の無力を雄辯に物語るものであつた。

一八六八年は、アメリカの或る大會社の代表、フェリックス氏はドウエに於いて一、二〇〇トンの石炭をとる許可を得たのである。この石炭は、それを基にしてサガレンとの恒常的な通商關係に入らんと豫想した會社に對しサガレン炭の價値を知らしめる見本となるべきものであつた。しかしながら、積込みに約八日間を要し、しかもこの間僅か二五〇トン、即ち一日平均にして三五トンを積込み得ただけで、フェリックス氏は上海へ引上げ、サガレン炭をアメリカへ供給する可能性に關する考へは斷念してしまつた(註一)。

註一、ケツペン、上掲書、第一〇四頁

サガレンからの石炭の搬出が如何に困難であつたにしろ、しかし一八五七年に發せられ、一八六三年に又反復された總督の命令に基いて、デ・カストリとニコラエフスクにサガレン炭の小規模な貯炭庫が建造され、時偶ま之等の港



へ寄港する外國船舶に對し石炭を供給することになった。

サガレン炭の高い價値は漸く認識されるやうになつた。アメリカ人は、數年の間、サガレン炭をアメリカへ搬出する權利獲得のために執拗に努力したのである。

すでに一八五九年に、函館駐在の北米合衆國の通商代表レイス氏は、當時日本にゐたムラヴィヨフ・アムールスキイ伯と、サガレン炭のアメリカ向け輸送に關する交渉を行つたのである。總督はこの提案に對し極めて好意的態度をとり、レイス氏が親しくドウエ炭坑を視察し、其處で採取される石炭の價値を調べるためにドウエ炭を一〇〇トンまでサン・フランシスコへ輸送する許可を與へたのである。石炭は極めて良質なることが認められた。で、その翌年、サン・フランシスコ、日本及び支那間の航行に従事してゐる新しいアメリカの汽船會社は、ペテルブルグ駐在の自國公使を中介として、サガレンから毎年五萬トン（三百萬ブード）までの石炭を搬出する契約を締結することの請願運動を起したのである。これに際して、會社は會社の手でサガレン炭を採取するか、又は官營炭坑から石炭を購入するか、の方法を提案してきたのである。しかしながら、外務省は、外國會社に石炭の採取を委託することは、『多大な不便を齎らし、不快な衝突を惹起する絲口を與へるもの』とみて、この請願を拒否した（註一）。尙ほ、採取した石炭を購入するといふ會社の提案に關しては、ドウエ炭坑の不整備なる現状に鑑み、全然問題となり得なかつた。しかし、ノッフ技師の證明するところに従へば、アメリカ人は、サン・フランシスコでトン當り十八ドルで販賣する豫定の下に、トン當り十ドル（ブード當り十五コベイカ）を支拂ふつもりであつた（註二）。石炭の採取價格がブード當り二コベイカであつた現狀に於いては、よしんばサガレン島に於ける採炭業を大擴張して、それに費用をかけたとしても、

決して損になるとは思へなかつたし、況んや、太平洋の諸港に良質且つ低廉な石炭が見當らない點に鑑み、何等の競争も恐れることなく、尨大な販路の保證に就いて確信を持つことが出來たに於いてをや、であつた。

註一、ケッペン、上掲書、第一〇一頁

註二、ノッフ、『サガレンの石炭に就いて』、礦業誌、一八六〇年、第七號、第六三頁

かくて、一八六七年にアメリカの汽船會社 Pacific-Mail-Steam-Ship-Company を匹頭とする若干の外國商社は函館駐在の我が領事に對し、彼等がサガレン炭を獲得できるやうな理由を通知して欲しい、との請願を再三行つたのである。一八六九年に、前記汽船會社は毎年五千トン以上の石炭を會社に獲得させる許可を仰いだ。又、一八六八年には、上海にあつた商館アウグスト・ヘルド會社は、ドウエに於ける石炭の獨占的採取に關する五ヶ年間の特權を持ちたき希望を申告し、その條件として、我が船舶に對し必要なる數量の石炭を供給し、又得た儲けは折半し、尙ほこの儲けが一トンに就き二ドル以下の場合には、儲けの全部を擧げて政府に渡す、といふのであつた。しかしながら、かかる提案に對し、沿海洲の軍務知事は拒否を以て答へ、その理由として、ドウエ炭坑を外國人の獨占利用に委ねることは不可なること、又個人商社と政府との取引は全然不可なることを以てした。イギリス人ポーターはサルトウナイとノヤシ間の區域の借用を申込んだが、この申込みも亦拒否されるところとなつた（註一）。

註一、ケッペン、上掲書、第一〇二—一〇五頁

明かに、地方の行政當局はサガレン島にアメリカ人を定住させる危險に就いての外務省の見解に従はなかつた。で、六十年代の中葉には、コルサコフ總督は上海の商館オリファント會社に對し石炭採取のためにサルトウナイ河沿岸五



百サージェンの土地を借用させる許可を與へた。會社は金を惜まず、直ちに大規模な採取計畫を樹て、水平坑道による正しい採炭に着手し、蒸汽曳船と艇を持つて來、沿岸には石炭と商品の倉庫を建造したのである。

それから稍々遅れて更に二人のアメリカ人——クラウリとエーシエに對し炭田區域の借用を許すことになつたが、その後は色々のアメリカ人が次から次へと炭田の借用方を請願してきたのである。プトコフスキイの言葉によると、この問題に關して總督の許へ届いた請願數は四十件にも上り、この結果、行政當局は外國人によるサガレン島の平和的占領の危険を感じるに至り、炭田區域の外國人への借用を中止するに及んだ。で、ロシアの企業家に土地を分割して與へ始めたが、『しかし間もなくすべてのこの問題は行政的袋小路の中で紛糾してしまつた。何人もこの問題の處理に就いて方針を指示することはできなかった。従つて最良の解決方法が選擇された。即ちそれは一切の問題を遲滞せしめ、採炭を開始せる外國人に對しては、石炭の輸送や労働者の雇傭關係に於いて困難を作り始め、これによつて彼等の活動を完全に麻痺せしめた(註一)。

註一、ヤー・プトコフスキイ、『サガレン島』、歴史叢報、一八八二年、第十號、第一七六一—一七七頁。

サガレン島に於ける石炭採取を企てた最初のロシアの企業家は、商人のボウーロフであつた。尙ほ一八五九年にボウーロフに對しサルトウナイとノヤシ兩河間の最も豊富な土地が割り當てられたが、彼は二萬ルーブルを使つただけで、生産を中止してしまつた。十年の後に、この同じ土地が海軍大尉のスタリーツキイに割り當てられ、スタリーツキイは陸軍中尉のヤキモフと共同經營に當つたが、それから二年後には、この土地はスタリーツキイから商館オリフアント會社に渡されてしまつたのである。しかし、見積りの點で不和が生じ、裁判沙汰が起り、そして一八七二年に

は總督の命令により、サルトウナイに於ける採炭は全然中止され、エルリス及びエーシエ商館の代表者リード氏にはサガレンからの退去命令が申渡されたのである。

かかる間に、ドウエ炭坑は辛じて自己の存在を續けてゐた。一八七五年には、ドウエ炭坑の生産高は僅か九萬五千五百ブードに達したにすぎなくなつた。従つて、極東に於ける自己の活動に就いて最も廣汎な見透しを描いたプトコフスキイ氏の如きロシアの新企業家が出現したとき、内務省の満足たるや多大のものであつた。

すでに一八六九年に政府部内に生起した考へ——即ちサガレンに於いて一切の流刑囚労働を集中するといふ考へを利用して、プトコフスキイは、彼に對してドウエ炭坑を賃貸せしめ、その採掘は二千人までの流刑囚の労働をもつてするといふ提案をした。

プトコフスキイの提案は、これに賛同できないためには餘りに誘惑的であつた。ドウエ炭坑を賃貸せしめることによつて、政府を非常に悩ましてゐた二問題が解決されるのである。この二問題とは、流刑囚の作業地の發見と荒廢せる島の植民化であつた。しかしして政府は最少の費用によつてこの目的を達成せんと希望した。といふのは賃貸料とは別に、流刑囚の賃銀は彼等を維持するための政府の費用を大いにへらしてくれるに相違なかつたからであつた。

以上の事由に基き、一八七五年に内務省はプトコフスキイと次のやうな契約を結んだのである。即ち、それは、ドウエ炭坑はプトコフスキイに二十四ヶ年の期限で賃貸され、政府は炭坑に對し流刑囚による労働力を供給しなければならぬ。しかしして流刑囚の賃銀は日當二十コペイカとし、プトコフスキイの要求に應じない労働者のあるときは一人一日にルーブルの範圍内に於いて違約金を支拂ふ、といふ契約であつた。又、この契約により、プトコフスキイ



は、國家勤務にある鑛山技師の指導の下に鑛山技術の一切の規則に準據して採炭を行ふ義務を負ふものであつた。

プトコフスキ氏の考案せる計畫は極めて雄大であつた。氏はサガレンに於いて外國の開発を完全に除外しやうと考へた。氏は支那の全沿海市場に於けるイギリス炭や日本炭をロシアの燃料によつて代へようとして考へ（しかし、この考へは、序に言ふが、スエズ運河の開通によつて、實現が極めて困難であつた。イギリスが喜望峰經由の迂迴路で自國石炭を供給する時代は永久に過ぎ去つたのである）、更にロシアとの茶貿易をさへ現在のゴビ沙漠經由キャラクタ向け輸送路の代りにサガレンの沿岸傳ひ黒龍江向け海路によつて發送しようとする目論んだのである（註一）。

しかしながら、氏のかかる雄大にして慈善的な、世界的意義を持つものと言つても過言でないところの計畫は、遺憾ながら、企業家の手元に金が無かつたため、實施の運命に恵まれなかつた。だが、プトコフスキはこれに快まず、株式會社「サガレン」を組織したが、この會社も亦資金の缺乏といふ同じ悩みを憫んだ。で、プトコフスキは外國から借款を得る請願をしたが、これに對しては大藏省の頑強な反對にあつてしまつた。

『この禁止と——と、プトコフスキ氏は語つてゐる——それに續いたその他の壓迫及び具合の悪い状態とは、當初から、新會社に對し致命的な打撃を與へ、會社の活動を麻痺せしめた』（註二）。

註一、ヤー・プトコフスキ、『サガレン島』、第一八一頁

註二、同上

プトコフスキ氏の語つてゐる壓迫とか具合の悪い状態とかが如何なるものであつたかは不明であるが、しかし「サガレン」の株式會社が島に於いて思ふ存分の活動を與へられたことは事實である。

契約によつて義務付けられた政府技師の指導の下に炭坑で正しい採掘を行ふといふ事項を會社は坑夫長の招聘でお茶を濁してしまつた。この坑夫長は會社に全く従屬してゐる者で、作業の正しい方法とか石炭業の堅實な將來の保證と言つた問題に何等の配慮をする者ではなかつた。行政廳の側から作業の技術的方面に關する何等かの監督も缺如してゐた點に鑑み、採炭作業は掠奪的に且つ最初政府によつて採炭業に全く素人の陸海軍省の人間の指導の下に行はれたと同じ程度の幼稚さを以つて行はれた（註一）。

採炭業が大擴張され、多數の流刑囚（プトコフスキの豫想によれば二千人まで）に賃銀が與へられるだらうといふ政府の期待も外れ、又島の鑛業的植民地化や流刑囚の力による炭坑開發の政府にとつての有利性に就いての期待も同様に外れてしまつた。

一八九二年に變更された契約により、政府は會社に對して毎日二百十人を下らざる流刑囚を供給せねばならなかつた。しかしながら、ドウェ炭坑を持つ監獄の維持には監獄自體の用務のために經濟事務に従事する相當数の人間が必要だつたのと、流刑囚の間には休息を與へねばならなかつた病人、弱者、疲勞者が少からず存在したことによつて、ドウェ炭所に於ける流刑囚の数は行政廳や陸軍部隊の定員を全部ひつくるめて七〇〇人に達するだけだつた。しかしこの人間の維持費は會社の利益のために専ら費されたものであるが、その費用が政府には一ヶ年に六萬五千ルーブルにまで達したのである（註二）。

註一、ア・マルゴリウス、『サガレン島に於ける鑛業』、一八九七年度サガレン・カレンダー、第六十一頁

註二、ア・マルゴリウス、上掲書、第六十二頁



日當と會社の命令に従はなかつた日傭労働者に対する政府の違約金の計算の際に發生した誤解を利用して、會社はブード當りの支拂金の支拂ひを中止した。この結果、會社の政府に対する未納金は累積した。

これらの誤解を現地で解決することが出来なかつたので、ペテルブルグで解決することになつた。一八八四年に刑務總局長官が委員長となつて、「サガレン」會社の代表者、國家監督官、國家財産官から成る特別委員會が組織された。該委員會は會社のためにサガレン行政廳の缺損を可能な限り削減して、會社の未納金を三一、四五三ルーブルと査定したのである。

しかして、海軍省から同意を得て、この未納金を特別免除の形で會社は石炭で支拂ふことを許されたのである（註一）。だが一八八四年以後に於いても、會社は契約の條件を遵守することを必要と見做さなかつたので、又々新しい未納金をこしらへてしまつた。會社に對して政府に支拂ふ可能性を與へるため、刑務總局は舊契約の満期終了前七年前に會社と新契約を一八九二年に締結した。この新契約の條件は賃借人に有利のやうに著しく變更されてゐたのである。だが、それにも拘はらず、未納金の金額は一八九七年には十萬四千ルーブル以上にも膨脹してしまつた。しかし、會社は勇氣も希望も失ふことなく、契約を更に二十四ヶ年間更新せしめ、且つ毎年同じ額で次から次へと累積される未納金の支拂ひの延期に關して請願運動を起したのである（註二）。かくて、刑務總局の忍耐も完全に盡きたと見え、ドゥエ炭坑も一九〇一年からは「マコフスキ會社」の賃借に移されたのである。

註一、一八八四年に於ける刑務總局の報告、第一一五頁

註二、マルゴリウス、上掲書

競争の缺如と炭坑事業の正しい設定に關する配慮の全き不足とは、販賣石炭の品質を非常に低下せしめ、その結果はロシアの水夫でさへもがサガレン炭を積むよりは日本炭を積む方を選ぶやうになつてしまつた。けだし日本炭の採取技術は最近三十年間に長足の進歩を遂げたのである。

ドゥエ炭坑の地質特徴は、高價な起重設備や排水設備に頼ることなく、炭層の走向に沿つたり又はそれに十字をなした數階の水平坑道によつて掘鑿を行ふことが可能であるので、この炭坑に於ける石炭の採取は容易であり、簡便であり、且つ低廉であるのだが、炭田の採掘は、石炭が常に風化作用を呈し汚れてゐる炭層の出口に於いてのみ行はれたのである。

炭坑の内外に於ける反復的な積み換え、船舶への運搬や積み込み、等によつて、石炭は粉々に碎け、その結果、本來の價値を喪失するに至つたのである（註一）。

前刑務局長官サロモン氏は、最近まで「サガレン」會社が石炭の地上への運搬並びに石炭の船舶への積み込みに於いて用ゐてゐた幼稚な方法を次のやうに記述してゐるのである、

『石炭は炭坑から、主として、袋に詰められて、極く少量のものが、鐵の滑り臺の上に設置された木箱の中にいれられて運び出される。次いで、二サージエンの高さからこぼし出される。ここで石炭はトロツコへ卸される。そしてトロツコの石炭は炭坑と埠頭の間で同一の高さから下の露臺へ放し出され、ここで再び新しいトロツコへ荷卸され、そして、大きな木製の穀物入れ箱のやうな形をした所謂中繼段へ投げ出される。この中繼段から三番目のトロツコへ集められ、トロツコで貯まで持つて行く。そこで再び卸され、そしてすっかり粉々になつてしまつた石炭



が汽船へ渡されるために樽の中へ詰め込まれるのである」(註二)。

大量の灰分以外に、その中に割合の大きな混入物を保有し、極めて小さな破片から成立つところの石炭が比率の大きな屑を與へることは當然な話である。何故なら、粉は焼けて固まることが出来ないから爐の火床の棧を通つて風穴へ落ち込んで行き、風穴から灰と一しよに放り出されるからである。

従つて、かくの如き出鱈目な炭業々務の方法によつてゐる際には、マルゴリウス氏の言つてゐるやうに、サガレン炭の品質に就いて好評を期待することは全然不可能であつた。されば、サガレン炭は非揮發炭素の含有量がより豊富であり、發熱力に於いてより優秀であつたに拘はらず、日本炭の下位に立つを甘んじたのである(註三)。

註一、ア・マルゴリウス、前掲書、第五八頁、五九頁、六四頁、六八頁

註二、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第二號、第三六頁

註三、ア・マルゴリウス、前掲書、第七六頁、第五九頁

『サガレン』會社の活動を最も雄辯に物語るものは、その採炭高である。一八八〇年から一八九六年十一月一日までの十七年間に於いて『サガレン』會社の採取した石炭の額は全部で僅か七、二八九、一五五ブード、即ち平均一ケ年の採炭高は四二八、七七四ブードに當り、この年間に於ける最大の採炭高は一ケ年六八六、七一七ブードであつた。今もし以上の採炭高をドウエ炭が自己の販路として發見し得たであらうところの尨大な市場と比較し、他面からは、その掘鑿のために巨額な経費を必要としないドウエ炭坑の好適な成層条件や會社が政府の側から利用したところの莫大な恩恵を考慮に容れるならば、會社の活動はこれを否定的以外には評價し得ないのである。契約の要求の驚く

べき悪用と執拗な無視にも拘はらず、政府が會社を保護した結果、ドウエ炭坑の掠奪的採掘による著しい無價値化と、以前にサガレン炭が水夫の間や商業界に於いて占めてゐた名聲の喪失とが齎されたのである。しかして、一度落ちた信用を恢復し、その疑ふ餘地なき價値を再確認せしめるためには、多大な時間と努力とが必要であつた。しかも、之に加ふるに、我が隣國日本は、勞働の低廉なることとその位置がアジアの主要港に接近してゐる關係から、その石炭の販賣市場をすでに確保し、更に逐年地歩を確めてゐたので、この日本と競争することは難中の難事と言はねばならなかつた。

一八九二年に新しい石炭會社『マコフスキイ會社』が創立した。この『マコフスキイ會社』は最初サルトウナイ坑山を賃借したのであるが、ここで四年間採掘した後、自己の活動をアレクサンドロフスキイ哨所の近く、ムガチンスキイ坑山へ移し、次いで、一九〇一年には、ムガチンスキイ炭坑以外に、ドウエ炭坑をも賃借するに至つた。會社の諸炭坑に於ける石炭の採取は一九〇〇年及び一九〇一年に二百萬ブードを凌駕した(註一)。

作業がムガチンスキイ坑山へ移ると共に、會社は韃靼海峽のアジャ岸、デ・カストリ灣に貯炭庫を建造したのである。このデ・カストリ灣は船舶の碇泊や荷積みに極めて好便な天然の良港たるものである。

一九〇二年から會社は業務の管理のために鑛山技師を招聘したが、しかし、これによつて正しい作業方法が保證されたとは到底言へないのである。即ち、正しい作業方法に對する監督が政府の代表に課せられない限り、又行政廳が掠奪的採掘から炭坑を保護する點に於いて強力とならない限り、かかる保證は得られないのである。

註一、一九〇〇—一九〇一年に於けるサガレン島の概観(上奏報告附録)、第八三頁



官營造物、製作所、小蒸汽船に於ける燃料の大需要、並びに刑務所の規模の擴張と共にアレクサンドロフスキイ哨所の最寄りの地域に於いて木材を伐採した結果益々深刻化した薪の入手難とは、サガレン島の行政廳をして刑務所の費用によつて石石の採取に着手する刺戟を與へたのである。かくて、アレクサンドロフスキイ哨所の近在に石炭の著大な層が発見されたので、この地に一八八九年にアレクサンドロフスキイ炭坑が設立されたのである（註一）。

この炭坑の開發は、着手早々から、行政廳に對し、單に損失なしに仕事を實施する期待ばかりでなく、石炭の販賣による若干の利潤の期待をさへ抱かしたのである（註二）。

仕事の指導者として一八九〇年にスホネヴィチ技師が招聘され、同技師の監督の下にアレクサンドロフスキイ炭坑の稼行は一八九五年まで行はれたのである。

しかしながら、刑務所の期待は部分的にしか當らなかつた。なぜなら、石炭の採取は出鱈目に行はれ、その石炭は非常に小片であつて、しかも石ころが詰つてゐたので、刑務所所屬の小蒸氣船に使用するさへ不適當と認められた。従つて、刑務所は、所屬炭坑を持つてゐるにも拘はらず、小蒸氣船に必要な數量の石炭を入手するため、「サガレン」會社の炭坑へ毎日十人の筋肉労働者を無償で貸與せねばならなかつたのである（註三）。

註一、サガレン島刑務所經營炭坑支配人、スホネヴィチ技師の手記。刑事彙報、一八九五年、第五號、第二二七頁

註二、刑務總局の一八九〇年度報告、第三三六頁

註三、ア・マルゴリウス、前掲書、年六九頁

アレクサンドロフスキイ炭坑の歴史は、石炭の品質にとつての技術の意義の美事な説明として役立つものである。

スホネヴィチ氏の代行者は、石炭の品種分けと附隨的混入物の除去とに適切な注意を拂ひ、極めて些少な勞力によるだけで、アレクサンドロフスキイ炭坑の石炭をして小蒸氣船や、刑務所内製作所を始め鍛冶場、鍛接場に設置の蒸氣罐の燃焼用として絶對的に燃料たらしめ（註一）、そして、遂には賣却を開始するにさへ至らしめた（註二）のである。

アレクサンドロフスキイ炭田は八〇〇サージエンまでの走向の區域が調査されてゐるが、この炭田は總層厚二・五サージエンまでの五ヶの炭層から成る一聯の層を含有してゐるのである。石炭の埋藏量は百萬トン以上に當る（註三）が、この地域を組成する炭層の蒙つた大規模な斷層の結果、炭層は、無數の地入り、翻轉、收縮、膨脹を形成しながら、極めて不正確な成層をなしてゐるのである。しかしして、普通、それらの地入り、翻轉、收縮、膨脹の近くでは石炭はごちゃ／＼にされるが故に、使用に適する石炭の數量は著しく減少されなければならないのである（註四）。

一八九二年に、ドゥエ哨所の南東の地點で新しい炭坑が刑務所によつて発見された。この新炭坑は、近接の私營炭坑に於けると同様に、層厚の大きい、しかも品質の優秀な石炭の層を持つものなることが判明して（註五）のである。

註一、ア・マルゴリウス、上掲書、第七七頁

註二、一八九九年に於けるサガレン島概觀、第一七頁、並びに一九〇〇—一九〇一年に於けるサガレン島概觀、第二九頁

註三、同上、第八〇頁

註四、スホネヴィチ、手記、第二七七一—二七八頁

註五、同上

最後に、一八九五年に、アレクサンドロフスキイ哨所の北方十八露里の地點、ノヤミ河の谿谷内に、極めて豊富な



炭田が発見され、その採掘のために、同年、ウラチミールスキイ炭坑と名付けられた炭坑が設立されたのである（註一）。

隣接のムガチンスキイ炭田の続きであるこの炭田は五ヶの炭層からなる一聯の層を包有し、その總層厚は三サージエンである。ウラチミールスキイ炭田は一炭層の走向により二露里まで調査されたが、この調査によれば、炭田の石炭埋藏量は、推定で、一千五百萬トンと算定されてゐる（註二）。

ウラジミールスキイ炭田の石炭は（その分析の結果に就いては既述したが）アレクサンドロフスキイ炭田の石炭より遙かに良質である。この炭田の石炭は燃えつきがよく、灰分の包有量が少く、殆んど混入物はなく、しかも同質性をもつて特徴としてゐる。炭田の深度が増大するに伴ひ、採取される石炭の質も改善されるであらうことを豫測し得るのである（註三）。

刑務所當局によつて採掘される炭坑の平均一ヶ年採炭高は五十六萬七千ブード以上に達してゐるが、この採炭高が絶えず増加の線をとつてゐることが看取される。例へば一八九八年度の採炭高は約六十萬ブード、一八九九年度の採炭高は約六十二萬ブード、一九〇〇年度の採炭高は八十八萬六千ブード以上、一九〇一年の採炭高は百九萬五千ブード以上である。最近年間に於いては、採取される石炭の約半分（四八％）は船舶用として賣却され、爾餘の部分が刑務所當局用として消費されてゐる。で、例へば、賣却した石炭の數量に就いてみれば、一八九九年度が約二十五萬二千、ブード一九〇〇年度が五十三萬七千ブード以上、一九〇一年度が四十六萬五百ブードである（註四）。

註一、サガレン島軍務知事の一八九六年九月十七日附全島に對する命令、第一六五號

註二、一九〇〇—一九〇一年に於けるサガレン島概観、第八一頁

註三、ア・マルゴリウス、前掲書、第八三頁

註四、一八九九年及び一九〇〇—一九〇一年に於ける概観、第十七頁及第二十九頁

鑛山技師ロバーチンの言葉によれば（註一）、炭坑の隣では殆んどいつでもと言つていゝぐらひ鐵鑛脈に逢着するのである。ロバーチン技師はサガレンの色々な地域で鐵鑛石にぶつかつたが、この鐵鑛石は褐鐵土や石英と硫化鑛の混合してゐる磁鐵砂の粘土質菱鐵鑛の形態をとつてゐるのである。最近の報道によれば、サガレンの殆んど至る處に於いて褐鐵鑛の鑛脈に逢着してゐることであるが、しかし今日に至るまで確實な鐵鑛産地の発見のためには何等の方法も講ぜられてゐないのである。サガレン島にはコークス用石炭が豊富にあるので、鐵鑛生産の成立は極めて可能であるのだが（註二）。

一八九〇年に刑務所當局によつて地元鑛石からの銑鐵精鍊の實驗が行はれた。この實驗は極めて成功的であつたが、實驗から先きへは進むことなかつた（註三）。

一九〇二年に鑛山技師クレエはアレクサンドロフスキイ哨所の直ぐ近くに豊富な鐵鑛脈を発見した。この鐵鑛脈は炭坑の直ぐ隣りにあつたので特別な價值を有するものであつた。彼によつて端緒は作られたのだが、開發は依然として開始されなかつたのである。

註一、東シベリヤ總督に對する報告、鑛業誌、一八七〇年、第十號、第六六頁

註二、ア・マルゴリウス、上掲書、第五四頁



鐵鑛石と同じ處女的状態にあるものに油井がある。油井は、外國人の指示により、ニコラエフスクの商人イワーノフによつてすでに一八八〇年に發見されたのである。

これらの油井は北サガレンの最も狭い地域、即ちオホーツク海から九露里、中央分水嶺から同じく九露里を距てたサガレンの西部海岸にある。石油の天然湧出は、長さ一露里半、幅四分の三露里のアルラス溪谷並びに之に隣接のマーラヤ、イワーノフスカヤ溪谷に集中してゐる。

この溪谷の表面は多くの場處に續いて石油の詰つてゐる凹所で蔽はれてゐる。しかし石油が最も多量に湧出してゐるところは溪谷の東部であつて、ここには大きな死の湖がある。この死の湖は曇天の際には固つてゐるが、陽光をうけるとやはらぐんでくるので、黒色のきら／＼してゐる表面を水だと思つて欺まされた鳥がその中へ潜つて死んでしまふ程である。ここには石油の湧出は極めて豊富に存在してゐる(註一)。

一八九九年にこれらの油田地元の調査のために鑛山技師のバツエヴィチが派遣された。しかしながら、適當な掘鑿器械がなかつたので、バツエヴィチの調査は極めて皮相的なものに限定された。これらの油田は、イワーノフの死後、一八八八年十一月十五日附救命により退役海軍太尉ゾトフに渡されたが、ゾトフは資材の不足のため石油の掘鑿に着手することができず、噂によれば彼に所屬した區域をバクラーの石油工業家の誰かに賣つたとのことである。

尙ほ更に一層豊富な油田が、その後、オホーツク海の東岸、ヌイスキイ灣及びナビリスキイ灣の附近で發見された。

一八九九年に、鑛技師クレエに對してこれらの油田の試掘許可證が三通交附された。そしてクレエはこの事業のために若干のロンドンの會社を牽き入れ、ロンドンに於いて『サガレン・アムール石油鑛業シンジケート』の名稱の下に資本金一〇〇、〇〇〇ポンドのシンジケートを設立したが、その後には於いて、今に至るまで事業は探究から依然として進まず、しかもその探究の結果に就いても不明である。但し企業家並びにその下で働いてゐたボーリング係イギリス人ラングドンの言葉によれば、これらの油田はその中に莫大な石油富源を秘めてをり、しかもその石油は揮發分の含有量の極めて零細なるを特徴としてゐることである。

註一、エル・ベツエヴィチ、『サガレン油田の記述』、鑛業誌、一八九〇年、第一四六頁

一九〇二年にプラトノフ技師がサガレン島の石油調査を実施した。このプラトノフ技師はかつてバクラーの石油工業家協會によつてアメリカの油井調査のためにテキサス州及びベンシルヴァニア州へ派遣されたことのある人だつた。今もし上海の雑誌『Der Ostasiatische Lloyd』の報道を信用するならば、プラトノフ氏は、サガレン油田を調査して次の如き結論に達したといふことである。

『アメリカで視察したところの一切のものも、サガレンで發見したものに較べれば問題にならない。サガレンのヌトヴォ河上の油田は、あらゆる點に於いて、バクラーの油田を凌駕する』(註一)。

上述せる如く、若干の山脈の地球構造學的構造は、すでに以前から、サガレン島に産金地帯の存在することを豫想せしめたのである。しかし、この理論的考察は實際によつて完全に裏附けられた。一八九八年、トウイモフスキイ管區、トウミ河とボロナイ河の沿岸に、疑ひなく金を含有するところの地域が發見された。次いで貴族のキルフネル



と醫師のチエルドウィンツェフによつて『サガレン産金會社』が組織され、同會社は十二回も申告を行つたのである。しかしながら、行政『概観』(註二)の言葉によれば、試掘によつて、サガレンの金の採取は餘りに勞働力を食ふが故に、この事業は採算がとれないことが判明したといふのであるが、かかる説明は正しいとは言へないのではなからうか。なんとならば、サガレンには極く僅から賃銀でさへ働かうとしてゐる多數の勞働者がゐる。しかも産金業の状態はかかる不熟練勞働者の一定數を必要としてゐるだけだから、勞働力の問題は何等の困難をも呈するものとは思はれないのである。

問題は食料品である。サガレンに最寄りの黒龍江沿岸地方は家畜を持たず、且つ穀物を生産しない。この故に、主要食料品は遠方から輸送しなければならぬ。海運業の發達が幼稚なる現狀に於いては、これは非常に高價につくのである。大陸に於いては一ゾロトニク(譯註)の含有量を持つのも疑はしい地域が開發され、又エニセイ縣やトムスク縣の如き有望と思はれる地域が開發されてゐるにも拘はらず、黒龍江沿岸地方が全然開發されない原因は、運賃の高い點にあるのである。しかしながら、海運業が發達し、運賃や食料品價格が低廉になるに伴ひ、サガレンに於いての産金業が發達するに至るべきことは、疑ひの餘地ない。

註一、刑事彙報、一九〇三年、第五號、第四三二頁

註二、一九〇〇年及び一九〇一年に於けるサガレン島概観、第八三頁

譯註、舊ロシア重量單位、一フントの九十六分の一(四・二六六瓦、一・一三七五匁)

サガレンに於いて發見された銅、亜鉛、銀、鉛、等の鑛石の如き他の埋藏資源に關しては、何等言明することがで

きない。なぜなら、それは全く調査されてゐないからである。サガレンの漁業資源は全くお伽噺的規模を持つてゐる。鯨、カムチャツカ鮭、鱒、大鮭(大鮭の目方は一ブード半、長さは一アルシン半以上に達してゐる(註一))等、數種を數える鮭類、蟹、ひらめ、かれひ(目方三ブード半)、及びその他各種の魚、類並びに海驢(あしか)、海豹(あさらし)、鯨は、サガレンの住民が現在數の數倍に達しても、彼等に對し莫大な儲けと貧困を知らぬ生活を供與し得るていものなのである。

『鯨の漁獲は——と、或るサガレン研究家は言ふ、——自身眼でもつて見なければ、この魚が如何に豊富であるかを信ずることができない。海岸は、文字通り、鯨であふれてゐる。漁網はその中に鯨が一杯詰つてたぐることができないから、鯨を上げるためには魚網の中へ掬ひ網を投げて行はねばならない。魚から臟腑を抜くには手不足である。で、日本人は無數の魚を煮て、肥料を作つたり、又はこれを乾して乾魚としてゐる。だが、それにも拘はらず、數千の鯨が岸邊で腐敗し、あたり一體に惡臭を放つてゐるのである』(註二)。

註一、ゲエ・クラマレンコ、『報告からの技藝』、一九八七年度サガレン年鑑、第二冊、第一二五頁

註二、ア・ブイルキン、『サガレン通信』、帝室ロシア地理協會シベリヤ支那の手記、一八六四年、第六冊、第四一頁

岸邊へ近附いたが、引潮になつて海中へ戻つて行けなくなつた鯨が大群をなして海岸近くの砂洲の上に残る。すると、魚網を持たない住民たちがこれを利用して、鰻ね上つてゐる魚群の中へ荷車を乗り入れて、砂洲から鯨を何臺もの車に積んで運び去るのである(註一)。

しかしながら、サガレン島に於ける殆んどすべての漁業は日本人の手中に握られてゐる。ロシアの住民の漁業への



参加が如何に微々たるものであるかは、一九〇一年にコルサコフスキイ管區に於いて日本人六、〇五三人に對しロシアの労働者は全部で一七〇人であつた、といふ事實から明かであらう(註二)。

註一、ゲエ・クラマレンコ、『南サガレンに於ける漁業』、一八九七年度サガレン年鑑、第一二二頁

註二、一九〇〇年及び一九〇一年に於ける『サガレン島概観』、第八五頁

一八九九年にサガレンで二二四の漁區が數えられた。一九〇〇年及び一九〇一年に於ける『サガレン概観』の證明するところによれば、ロシアの漁區は八一を數えたが、そのうち大部分は名目上はロシアの漁區であるが、實際的には日本人に所屬するものであつた。

サガレンに於ける日本漁業のうち主要なものは、鯨の漁獲である。日本人は鯨から脂肪を煮出し、爾餘の乾したものを肥料用として内地へ搬出してゐるのである。かくして、サガレンは、公平に言つて、日本の食料庫と考へていいのである。日本人は、サガレンから、肥料以外に、莫大な數量の紅魚を搬出してゐるが、この紅魚は米に次ぐ労働階級の主要食料品なのである。日本人によつて搬出される魚の正確な數量は不明である。政府の報道は、日本人によつて搬出された魚の數量は一八九七年に六〇三、五九五ブード、一八九八年に七〇五、四三四ブードを算定してゐる(註一)。しかしながら、一九〇〇年及び一九〇一年に於ける『サガレン島概観』は、日本人によつて漁獲される魚の正確な統計の不可能なる點を公然と認識し、その搬出高は、概算で、毎年一、三〇〇、〇〇〇ブード位であるときめてゐるのである。

この數量の眞の意義を評價するためには、サガレンに於いて日本人の手によつて漁獲される魚の大部分が鯨である點を注意しなければならない。一ブードの鯨は平均して一四〇匹に當るが、この一ブードの鯨からは全部で僅かに一〇フント(譯註)の肥料がとれるにすぎない。従つて一ブードの肥料を作るためには四ブード、即ち五六〇匹の鯨が必要である。かくして、もしも肥料の搬出が合計して八〇萬ブードだけであると言つても、これを換算すると、日本人は毎年サガレン水域から三百萬ブード以上の鯨、即ち魚數に直して四七〇〇億匹以上といふ老大な數字の鯨を漁獲してゐる譯になるのである。しかもサガレンの鯨は品質の優秀なるを以て特徴とし、味からみて、アストラハンの鯨は勿論のこと、ケルチの鯨をさへ凌駕するものなので(註二)、鹽漬けにして、シベリヤや外國の市場で殆んど無制限に賣ることが出来ると思はれるのである。しかるに、サガレンで鯨漁業に従つてゐるロシアの企業家の多數は、日本人の眞似をし、鯨を肥料に加工し、これを日本の農村へ送つてゐるだけなのである。だが、しかし、この原因は企業性の不足にあるのではなく、海運業の發達不十分と運賃の高いためなのであつて、これによつて鯨のやうな極めて低廉な産物すら輸送し得られないのである。

註一、一八九八年度及び一八九九年度サガレン年鑑、第一一九頁及び第一二七頁

註二、ゲエ・クラマレンコ、『南サガレンに於ける漁業』、第一二二頁

上掲に引用した資料と三十年前に日本人が漁獲した魚に関する報道とを對比してみると面白いのである。ミツウリのところには一八七一—一八七二年に於ける漁業に関する詳細な資料があるが、これによると、當時に於いて、漁業に従つてゐた日本労働者の數は六〇〇人、日本人の採取した肥料の數量は一四七、一四〇ブードに當つてゐたのである(註一)。従つて、労働者の數は十倍に増加し、肥料の採取も亦多分これと同じ程度に増加したものと思



はれるのである。

サガレン島の約三分の二(その面積は六六、三〇〇平方露と算定さる)は、主として、優秀な建築材となるところの落葉松、樺、等の針葉樹から成る森林によつて占められてゐる。サガレンの樺は極めて大きく、高さも非常に高い。で、胸高の直径一アルシ半以上の樺の木に出會ふことがあるのである。

サガレン材の伐採が商業的目的をもつて開始されたのは一八九六年からである。この一八九六年に、著名な漁業家のセミヨーフとデムビは、支那に建設される鐵道の枕木の供給を請負つたので、サガレンで十二萬本以上の枕木を調達したのである(註二)。

一八九八年の初頭にコルサコフスキ管區の行政當局によつて浦汐、旅順、大連及び日本向け木材輸出のための木材伐採アルテリが組織された。これらのアルテリの活動は最近まで繼續したが、その結果に關しては全然不明である。といふのは、行政當局がこの點に關しては嚴重な沈黙を守つてゐるからである。

註一、ミツウリ、『農業的見地に於けるサガレン島の概観』第一一三—一二〇頁

註二、ア・フォン・フリーケン、『サガレン島の木材』一八九七年度サガレン年鑑、第四五—四七頁

ここで唯だ一つ言ひ得る點は、もしも住民が急いで原木のまま供給しなくてもよく、アメリカ人の方法に倣つて、木材を乾燥し、製材とした形で供給し得たならば(斯くする方がサガレン材には適してゐるのである)、この商取引の利潤は遙かに上廻つたであらう點である。

刑務所や移住民地の需要のためにサガレン材の消費が非常に莫大であるにも拘はらず、現時に至るまでサガレン材

の最大消費者は毎年老大な林區を蕩盡してゐるところの『山火事』であると言ふことが出来るのである。サガレンで燃えつくされた森林の面積に就いては、概算によつてもこれを算定することはできないが、フォン・フリーケン氏の立證するところに従へば、約十萬デシヤテイナ(譯註)をもつて數えるべきものであると(註一)。

山火事は、その大部分が部落の近くから始まつて、森林保護施設が全然無い結果、遠くへ遠くへと擴がり、密林の奥へ進み、山脈の樹の生ひ茂つてゐる山腹を這ひ、雨が降り出して始めて鎮火されるのである。しかして、森林としよに、水分が好きな植物から成り、大氣中の水分の餘剰を吸ひ込み、河川の水位を調節する唇の如き役割を演じてゐるところの森林の根元の土壤も亦露出されるのである。土壤が露出した結果として起るものは洪水である。この洪水は、豪雨の後に起り、もの凄い破壊力をもつて谿谷に沿つて奔流し、土壤の豐饒な地層を洗ひ去り、時としては、種時きのすんだ畑をも浸し、これに泥土を齎らして穀草を枯らしてしまふのである。かくの如く、山火事は、森林の大群を無益に蕩盡することによつて破壊的であると同様に、農作可耕地として適當である少數しかない豐饒な土地をも荒廢せしめる點に於いても破壊的なのである。

註一、ア・フォン・フリーケン、前掲書、第三四頁

譯註、地積の名(一〇九・二五アール、一町一段四步八)

先きに私は、サガレンに太平洋に於ける支配を豫言し、サガレンの光榮ある將來性を指摘したところの空想家の一人の意見を紹介した。これらの空想の言葉が書かれてからすでに三十年が経過した。しかし、この間に、サガレンは最重刑人の流刑地としてその名を馳せたにすぎなかつた。サガレンの過去は最も陰鬱な傳説に充ちてゐる。人はサガ



レンの名を聞いただけで恐怖が呼び起す。しかもサガレンの將來は今以つて定かではない。然り、實際に於いて、過去の年々に於ける経験を基礎とするとき、サガレンに對し何を豫言し得やうか？

サガレンの資源は無盡藏である。そして、もしも我々がサガレンに就いて知つてゐる知識だけ（この知識をすら我々は餘りに持つてゐないのであるが）に基いて、その將來を窺つてみても、サガレンの將來は、シドニー、メルボルン、ニュー・カッスルのそれよりも、嚇々たるものであることは、疑ひないのである。なんとならば、サガレンの資源はこれらに較べてより多様である。メルボルンは金一つ、ニュー・カッスルは石炭だけに富んでゐるが、サガレンは採取工業と加工工業双方に亘つて同時に數種の工業を發達させるすべての材料を持つてゐるのである。石炭、鐵、石油、魚——これらはすべて、サガレンを世界市場へ進出させ、サガレンにこの世に於ける最も富める植民地の一たる意義を約束するところの最要の必需品である。天然資源の多種多様は千差萬別の慣習を有する無数の住民に儲け口を與へるものである。サガレンに於いては漁師も坑夫も、又各種異なる工業労働者も安樂に雜居し得るのである。しかるに、我々がサガレン島を知つて以來半世紀に於いて我々の爲し得たものはなんであつたか？ なんにもしなかつたと云へるし、なんにもしなかつたより尙ほ惡かつたかも知れないのである。われわれは森林を焼き盡し、炭坑を屑で一杯にし、神話的な漁業資源の間に於いて、現在に至つてもサガレンの刑務所の倉料庫へ自己の魚を供給し續けてゐる黒龍江側の厄介にならずに済む程度にまでさへ漁業を組織することができなかつたのである（註一）。

サガレン島の原住民、アイヌは、われわれが彼等の漁業を壓迫したこのために死滅しさらんとしてゐる。われわれはまたアイヌから毛皮になる獸を奪つた。これらの獸はわれわれによつて谿谷へ追はれ、山火事によつて獸でさへ

到達不能な遠い山脈へ隠れてしまつたのである、サガレンの住民は一平方露里當り〇・六人にも達せず、島の荒蕪地たるの特徴は未だ拂拭されてゐないのである。その過去から推すとき、サガレン島に就いて何を言ふことができやうか？ われわれは五十年前に僅か七十人の軍隊によつてサガレンの南岸を占據したのである。その後、われわれはサガレン全島に歩兵一ヶ大隊を維持し、そして最近まではサガレンの防衛軍隊はすべて刑務所部隊から成立つてゐた。しかしてこの刑務所部隊の數は一九〇一年一月一日現在で合計一、六三四人であつた。われわれはわが隣國の深い眠りに就いての古い傳説によつて生活し、われわれの眼前で成し遂げられたものを見ることを欲しなかつた。しかしながら、サガレンの隣りに大砲の轟音が鳴り響いたのである。そして今やわれわれは、われわれの隣國として、飢餓によつて死なないうために、サガレンの岸邊に於いて、われわれの漁業資源の残りものを集めるために自己の子弟を毎日送つてゐる哀れな乞食を持つてゐるのではなく、われわれによつて無視されてゐるこの島嶼を兩手で掴まへようとしてゐる恐しい敵を持つてゐるのである。戦後にサガレンに於いて多數の事態が變更さるべきに至ることは、疑ひの余地ない。しかし、サガレンに對し黒龍江沿岸地方並びに隣接の韃靼海峽沿岸地方の防衛のための堡壘の意義を豫言するには、なにも豫言者であることは必要ない。その時、アレクサンドロフスキイ哨所は、當然、わが太平洋艦隊のための貯炭所となるであらう。しかしして南部海岸は隣國日本に對する要塞の意義を獲得するであらう。理くつから行つて、アレクサンドロフスキイ哨所と南サガレンの間を軍隊並びに石炭輸送のために鐵道によつて結合することが必要である。荒蕪地たるサガレン島は活況を呈するに至るであらう。そして、恐らく、そのとき、サガレン島はその自然によつて當然持つべき意義、しかも今日に至るまでわれわれがかくも執拗に認めるを欲しなかつた意義を獲得するに至るであらう。

註一、一九〇〇—一九〇一年に於けるサガレン島概観、第三四頁



## 第二章

五〇

最初の移住地。——サガレンに關する日本と我が國の關係。——ドウエ炭坑採掘のための囚人派遣の端緒。——流刑囚の勞力を農業に使用した最初の試み。——農場建設と當局の杜撰さ。——自由移民とその受難。——六十年代の強制労働。——囚人使用労働の不足。——サガレンに懲戒植民地を組織せんとする意見と一八六九年の委員會。——囚人の生活状態。——流刑問題と關聯するサガレン調査。——懲戒移住地設立に就てのウラソフ派遣員團の計畫。——サガレンの肥沃な土地に對する魅惑。——ガルキン・ウラスキーの計畫。——サガレンにおける移民事業の總計。——農業と他の生産部門の經濟的意義。——住民に對する政府の補助金。——貸付。——サガレンにおける教化事業。——教會。——學校。——養育院。——國民讀書會。——結語。

アムール沿岸占領直後は勿論、その後といへども長い間、政府はサガレンの移民に對し何等の方策を施さなかつた。アムール三角江上に我が國の國旗が立てられてより三年が過ぎた。しかしこの期間島の領有を確保するために何事もなされなかつた。一八五二年に至つて始めて、アメリカが日本領海に遠征隊を送る準備をしてゐると云ふ噂を聞いて、外國人の占領よりこの島を防衛すべしと云ふ意見が起つた(註一)。

ロシア・アメリカ會社の幹部の交渉の結果、一八五三年四月十一日、在來の會社の特權所有と同じ根據によつて、會社にサガレン領有を許す勅許が下つた。會社は自由移民は勿論契約によるものと雖も外國移民を『サガレン』に入

れないやうにする義務を課せられてゐた。このためには會社は十分なる艦船を所有し、西、南兩岸に二箇所以上の武装移住地を建設せねばならなかつたのである。

會社は一八五四年から島の領有を開始しなければならなかつたが、しかし會社からサガレンに特別支配人が任命されるまではアムール遠征隊の人員と資力を利用し、政治的關係に於ては東シベリヤ總督の支配下に立ち、又總督は必要なだけの士官と下級官吏を會社に派遣しなければならなかつた(註二)。

註一、チフメネフのロシア・アメリカ會社組織の歴史的概観、四三頁

註二、ストルーベ、回想録、一八八八年ロシア通報一一號、一九八頁

同じ一八九三年の秋、オルロフとネヴェリスキーの兩名によつてサガレンに二箇所の哨所が設けられた。即ち西岸にイリイン哨所、南岸には日本移住地の眞只中にムラヴィヨフ哨所が設けられたのである。

しかしながら一八五四年に勃發した東方戦争により哨所防衛が不可能になつたため、この哨所は撤去しなければならなくなつた。又平和締結の結果、引續き島の領有をロシア・アメリカ會社に委ねることは不都合と認められた。よつて政府はこれを回收し、一八五六年にはドウエ哨所を設けた。ドウエ哨所の近くに非常に豊富な石炭層がある(註一)。日本領とロシア領の間に國境設定が豫想された中部サガレンの最も狭い部分に一八五八年に十五名から成るコスタイ哨所が設けられた(註二)。

註一、ア・エム・ニコリスキー、サガレン島とその脊椎動物界、三六一—三八頁

註二、ア・エム・ニコリスキー、前掲書、四八頁



こゝでサガレン島に關する日本と我が國の關係に就て述べるのは無駄ではあるまい。日本人がサガレンに現れたのは十八世紀末より早くはない。何故ならば一七八六年にはラベルズは本島上に日本人も、日本移住地も認めなかつた。一八〇五年に南サガレンを訪れたクルゼンシテルンが證明するところによれば、日本人はまだ全く新しい家に住んでゐた(エス・ルダノフスキイ、サガレン島に關するエス・ウエ・ブツセの回想録に關して、一八七二年度『ヨーロッパ通報、九一三頁』)日本との通商條約締結のための遠征隊の不成功に立腹した我が使節レザノフは武力によつて日本に我が國と通商關係に入る事を強制せんと考へた。故に彼はロシア・アメリカ會社に奉職してゐた海軍士官フオストフとダウイドフにサガレン島に向ひ、『土人、アイヌ人を日本政府より解放し……すべての日本船及び商店を驅逐し、貴重品を掠奪し、カムチャツカに定住せしめるために數名の日本人を神廟もろとも奪ひ、その他の日本人はすべて、これにロシア領であるサガレンに爾後商業以外の目的をもつて渡來せざるやう宣言して、その本土に追放すべし』と命令した。その後レザノフは別の命令を與へた。しかし最初の命令は取消されたのはなかつたので、フオストフはこれを正確に遂行した。一八六年八月に彼は南サガレンに於て數軒の日本人商店を焼き拂ひ、發見した糧食と四人の日本人を捕へ、彼等をベトロバツロフスクに連れ去つた。

翌年彼はダウイドフと共に千島列島にある日本人製造所を破壊した。しかしサガレンには最早や、一人の日本人も發見し得なかつた。故に前年破壊をまぬかれた數軒の魚物置を焼くに止めた。

日本人はこれに對する報復として一八一一年日本に到着した我が使節ガロウニンを捕虜とし、ロシア政府より、我が國の海軍のなした破壊掠奪は政府と無關係なりと云ふ保證を得るまでは彼を釋放しなかつた。(ニコリスキイ、

#### サガレン島とその脊椎動物界)

ガロウニンの言によれば、日本人は支那と條約を結び、この條約によつてサガレンの南部を領有し、支那は北部を領有した(エス・ウエ・ブツセ、サガレン島と一八五三—一八五四年の遠征隊、七二頁)。しかし支那人はサガレンには何等の關係もたなかつた。この島と彼等の關係は、稀に毛皮購入のためアムールよる來る少數の商人の旅行に限られてゐた。日本人に關しては、彼等のサガレンに對する關係は沿岸に於ける漁撈にすぎなかつた。土着民の一部は日本人によつて奴隸的狀態におとしいられ、日本人のために働くやうに強制されてはゐたけれども、アイヌもギリヤーク人もかつて日本國籍に入れられたことはなかつた(ウエニユーロフ、現代ロシア國境軍事概觀のための資料、一八七三年軍事集録、第三卷一一頁)。

日本人自身もサガレン領有に對する自己の權利の不安定を認めてゐたものゝやうである。ムラヴィヨフ哨所はネヴェリスキイが總員僅か七十名よりなる部隊を以つて日本人移住地の眞只中に設けたものである。ロシア人の到來に就てはその秋日本に報告された。日本人は翌年の春漁業のためサガレンにやつて來た。しかし日本人はブツセの許可なくして郵便物を送る事を躊躇した、又彼等の間には兵士がゐたが、これはフオオストフによつて行はれたやうな破壊が繰返されるのを警戒するためであると説明した。(エヌ・ウエ・ブツセ、一三九頁)

兎も角も、ガロウニンの逮捕と我が國がサガレンに對するあらゆる權利を放棄せることにより、その後は我が國の策は、漁業によつて占領したサガレンに對する日本人の權利を認めざるを得なかつた。而して滿二十年間サガレン



は共同領有の曖昧な状態にあつた。しかし終に一八七五年の條約によつて千島列島の代償として我が國の領有と認められ、千島列島はサガレン南部に對する賠償として日本に讓渡せねばならなかつた。

下田條約によつてサガレンは我が國と日本の間に分割されなかつた。日本は島の南部を我が國に讓渡することを斷乎として反對した。しかしサガレン南部に日本人が多數殺到したためにロシア政府は島の軍事占領を決意し、一八六七年に南サガレンに歩兵二個中隊を上陸させた。即ち一個中隊はコスナイに、他の中隊は、島の管理のため任命されたウィツテ大佐が設けたムラヴィヨフ哨所のあるブツセ灣に。一八七〇年までにはサガレン防衛のための軍隊は二個の山砲を有する大隊にまで増大した。この大隊は數個の小部隊を全島に分遣、散在せしめた。このサガレン植民の開拓者の立場は非常に困難を極めた。彼等は九人、七人、時には二人づゝ各個所に、人里離れた道もないやうな土地に散在せしめられて、困苦缺乏を経験した。兵士達は、出来る所なら何處でも野菜栽培に従事した。しかし土地と氣候は何處でもこれに適してゐたと云ふわけではない。されば一八七一年には、當時全サガレンに在つた十二の哨所のうち菜園を所有してゐたのは僅か五哨所に過ぎなかつた(註一)。又同様に糧食に必要な物品を時期外れの配給も忍ばねばならなかつた。例へば、コスナイ哨所はサガレン最大の一であつて、一個中隊の兵隊が居たにも拘らず、やうやく一八六三年、即ち駐屯後五年を経て家畜の配給を受けた如きである(註二)。より遠隔な哨所は更に困難な條件の中におかれた。されば、オホツク海岸に設けられたチフメネフ哨所は一八六九年には二五名の兵隊が居たが、一八七二年には、この遠隔の哨所に糧食を供給する事の困難のために三名に減少してしまつた(註三)。

註一、ミツウリ、農業關係に於けるサガレン島概要、七五頁

註二、同じく、六四頁

註三、同じく、七五頁

上述せる如きドゥエ炭坑の豊富な埋藏量とドゥエ炭の質の優良さは地方當局に、シベリヤ艦隊及び太平洋分艦隊の外國炭使用を完全に廢止する可能性に就ての希望を與へた。このためにドゥエ炭坑の生産力を年産六〇萬―七〇萬ブードまで増大する必要があつた。しかしアムール地方に於ける労働力の不足はこれに對する克服しがたい障礙であつた。最初ドゥエ炭坑の採掘に援助を與へた軍隊も亦小人数であり、部隊より十分な労働者數を抽出する事は不可能であつた。このために囚人の労働を石炭採掘に使用せんとする考へが非常に早く現れた。

最初の囚人の一隊がサガレンに派遣されたのは一八五九年であつた(註一)。流刑囚をサガレンに追放した個々の例が分つてゐるのは一八五八年後である(註二)。第二回目の八十名は一八六一年にドゥエに到着した。それに續いて更に幾組か送られた。

最初囚人は衣食付の上に更に自分の坑内労働に對し一晝夜二十カペイカ與へられた。しかし一八六二年には労働の生産性増大の目的をもつて日給は、出來高拂制に改められた。政府は採掘炭一ブードにつき二カペイカを支拂つた。しかしこの場合は流刑囚は衣食を目下負擔しなければならなかつた。

囚人と共に、囚人労働の期限を終了した移民とドゥエ哨所の兵隊も採炭に従事した。流刑囚の勞銀は平均月一四―一五ルーブルに達し、労働の生産性は著しく増大された。しかるに輸送機關の不足のために石炭の需要は採掘量より



も遙かに少なかつた。石炭層は露出した。一八六四年には石炭の採掘を一八六七年まで中絶することになった。この期間囚人がいかにして、又何をもつて生活してゐたかは不明である。しかし炭坑で働いてゐた移民は大陸に移住して行つた(註二)。新しい囚人の到着と共に、一八六九年には賃銀は全然廢止され、炭坑の採掘は囚人の強制労働によつて行はれた。

註一、デイフマン、鐵業關係に於けるサガレン島、一八七一年度、鐵業誌第三卷、五三一頁

註二、タリベルグ、サガレン流刑、一八七九年、ヨーロッパ通報、第五卷、二二二頁

チエホフ、サガレン島、全集十五卷、九七頁

註三、アケワベン、上掲書四二―四三頁

流刑囚の労働を農業に使用せんとした最初の試みは一八六二年であり、この年この目的をもつて囚人労働の期限を終了した者のうち、八名の移民がサガレンに送られた。

彼等はドウエ哨所より遠からぬ土地を割當てられた。しかし彼等の内の四名は土地の耕作には従はず、炭坑労働に従事した。一方の他の者達は一八六四年に至つてやつと仕事に着手した。

彼等は火と斧をもつて割當てられた土地の一部を開墾した。彼等は鋤と鶴嘴の外は全く農具をもたなかつた。また役畜もなかつた。この爲に凡ての農業労働は手で行はねばならなかつた。

播種用として彼等に與へられた春蒔小麦は實は秋蒔であつた。このために耕地に費された努力は徒勞に終つた。最初によく耕さなかつたにも拘らず、土地は相當な收穫を與へた。しかし森林の中に新しい土地を開墾することの

困難さは彼等をして同じ耕地に穀物を蒔くの外なからしめた。又耕地は肥料を施されなないために出來が悪くなつた。施すべき肥料は全くなかつたのである。

數年間は何うやら生活したが、彼等は終には土地を打棄て、サルトナイの民營鑛山に移住した。こゝでは月約三十ルーブル程の勞銀が得られた。しかし鑛山の仕事は間もなく中絶された。移民は全く稼ぎがなくなつたので遂に島を見棄てた(註)。

註、ミツウリ、前掲書、九一―九四頁

流刑囚を農業労働に使用せんとする考へは一八六八年の初めに再び起つた。しかしこの度は農業労働には専ら流刑囚のみを指定すべしと決められた。けだし流刑囚にとつてはこの仕事は強制労働の性質を持つべきであつた。

翌年サガレンに多數の囚人が送られることになり、その内の四〇〇名は總督の指令によつて石炭採掘のためドウエに留まり、一〇〇名は北サガレンの農業労働に割當てるやうに豫定された。その他の者は哨所の建設と哨所間の道路開設の各種作業の經營のために、又鑛山技師ロバーチンによつて示された石炭層の採掘のために南方に送られることになつてゐた。この計畫實現のためにドウエ哨所から十露里の地點に一八六九年アレクサンドロフスク農場が設立された。これには必要な設備の建設、土地の開墾、耕地の排水及び道路の敷設のために多大の困難な労働を要した。これらの作業は三年間に亘つて行はれた。しかし翌一八七〇年には早くも最初の播種が行はれた。こゝにも初めて農業労働の設立を試みた時と同様な當局の杜撰が現れた。種子は品質が悪く、ために秋蒔ライ麦三七ブードを播いたが、收穫は五五ブードしかなかつた。種子の代りに「チクシーヤ」と呼ばれる蕎麥の變種が生え、而もこれは自然生で繁



殖力強く、翌年には隣接耕地にまではびこつた(註)。

註、ミツウリ、前掲書、九四—一〇二頁

最後に農場用の土地の選定も極めて不適當であつた。土地は密林で囲まれており、而も森林の開墾は極めて困難であつたのである。又土地の性質は山嶽的であり、平坦地は殆んど海面と同一水準にあり、土中の水は鹽氣を含んでゐた。故にこゝに生長し得たのは太い、木のやうな全く榮養の乏しい乾草のみであつた。

溝渠の敷設によつて土地の排水を行はんとする試みは暗渠のないために成功しなかつた。耕作に適する土地は非常に僅少であり、後に其處には茶園が作られた(註一)。

或る同時代人の言葉によれば、農場に選定された流刑囚人はドウエに收容されてゐた者の内の素行の良い者ばかりであつた。故に彼等は信頼し得べき分子であり、當局との関係もよかつた(註二)、しかしながら最も勤勉な労働者といへどもこの様な悪條件の下では何事をなし得るだらうか。義務労働の終了と共に囚人が移民の身分を取得して大陸に去つて行つたのは全く當然の事であつた。流刑囚をもつてサガレンを植民せんとする考へは當時はまた緒についたばかりであつた。故に當局には徒手空拳で移住地に入り込んで来た流刑囚の生活を建てるべき資金がなかつた。ために彼等は經濟に着手することが出来なかつたのである、アレクサンドロフスク農場の鹽分を含む水の浸みこんだ土地に行はれた無益な苦難の経験はサガレンの農業の將來に暗影をなげるものだつた。

註一、沿海州流刑囚人主任シヤホフスキー公の覺書「一八七九年までの沿海州に於ける流刑囚人管理の各種部門狀態に就て」

註二、アウグスチノウイチ。サガレン島に於けるロシア人の異民族の生活、一八七四年、世界旅行者、第二卷六〇頁

勞銀も亦皆無だつた。何故ならば民營炭坑は閉鎖され、ドウエ鑛山では有給労働が廢止され、石炭採掘は流刑囚人の無賃労働によつて行はれてゐたからである。この様な條件であるから、移民に残された最後の手段は大陸に渡つて、そこに生計の道を索める以外になかつた。同様な農場が南サガレンのコルサコフ哨所から三露里の地點に建設された。こゝでは流刑囚人の立場は更に孤立無援であつた。農具は全くなかつた。犂頭の二つある犂を一個入手する事が出来たが、牛も馬もなかつたので全く耕す事が出来なかつた。一大努力の末にその地の部隊から一頭の牡牛を借り受け、この牡牛と流刑囚三人の力によつて耕區の耕耘を行つた。犂を作るためには鐵がなかつたので犂の齒には古い鋤鶴嘴と鐵挺を利用した。しかし犂を利用する季節が近づいた時に牡牛を取上げられてしまつた。それで六人の労働者の力によつて犂をもつて耕地を耕さなければならなかつた。しかしこの新ロビンソン達はかやうな辛苦をして耕作した耕地から成果を収めることは出来なかつた。何故ならば彼等が播いたライ麦は春蒔ではなくて秋蒔であつた。それ故このうちから幾分なりとも翌年のために保存した僅かの分も一年間に家畜に食ひ盡くされてしまつたから(註)。

註、ミツウリ、前掲書、一〇三—一〇六頁

囚人の労働を北サガレンの農業に使用せんとする計畫と時を同じうして、自由移民によつて南サガレンを植民せんとする考が現れた。先づ試験として、土地の條件と氣候が農耕に適してゐるタコエ河の谿谷に二五家族を移住させる事になつた。移住民は現地に到着してから二年間は政府の碾割麥と麥粉を利用し、又必要な農具、四頭づゝの各種家畜、播種用穀物四〇ブードをうけ、各種の臨時支出用として一家族四〇ルーブル宛の貸付金をうけてゐた(この貸付の返還は五年の年賦であり、サガレン定住時から五年後に始めればよいことになつてゐた)。更らに移民は二ヶ年間の



軍事義務の履行を免除されることになつてゐた。

自由な土地を求めてアムールに來住し、こゝで居所を發見出来なかつたトボリヤークの十家族の者とイルクーツク縣バラカンスキー區の十一家族がこの條件によつて移住することに同意した。全部で一一九名の人間がサガレンに上つた。一八六九年八月移民がニコラエフスクに到着すると、二五家族のために準備された二年間の食糧は二一家族の用にも不足であり、勞働用の牡牛も、挽臼も、犂頭もなく、更らに準備した馬は移民の輸送のために豫定した船が狭少で之を積載し得なかつたためにニコラエフスクに放置された事が分つた。その後暫くして、移住地の近くの地にこれらを送附する事は不可能と分つた。移民はコルサコフ哨所に送られ、こゝから彼等は全家財をもつて車の通る道は勿論のこと全然道のない島の内部に向つて九〇露里も進まねばならなかつた。途上に横たはる密林の中に一條の道を開くことが決定され、このために一五名からなる一隊の兵士が送られた。しかし移住者達はこの通路の完成を待つてはゐなかつた。或ひは櫓に乗つて、或ひは荷車に乗つて前進した。さうして漸く十一月の終りに信じ難い程の困難を冒して彼等に豫定された地點にたどり着いた。新移住者の一部は密林中に急造したバラツクと土小舎の中で冬越しするため残り、一部はコスナイに向ひ、こゝの兵營の中に避難所を見つけた。

春が近づくと共に百姓小舎の建築に着手し、家畜のために乾草の準備を心配し、また耕地を耕さなければならなかつた。しかし耕すべき道具はなかつた。ニコラエフスクから二一組持つて來るべき管の犂は全部で九組しかなかつた。コスナイに連れて來た四二頭の牡牛のうち二五頭は冬の間に飼料不足のために斃れた。ニコラエフスクに残置された馬は馬糧が高價なために競賣市場で賣拂はれた。この代りにザバイカルから新しい馬を持つてきたが、これは移住者

達がその一部を選分けて一四馬だけをとつた残りの質の悪い馬だつた。

以上すべての諸原因によつて、播種は遅くなつた。かてゝ加へて種子は黒穂病に侵されており、ライ麥は春蒔と秋蒔とがごたまぜにされてゐた。收穫は慘憺たるものだつた。移住者達は新種子の交附を嘆願したが、解答はなかつた(註)。

註、ミツウリ、前掲書、七七一七八頁

翌年の收穫は満足すべきものであつた。移住民は元氣づいて、更らに土地を擴張した。然しながら春になつて非常に多量の雪が降り、而も急激に解けたために野は水に浸り、作物は消失した。

翌年も同じ事が繰返された。小さな家畜は水で奪去られた。破産した移住民は自分の小舎を見棄て、離散した。一部はススヤ、チヨールナヤ・レチカに、一部はコルサコフ哨所の近くに移住した。しかしながら前者は熊に追拂はれ、後者は當局によつて移轉せしめられた。

八〇年代に移住民は再び集合し、チビサニ湖附近に移住した。こゝでは毛皮業が彼等の經濟を援けた。しかし彼等がやゝ恢復し始めるや否や、最初の設備費と、洪水のために飢餓に陥つた際に交附した政府の糧食貸付費の徴収が始まつた。一八八四年の冬には一家族七五ルーブル宛徴収された。このために牛を賣らねばならぬやうになつた。或る家族は殘餘の財産さへも差押へられた(註一)。終には破産の極、浮浪人になり果て、不幸なる移住民は艱難辛苦も空しく大陸に移住しなければならなくなつた(註二)。

註一、ボリヤーク、處女地、一八八六年、第一號、一五頁



サガレンに於て農業の試みが實行されてゐた時に、ベテルブルグに於ては東シベリヤ最高行政廳の影響も與つて、サガレンの植民は流刑囚人の定住によつて可能なりとの考へが起つてゐた。豊富な石炭層と石炭の廣範な國外販路開拓の可能性に關する執拗な現地當局の言明と、その開發を自己の手に收めやうとする外國人のより一層執拗な懇願は、政府に、サガレンは國家に利益を與へると共に帝國內に仕事も場所も發見することの出来ない多數の流刑囚人に勞銀を與へ得るものなりとの確信を抱かせるに至つた。六〇年代の初期に我が國の強制労働はカリスキー金産業、ネルチンスク銀鉛鑛山、國立火酒釀造工場及び製鹽工場、ベトロフスク製鐵工場、幾つかの民間及び國家貸下げ工場に集中された。しかし火酒釀造工場は專賣權の中止と共に閉鎖された。ネルチンスク銀鉛鑛山は、囚人の労働を利用してさへも損失を來した程に貧乏だつたので閉鎖された。ベトロフスク製鐵工場は民間に賣却された。かくて六〇年代の中期には囚人の爲の仕事が甚だしく不足なことが明らかとなつた。彼等のために残つたのはカリスキー金産地、製鹽所及び民間工場に過ぎない。

カリスキー金産地は約千人の人間を使用することが出來たが、それも夏の期間だけだつた。製鹽工場の要した囚人数は更らに少なく、而も間接内國消費税の廢止が豫期されたので閉鎖されんとしてゐた。民間工場は勿論、國立工場も全然懲罰的意義を有してゐなかつた。何故ならば其處では囚人は通常の労働者と殆んど同様な待遇を受けてゐたからである。然るに囚人労働の宣告を受けた者の數は一萬二千名にも達した。強制労働を必要とする仕事不足なために、當局は、或ひは流刑囚を民間金産地の仕事に就かせ、或ひはネルチンスク區より離れさへしなければ何處なりと

欲する所へ仕事探しに行くことの許可さへした。斯かる秩序と監視の不十分は一般に懲役の懲罰的意義を損じ、大量逃亡を促し、放浪を盛ならしめた。而も之と鬭争することは全く不可能であつたのである。

囚人労働を如何にするかといふ問題の解決を見るまで、十個の中央刑務所が設けられ、その中に一時流刑囚人を割當てた(註一)。したしながらこれは問題を少しも解決するものでなかつた。場所の狹隘なために監獄附屬の工場を造る事が出來なかつた。外部の仕事は何處にでもあるといふわけではなかつた。又そのある所では非能率なりとして囚人労働を使用することを好まなかつた。而も刑務所當局は、外部に於ける仕事よりも逃亡の危険を豫防し易い刑務所の壁の中に囚人を閉ぢ込めておく方を選んだ(註二)。囚人のために仕事を發見することの困難さは極めて大なるものであつた。例へば、ドボルスカヤ刑務所に於ては、法律(一八七〇年三月二十八日付勅令二三條)によつて、一級服役囚に、砲彈を一つの場所から他の場所に運び、これを一列に並べたり、積上げさしたり、又砂を撤かしたり、薪、煉瓦及び石塊などを一つの場所から他の場所へ移さしたりすることを規定した。この様な状態であつたので、サガレンに於て囚人労働を使用せんとする考へは強制労働問題の解決の極めて重要な一步であり、政府の注意を引いたのである。一八六八年十二月五日、流刑と強制労働の整理問題審議のために特別委員會を設立する勅令が成立した。又その頃沿海州地方の問題に就て特別協議會が組織されたが、こゝでも専らサガレンの流刑問題が審議された。委員會はサガレン流刑は多くの極めて重大な諸條件を満足するものなりと認めた。

註一、一八八二年、刑務總局報告、二〇、二一、二四頁。タリベルグ、前掲書、二一八一—二二二頁

註二、一八八〇—一八八一年、刑務總局報告、六〇—六二頁



サガレンは、人口の稀薄と地域の廣大によつて、囚人の中の新しい労働生活を始めやうとする者には職業上廣い自由を與へてゐた。かくてこの島に於て強制労働を行ふことは、委員會の見解によれば、強制労働の苦痛によつて、裁判の懲罰と矯正の使命を満足せしめる筈であつた。サガレンが遠隔の地であり、而も島であるといふ事は大陸への逃亡を防いだ。委員會の意見によれば、逃亡は『極めて困難、否殆んど不可能』であつた。又全流刑囚人を一地方に集める事は給養上の経費を著しく減するに相違なかつた。流刑囚人移住地として、サガレンは以上の様な有利な點を備へてゐる他に、委員會の考へによれば、サガレン流刑は重大な國家的意義を持つものであつた。何故ならば、一方に於ては自由植民の望みが全くなかつたのでそれが島の領有を鞏固にする手段であつたし、他方に於てはサガレン炭の國外販路開拓の可能性を與へるものであつたからである(註一)。時を同じうして、沿海州問題特別協議會も八〇〇人までの流刑囚人を『試験的に』サガレンに送るべしとの意見を述べた。この意見は一八六九年四月十四日勅許を得た(註二)。

註一、エヌ・ルダノスキ、一八五三年の遠征隊とサガレン島に関するエヌ・ヴェ・ブツセの回想録に就て、一八七二年、ヨーロッパ通報、八一頁

註二、タリベルグ、前掲書、二一九―二二二頁

サガレン當局は、やがて到着すべき囚人に就て豫告されてゐたが、時間のないのと努力の不足のために宿所を準備する事が出来なかつた。流刑囚の一部は南サガレンに、一部はアレクサンドロフスク農場に送られ、他の者は、その

地の部隊があげ渡した兵舎の半分に收容された(註一)。こゝで彼等は、最初の刑務所の建築が完成した一八七一年十一月まで暮した。兵舎は物凄く簡陋だつた。最初の囚人に引續いて、一八七〇年には二五〇人、一八七一年には一六五名と更らに二組の囚人が到着してからは尙更であつた。南サガレンに於ても恰度これと同様であつた。こゝでは囚人は、コルサコフとコスナイの兩部隊の兵舎に割當てられた。しかし流刑囚人はとも角悪天候を避ける避難所を發見したが、彼等について來た妻や子供達は、全くの宿なしだつた。暫くして彼等の夫は、仕事の合間をみては彼等人間の住居に似たものを造つてやつた。二年後、これを目して、或るサガレン頌歌作者は乞食小舎の蔑稱を與へた(註二)。概して囚人の生活は困難に満ちてゐた。ケツベンケツベンの證言するところによれば、坑内ではステアリン蠟燭をともし働いてゐた。これは脂肪質のものだと囚人が食つてしまふからである。流刑囚の家族の状態は特に悲惨であつた。シヤホフスキー公は、その覺書の中で次の如く述べてゐる。

『家財を肩に擔いで島に來るや、一日一二フントのパン以外には何等の扶助も仕事も與へられず、而も先づ宿を求め、薪を手に入れ、衣服を修繕したり、買つたりしなければならなかつた彼等は、自分の家を建て、菜園を作り、野蠻人でさへも必要とする生活に必要な道具を作るのに非常に苦しい努力を費さなければならなかつた。』

註一、ア・ケツベン、前掲書四二―四三頁

註二、アウグスチノウイチ、前掲書五八頁

後には、パンの代りに一人當り、五ルーブル七〇カベイカの金を交附するやうになつたが、この金額は、穀物の平均値段が一ブード三ルーブル五〇カベイカから四ルーブルするので全く不足であつた。勞銀は全くなかつた。ドウエ



には、教會もなく、牧師も居なかつた。死者の埋葬と洗禮は、或る囚人が執り行なつた。この同じ囚人が、日曜日や、復活祭と降誕祭の祭日に、又その他の大祭には、兵營に於て、官吏と哨所の兵の出席の下に祈禱や、それらの日にふさわしい祈りを讀んだ(註)。

註、アウグスチノウイチ、前掲書、六六頁

政府は、試験的に、サガレンに多數の流刑囚を送る事を決定したが、サガレンに關する調査研究が完成するまでは、委員會が示した所に従つて、何等かの決定的手段をとる事を不可能と考へた。一八六九年に沿海州研究のためにスコルコフ侍從武官長を團長とする派遣員團が組織され、これにサガレンに於て囚人労働を行ふ爲の諸條件の調査が委任された。派遣員團は、この島が懲罰植民地に極めて便利であると認めたと、島の天然資源と新來者を待つてゐるこの新しい國の諸條件を慎重且つ徹底的に調査の必要なることを教へた。次の一八七〇年には内務省刑務局長ウラーソフを長とする専門家より成る派遣員團がサガレンに派遣された。この派遣員團の中には、サガレンにとつて忘れることの出来ない農學者ミツウリも居た。彼は八〇年代の初期に、サガレンの強制労働を管理してゐた。若し死が彼の活動をその初期に於て中絶しなかつたならば、島の植民に多大の功績をなしたであらう。

一八七三年には、鑛山技師チツベンがドウエの石炭層調査のためにサガレンに派遣された。そのほか、時を異にして、鑛山技師ソフ、ディフマン、ロバーチン、パツェウイチ及び參謀本部大佐カルナツクが島の調査に従事した。しかし彼等の調査は、餘りにも断片的且つ皮相的性質を持つてゐた。しかしこれは彼等の罪ではない。私はこゝでは、サガレンの植民には全然關係なく、純科學的興味のためにサガレンを調査し、またそれ故に植民の指導には直接的意

義を有しないシミット、グレン、ポリヤコフ、ニコリスキー及びその他の調査に就ては述べない。

以上列擧した仕事は、サガレンとその天然資源の調査になされた全てである。これ等の仕事の大部分は、現在では既に忘れられ、僅かにケツベンの本のみがサガレンの石炭業の研究者の机上參考書として存在してゐるにすぎない。しかしそれも既に著しく古くなつてしまつた。

ウラーソフ派遣員團は、二個年以上もサガレンに在つて調査した後、サガレンの土地及び氣候條件は、南部のみならず、島の中央部に於ても農業の發達を許すと云ふ結論に到達した。濕地に於ける草木の著しい生長力、竹や葡萄のやうな南方植物の代表物の存在及び穀草や野菜の幾つかの成功した播種の經驗は、サガレンの農業移民の可能性を示す輝やかしき確證であつたやうに思はれる。派遣員團の計算によれば、島の中部及び南部地區には、流刑囚人の強制労働をもつて栽培する事の出来る、而も二萬五千乃至三萬の人間を養ひ得る四二萬デシヤチナ以上の土地がある筈であつた。

派遣員團の豫想したところによれば、一懲戒移民地は、二〇〇名の軍隊以外に、男六〇〇名と女四〇〇名から成らねばならない。

一移民地に要する土地の面積は、草刈場以外に、四一八デシヤチナとする。

女は菜園の栽培、家畜の世話、亞麻と大麻の栽培、紡絲と亞麻布の製作、男女衣服の裁縫及びその他の婦人労働に、男は道路の開設、耕地の耕作、家庭生活に必要な各種物品の製作製造に従事すべきである。

各移民地には耕地の耕作とその他の困難な仕事のために牝牛一二〇頭、牝牛二二六頭、馬四二頭、各種小家畜八九



○頭を豫定する。勿論、斯かる移民地の建設は數年を要するものであり、耕作地面積の擴大は急速には出來るものではない。この移民地の建設は一八七四年より着手する事と豫定し囚人三〇〇名は準備に即ち森林の開墾と排水溝渠の開設に、更に三〇〇名は建築仕事や、道路の開設や、家畜の世話や、干草の準備や農業仕事の範圍内に入る各種の内職に従ふものとする。

農業と共に石炭工業も亦計畫され、年産九〇萬ブードの生産遂行が豫定された。石炭労働は次の規定に基づいて行ふやうに豫定された。各囚人は、期限の三分の一を無賃銀で働く。次の三分の一には、若し行狀宜しき時は、普通労働銀の一五パーセント以上自己の利益となる。この労働銀は最後の三分の一に於ては三〇パーセントまで上げられ、更に流刑囚には刑務所外に居住することが許可される。しかし現金の支給は行はず、現金の代りに、強制労働期限を終了した流刑囚には、家庭生活に必要な凡ゆる物品づきの百姓小舎が與へられる。

流刑囚の家族は、女子刑務所に附屬して建てられた特別の小家屋に居住する。この小家屋には、耕地と菜園用の土地がついてゐる。家長の義務労働が終了すると、家族は自分の家に移轉し、官舎は新しい家族のために引渡される。各移民地には兒童のために學校が建てられる(註)。

註、一八七四年、新時代、一七號

この計畫は、未完成であり、且つ素材ではあるが、嚴格にして一定の組織を表示してゐるといふ點に於て非常に卓越してゐる。これはサガレンに於けるその後の移民計畫にはなかつた。その後の計畫は常に漠然としてゐたし、現在も亦非常に漠然たるものである。而も植民は、このために、今日まで根本に於ては試験の埒外に出なかつた。

派遣員團が農業植民に熱心だつたのには重大な理由がある。それは、サガレンの處女地が幾つかの土地に於て非常に豊富な收穫を與へたからである。されば、シヤホフスキー公は前に引用した覺書の中で次の様に述べた。

『將來バリシヤ・トウイマとマーラヤ・トウイマの盆地は、ブルイスキー分水嶺の六〇—七〇露里の間に、農業に従事する莫大な囚人數を收容し得。而もこの地方の穀物收穫は、その地方の食糧を保證するだけの數字に達し得る』  
同じ覺書の他の個所で、シヤホフスキー公はこの盆地を、『サガレンだけでなく、サガレンを圍繞するシベリヤ沿岸の將來の穀倉』と名づけてゐる。しかし、派遣員團と現地當局が畫いた魅惑的見通しにも拘らず、この計畫は採用されなかつた。この原因は、十中八九までは、主に純財政的考量にあつたので、サガレンの農業の將來に對する不信にあつたのではない。ウラーソフ派遣員團の計畫を少しでも廣範圍に實施するには非常に莫大な費用を要したのである。

サガレンに於ける強制労働は、依然として極めて漠然たる状態に留まつてゐた。一八七九年以來サガレンへの囚人の流刑強化され始めたが、刑務總局は、従前通り、サガレン植民の特質に關しては全く不決斷な態度を固執した。そして試験的に、流刑囚に炭坑の仕事に備はれる事を許可しながら、流刑囚労働の期限を終了した者に對する土地の分與に就いての詳細な考慮を總督に要求したのである(註一)。三年すぎて、サガレンに再び三千人の囚人が送られて來た時でさへも、刑務總局にとつては、囚人労働の期限を終つた者のために移住地を建設することが可能なりや否やといふことも、『將來、サガレンに如何程の罪人を流刑し得るか』といふことも解明されてゐなかつた(註二)。

註一、一八七九—一八八〇年度刑務總局報告



現地に於ける事業の研究のために刑務總局長カルキン・ウラスキーが派遣された。彼は強制労働と同時に農業的性質をもつた轉住地の建設を可能なりと認めた。彼の建言によれば、家族をもつた二級と三級の服役囚と、獨身者の内の農業を好むと思はれる者は、新移住地建設の準備作業、道路の開墾、土地の開墾、百姓舎の建築及び彼等囚人とその家族がそこに留まり得るやうなその他の物の設備をするために送らるべきであつた。

これとは別に刑期の残りが三年以下の被懲治囚によつて協同組合を組織し、彼等をもこれと同じ作業に送るべし、との提案がなされた。移住地に行つて後の農業は強制的性質のものではなかつたが農地に定住して自己の生活を安定せしめることを喜ばなかつた移民は、刑期を短縮されて農民となることが出来なかつた。従つて六年の代りに十年の間、常習犯罪は九年の代りに十五年間島に留まらなければならなかつた。農民の資格を得るまで移民に大陸渡航を禁止し、又島には全然勞銀仕事に乏しくしてゐるやうな状態にあつては、職業選擇の自由は大多數の者には空虚な意義しかもつてゐなかつた(註)。

註、刑務總局長ガルキン・ウラスキーの覺書、一八九五年刑事彙報、五號、二三七―二三九、二四一頁

植民事業制度の根本的法規であるこの考へは、當時刑務總局特別協議會と總督ばかりでなく、内務省の認可をも受けた。しかし依然として、偶然と氣まぐれが植民事業を支配してゐたサガレンではかかる考へも全然實際的意義を有しなかつた。

サガレンへの流刑が恒常的性質を帯びるに至つた一八七九年から、二五年の年月が流れた。この間サガレンには、

ヨーロッパ・ロシアとシベリヤから三萬人以上の人間が移住させられ、強制労働の經營と植民の施設には約三千萬ルーブルが支出された。これ程多額な金と、これ程豊富な労働力をもつてすれば、非常に多くの事が出来る筈であつた。我が懲罰植民地が創設二五年後に如何なる状態にあり、その住民の生活がどの程度保證されてゐたかを検討してみやう。サガレン島の住民は、一九〇二年一月一日現在では三六、五九五人を算えた(註)。官吏及び確實な財産を所有する自由移民及び五、六六三名の流刑囚を除いた二八、三一六名の人々は筋肉労働によつて生計を立てねばならなかつた。その大部分、即ち一四、五五五名は、農業に従事し、その他の者は夫々相應な職業に従事してゐるのである。

註、以下引用せる數字資料は、『一九〇〇―一九〇一年度サガレン島概観』(上奏文附録)より引用する。

後者の部門に屬する者の勞銀は不定且つ偶然的性質を有してゐる。故に農業に従事してゐる者の生活は、より保證されてゐるのである。一九〇一年、島の四、二九五農家のうちその五二・四七パーセント即ち二、二五四農家は播種用の穀物を有せず、國家の貸付をうけた。しかし注意せねばならぬのは、この數字が住民の種子所有を十分正確には現してゐないといふ事である。何故ならば、警察當局は、交附した貸付數だけを登録し、貸付請願をなした者の數は登録してゐないからである。

二一〇、八九五・五一ブードの穀物の收穫があつたが、翌年の播種に要する數量を控除すると、食糧用と飼糧用の穀物は全部で一六九、一一四・五ブードに過ぎなかつた。

今自家の家畜は専ら干草と藁で飼養して、大麥と燕麥は食料穀物と同一値段にて賣却すると假定しやう。此の假定によれば、平均一農家には三九・四ブードの穀物が割當る事になる。しかして大人の農民八、四〇八人には五、二一七名



の子供がある。子供二人を大人一人と算え、年一人約二三ブード一六フントの兵隊の普通携帯に糧を最低標準にとれば、サガレンの農民は一九〇一年には自家の穀物を以てしては僅かに五個月と十二日を糊口し得たに過ぎない事が分るであらう。

住民は、慢性的穀物不足の爲に、自家の耕地の大部分（一二乃至二九パーセント）に馬鈴薯を植えた。收穫は四〇五、五八一ブードあつたが、翌年度の播種に必要な數量を控除すると食料用に残つたのは三五二、八九三と二分の一ブードである。

アイルランドの労働者は、専ら馬鈴薯のみを食料とする際には、一日九乃至一一フントを要する、馬鈴薯一〇フントを平均一日の標準とすれば、サガレンの農民は一九〇一年の收穫高を以てしては僅かに一一七日を暮し得るにすぎない事が判る。

斯くの如く、一九〇一年の農業經營は島の農民に僅かに九ヶ月と一〇日の生活を支えるに辛ぶじで足る極めて貧困なる食料を與へたにすぎない。残りの三ヶ月間の食料の爲に、又衣服、家屋と農具等の修理の如き他の必需品を得る爲に農業以外の資源を求めねばならなかつた。

一九〇一年は全く何かの例外ではない。次の表の中には農民一人に對する穀物と馬鈴薯の數量に關する資料を集めた。此の際子供二人は大人一人と算え、飼料用穀物は食料用穀物に替えられるものと假定した（註）。

穀物(ブード)	一八九五年	一八九六年	一八九七年	一八九八年	一八九九年	一九〇〇年	一九〇一年	平均
	一八、〇	一五、一	一五、五	一四、六	一三、〇	一二、二	一五、四	一四、八

馬鈴薯(ブード)	三七、六	三七、六	三五、〇	三六、〇	三一、四	二三、〇	三一、九	三三、三
----------	------	------	------	------	------	------	------	------

これによつて、如何なる年が豐年であり、又如何なる年が不作の年であるかが分明となり、而も其の中で一九〇一年が中位を占めてゐることが判るであらう。又これ故に一九〇一年を農業に依存する住民の生活保證程度の特徴づけの爲に最適年として研究し得る事が判る筈である。

註、引用せる資料は一八九七—一八九九年度サガレン年鑑中に収録された農業監督官の報告、一八九八年度と一八九九年度の刑務總局の報告及び一九〇〇—一九〇一年度の『サガレン島概観』（上奏附録）より引用した。

農業以外に、島民の生活資源となつたものは、政府及民間貨物の運送、林業、炭坑内の労働、及び偶然的日傭仕事と狩獵である。

漁業は主として日本人の手中に收められ、而も彼等は漁獲を専ら自國労働者によつて行つた。一九〇一年に漁業に従事した労働者六二三人に對しロシア人労働者は全部で僅か一七〇名に過ぎなかつたのは我々が既に知る通りである。日本人は全漁獲品を日本に持歸る一方、營業設備と労働者給養に必要な物を全て之を携行した、若しロシア人が日本企業者から何等かの儲けを得るとすれば、それは専ら營業に必要な燃料の提供と漁業用納屋の建築材料に限られた。然し此の取るに足らない労働も金錢を以て支拂はれたのは稀である。何故ならば日本人は通常、流刑移民が非常に好んだ酒精、燒酎、コニヤック及他のアルコール飲料を以て支拂をなした。職業として、漁業に従事した流刑移民は極めて少數に過ぎなかつた。何故ならば此の爲には舟、網、労働者の糧食及び其他が必要であつたから。之等すべてを設備する爲には相當大なる資本を必要とした。二〇〇—三〇〇名の僅かな數の労働者は夏期間漁業にニコラエ



フスタに出掛けた。然し彼等の勞銀は全く魚の水揚げ量如何にかゝつており、平均一人當り八〇乃至一〇〇ルーブルであつた。

比較的部のいゝ勞銀を與へる官民貨物の運送は役畜を所有する最も裕かな住民の収入の源泉であつた。然しかゝる者の數は極めて僅かであつた。一九〇一年には四、二九五戸の有する役畜(牡牛と馬)は全部で三、八〇九頭にすぎなかつた。然し此の數子は住民の實際の役畜の保有を特徴づける事は出来ない。或る者は數頭づゝ所有してゐる一方、の者は全然所有してゐなかつた。例へば、情報によれば、一八九八年末に五、八三八戸につき役畜を所有してゐた戸數他は二、五一四に過ぎず、他の三、三二四戸即ち五六・九パーセントは全く家畜を所有しなかつた(註)。

註、一八九八年度刑務總局報告、一九三頁

林業についても同様の事を言はねばならぬ。伐倒した材木を森林から引出すには三人乃至六人の勞働者が必要である。然るに長さ一〇アルシン、太さ六ヴェルシヨークの値段が八五カベイカの状態では收支相償ぐはなかつた。故に此の職業も亦家畜を所有する者へのみ許されたにすぎない。

比較的いゝ勞銀一月一人約二十ルーブルは炭坑内の勞働であつた。然し此處では朝鮮人がロシア人勞働者と競争してゐた。而も民間鑛山の當事者は、待遇に關して要求する所の少ない、又食糧に關しても要求する所の少ない、従つて安價な朝鮮人を優遇した。ロシア人の内、鑛山勞働に備はれた者は一九〇〇年には四七九名、一九〇一年には五四六名であつた。

以上によつて多少とも目ぼしい住民の勞銀仕事はつきる。住民の僅少なために手工業の必要とする勞働力は極めて

小なるものである。筋肉勞働者の勞働も亦囚人の無料勞働力がある爲に需要は極めて小であり、且つ餘りにも偶然的性質を有してゐる。狩獵は一年毎に困難となつた。何故ならば、野獸は山火事に追はれて、人里から、野獸狩獵の異民族にさへもめつたに近づき得ないやうなサガレン山脈の奥へ奥へと逃れて行つたからである(註一)。

残念なことに、上に引用した報告の出所である所の一九〇〇—一九〇一年度『サガレン島概観』は流刑者の稼高の計算をなしておらず、一般的情報は住民の農業以外の意義を充分明瞭には特徴づけてゐない。サガレン當局の流刑住民の生活に關する統計資料の研究は非常に貧弱であるが、然しながら此の題目に關する或る情報は官廳の文獻に發見される。例へば、デ・ア・ドリリーのサガレン旅行報告によれば、一八九五年には流刑者勞働の主要な需要者である國庫によつて飼料、鹽漬魚、肉、野菜、穀物及び政府貨物の運送に對し代金八四、五六七ルーブル五二カベイカが住民に支拂はれた事が判る。此の額は、子供二人を大人一人として算へれば、一四、九六六人の間に分割され、一人當り總額は五ルーブル、九九カベイカとなる(註二)。一八九七年には流刑者は、親戚から郵送された金と毛皮業の獲物をも含めて一一三、一九四ルーブル一四カベイカを受取つた。これは一九、五一〇人に割當てれば一人當り五ルーブル八〇カベイカとなる(註三)。翌年には同様の収入は二〇三、七五九ルーブル(註四)、一八九九年には一三〇、六三九ルーブル四九カベイカ四分の三となつてゐる(此通り!)。第一の場合一人當りの収入は九ルーブル四カベイカ、第二の場合五ルーブル七七カベイカである。

註一、一九〇〇—一九〇一年度『サガレン島概観』八五—八七頁

註二、サガレン島への流刑、法律顧問デ・ア・ドリリー氏の提出せる報告、第七頁



されば偶然あげた此の四ヶ年の平均稼高は年六ルーブル七六カベイカとなる。此の四個年を例にあげたのは、唯だ此の年度の情報を發見し得たからである。なほ此處には炭坑や林業や其の他各種の偶然的職業の勞銀に關する情報は含まれてゐない。一八九八年度の刑務總局の報告は四三、五〇八ルーブルに及ぶこれらの勞銀を「其の他各種所得」の題目下に列擧してゐる。此の金高を加へる時は平均勞銀は一ルーブル六〇カベイカまで引上げられる。又、計算に現れない所の勞銀が、當にはならぬが前記同様額あると假定しやう。さうするとサガレン勞働者の最高平均勞銀は年額一三ルーブル五二カベイカとなる。

以上の數字資料にはなほ何かを附加せねばならぬだらうか。斯かる勞銀は何物をも、乞食の生存をさへも保證し得ないものである。若しも國庫が食料の現物交附や金錢給與によつて住民を援助しなかつたとしたならば、餓死はサガレンに於ては慢性的現象であつたであらう。

國庫の給與を受けた者は、主に、移民の内、強制勞働を免除されてより、家庭用度品の設置と農業の管理の爲に移民村に算入されてゐる者達であるが、或る場合には、能力のない爲に農業に従事する事の出來ぬ者も、又自身の職業に適應する勞銀のない爲に生存手段を有せぬ者も此の中に含まれた。第一の者は普通一年間給與を受け、其の後は「彼等の努力の如何によつて」更に一年間、又例へば飢饉の如き特別の場合には二年間延長される。第二のものは普通一年經過後給與を打切られる。

一九〇〇年には食糧給與を受けた者は七三八名、一九〇一年には九〇三名あつた。

當局は流刑囚一人當りの食糧を年五三ルーブル八七カベイカと計算してゐる。従つて國庫が食糧給與として住民に與へた援助は一九〇〇年は總額三九、七五六ルーブル六カベイカ、一九〇一年は四八、六四四ルーブル六カベイカであつた。

自ら進んで流刑囚に従つて來た其の家族や、又流刑女囚と女子流刑移民の子供には、上とは關係なく、給與金として扶助料が交附される。子供は十四歳迄は此の扶助料を月一ルーブル五〇カベイカ受ける。自分の意志によつて隨つて來た流刑囚の妻は、其の夫が職を解雇されてから、又は島についてから二年間月三ルーブルを受ける。然しながら此の期間は家族の大きさと物質的狀態の如何によつては延長される。

以上の扶助料として一九〇〇年には三六、四五七ルーブル五〇カベイカ、一九〇一年には四〇、七八七ルーブル九〇カベイカ支出された。此の外に結婚した流刑囚と流刑移民に一九〇〇年には一〇三〇ルーブル、一九〇一年には一四六五ルーブルの扶助料が與へられた。

全然勞働の出來ない流刑囚は、一九〇〇年には五四八名、一九〇一年には八二七名あつたが、彼等も亦國庫の給與を受けた。彼等の扶養に費した金は一九〇〇年には二九、五一四ルーブル五二カベイカ、一九〇一年には四四、五五〇ルーブル四九カベイカに達した。

斯くの如く國庫が島民に與へた援助は一九〇〇年には總額一〇七、七五八ルーブル七カベイカ、一九〇一年には一三五、四四七ルーブル五二カベイカに及んだ(註)。



引用せる數字は、然しながら、國庫の援助を必要とする移民の數を完全には表現してゐない。一言せねばならぬのは、島の當局が最近數年間食糧給與に吝であり、困窮者の全てが當局より適當の援助を受けてゐたのではないと云ふ事である。例へば、嘗つて行はれてゐた二分の一食糧給與の交付は法律により定めたるものに非ずとなし一九〇〇年より廢止された。然しながら法律を口實にする事は此の場合主要な意義を有し得ない。何故ならばサガレンの生活の諸條件はそれ自身極めて原始的であり、且つ流刑に關する法規は非常に古くなつてゐたからである。それは、當局が實務上法律よりはむしろ、刑務總局でさへも必要上認めたる所の慣習規定に従はざるを得なかつた事によつても明らかである。

最近島民に與へられた扶助の規模に關する資料を幾つか引用しやう。

一九〇五年には食糧給與を受けた流刑移民は二四七三名であつた。(養育院收容者は含まず。)彼等に與へられた扶助を金銭に換算すれば約一五一、三八〇ルーブルとなる。一九〇二年には三八、八四八ルーブル八五カペイカの給與金が與へられた。即ち合計一九〇、二二八ルーブル八五カペイカの收不能の補助金が流刑囚と其の家族に與へられた(註一)。

一九〇六年には、結婚した者に對する扶助金二、五六〇ルーブル、二四一三八に對する給與金四三、四四一ルーブル、六五カペイカ、及び二三四五人に對する給與六八、七七三ルーブル一三カペイカが與へられた。即ち總額一、三三、七七四ルーブル七八カペイカである(註二)。

一九〇七年の一月には二〇五一人の移民が毎日完全な衣服の給與と食糧を與へられた。又八七五人の移民が二分の一の食糧給與を受けた。之を一年に計算すると二三四、六五五ルーブル五〇カペイカとなる(註三)。

註一、一九〇五年度の刑務總局報告、一八八頁

註二、一九〇六年度の刑務總局報告、一六六頁

註三、ア・ベ・サロモン、サガレン島、一九〇一年、刑務所報、二卷、六九頁

一九〇八年には食糧給與を受けた者は二、七六一人あつた。彼等の給與に國庫が費した金は一六四、五四三ルーブル六カペイカである。金銭扶助は次の如く與へられた。

給與金二、四三一ルーブル五〇カペイカ、結婚補助金一五二〇ルーブル、火災罹災者補助金一五一ルーブル五四カペイカ。

總額一九〇、三四五ルーブル九〇カペイカが流刑囚の補助に支出された(註一)。

一九〇九年には完全な食糧給與を受けた者は一二八三人、半分の食糧給與を受けた者は四二二人を算えた。金銭に換算すれば八〇、四八一ルーブル七八カペイカとなる。金銭給與は二二、五四八ルーブル、結婚補助金、一、四八五ルーブルが交付された。交付された扶助總額は一〇四、五一四ルーブル七八カペイカに達する(註二)。

此の金五年間に流刑囚の給與には七三二、九一九ルーブル八一カペイカが支出された。之を平均すると一年の支出は一四六、五八四ルーブルである。然し此の總額中には養育院收容者の給與は入つてゐない。故に此の總額は健康且つ強壯な人間の困窮程度の指標である。彼等は、若し他の條件下にあつたならば、自己の生産勞働をもつて生計を立



て得たのであるが、島に於ては自己の力を用ふべき対象を發見しなかつたのである。

右に引用した數字の大きさは驚くべきものがある。然し、特に住民の如何なる部分が國庫の補助なしでは生存し得ないかに就ては明瞭な觀念を與へない。上記數年の内の各年の國庫食糧給與を受けた者の數をとり、此の範疇に屬する者の總數と比較すれば、我々は國庫の扶養を受けてゐた移民の比率を知るであらう。即ち、一八九五年—三三・一パーセント、一八九六年—二七・八パーセント、一八九七年—三四・七パーセント、一八九八年—三〇・九パーセント、一八九九年—一八・二パーセント、一九〇〇年—七・四パーセント、一九〇一年—九・二パーセント。

七年間を平均すると、生計を保證する勞働を持たなかつた者の數は二三パーセント、即ち全移民の四分の一である。引用した數字を見て、最初の四個年と、後の三個年の間に於ける甚しい、一目瞭然たる差異のあることに注意を向けざるを得ない。第一の期間に於いて食糧給與を受けた移民の平均數は平均三一・六パーセントであるのに、後の三個年間に於けるそれは辛ふじて一一・六パーセントに達するにすぎない。かゝる大なる差異の原因は何であらうか。前當局の不注意なる濫費であるか、或ひは現當局の過度に慎重な儉約であるか——云ふ事は困難である。

註一、一八九八年度刑務總局報告、一八八頁

註二、一八九九年度『サガレン島概観』三〇頁

然しながら以上の補助を以て住民に對する國庫の援助は盡きるわけではない。食糧品、材料、器具類、農具及び其他の形で毎年多額の貸付金を交付せねばならない。家畜獲得の貸付金も同様である。一九〇〇年には斯かる貸付金は總額二四、一七九ルーブル九四カベイカに達した。一九〇一年には家畜獲得の爲の貸付金交附の爲の資金の支出は總額

一九、二二七ルーブル五カベイカに過ぎなかつた。之等貸付金も亦多くの場合返還不要の補助金的性質を帯びてゐた。何故ならば返還されるのは極めて稀な場合にすぎず、而も次第に増加して、益々見込なきものとなつた。一九〇〇年末迄には島の住民の國庫に對する負債は二二一、四八七ルーブル六カベイカであつたが、一九〇一年末迄には二四一、九六一ルーブル一六カベイカに増加し、平均一戸當りが一九〇〇年には四二ルーブル四二カベイカであつたのが、一九〇一年には五六ルーブル三三カベイカとなつた。斯くの如く、官廳の『概観』が示してゐる様に、住民の大部分が國庫に對する永遠の負債に運命づけられ、なほ負債を保證してゐる財産が年毎にその價値を消失し、より大なる困窮に陥りつゝあると云ふ事は確信を以て言ひ得る(註)。

註、一九〇〇—一九〇一年度『サガレン概観』三八頁

住民の精神的・道徳的教化部門に關しては今日迄殆んど何事もなされなかつた。一九〇一年には島には正教々會一〇と小禮拜堂八があつたが、その内の教會一はその年に焼失した。此の外に、リムスコ・カトリチエスキー(ローマ・カトリック)、エワングリチエスコ・リュテランスキー(ルーテル派)及びエヴレイスキー(猶太教)の三禮拜堂と、寄附によつて建てられたシツカヤ(回教の一派)とスウニツカヤ(スナ派回教正統派)の二回教寺院がある。

正教々會には司祭があるが、非正教々會の僧侶は常に島に住んでゐるのではなくて、定期的に來るのである。回教僧侶の居ない爲に回教寺院に於ける宗教儀式は流刑囚の選舉によつて行はれる。

僧侶の道徳・教化活動がその中で行はれた所の諸條件は次の官廳の特徴づけから明らかである。『移民地が散在してあり且つ相互の間が非常に離れてゐる事によつて教會の不足が感ぜられた。教會數の増加を要求する住民の請願は益



々頻繁となつてゐる」(註)。

註、一八九九年度『サガレン島概観』五七頁

「教會と祭司は、監獄のものたるべき使命を有しつゝも、實際は此處では教區のものたるかの様であり、國家によつて與へられた監獄附屬の名稱は單に名稱たるにすぎない。法律に基いて、教會は囚人の行狀の矯正促進の爲に監獄に附屬して建てられるべきである。然るに島の監獄の内一つとして附屬の教會を有してゐるものはない。囚人は、特に服役囚人は動行には殆んど出席しない。又司祭は、自己の義務遂行上の仕事が多い爲と多少とも自由な時間が全然ない爲に、囚人の道德矯正と精神教化に幾分の注意なりとも拂ふべき可能性を全然有しない。」

「斯くの如く、教會の影響は精進儀式の全く表面的遂行にあるにすぎない。其の爲に囚人は勝手に振舞つてゐる。何故ならば監獄當局は、強制労働の勤め上げの特別諸條件の存在によつて、囚人の精神的改善に影響を與ふべき可能性を全く失つてゐたからである」

「傳道師は居ない。傳道師の任務は司祭達に負はされた。而も司祭の人員は島の正教徒にとつてさへも不足なのである。若し傳道師が稀にやつて來て異民族を洗禮するに成功するとしても、聖禮の執行によつて彼等の心中に信仰の教義を維持する事は出来ないであらう。何故ならば彼等の間に住む事は勿論、彼等の許へ屢々出かける事さへも出来ないからである」此の様な條件の下では傳道事業は何等の結果もともなはない。傳道師の存在は實際的ではなく名のみの存在である(註一)。

島には一九〇〇年には三七、一九〇一年には三六の國民學校があつた。なほ此の外に流刑囚人家族監督協會の育兒

所附屬の讀書きを教へる三クラスの學校と、サガレンの従業員の子童の中等學校入學準備の爲の四クラスの私立學校があつた。島の學齡兒童は二、〇四五名あつたが、就學してゐた者は九五九名、即ち約四七パーセントに過ぎなかつた。

充分な資格を有する教師は僅か三人で、他は流刑移民又は流刑囚人でさへあつた(註二)。

註一、一九〇〇—一九〇一年度『サガレン島概観』七六一七七頁

註二、同じく、五八—五九頁

一八九九年度の『概観』は島の學校事務の状態を正に次の如く特徴づけてゐる。

「充分な教育のある人員の不足の爲に、教育のない又屢々辛ふじて讀み書きの出来るに過ぎない流刑囚に學校を任せねばならない。此の様な指導者の下に於ては授業が何等の順序なく、各人の勝手に行はれるのは當然である。一定の教案も、授業時間割も、充分なる授業参考品も、又教科書もなく、加ふるに、或る學校では生徒が一つの科目につき夫々異つた教科書を持つてゐる事さへ稀ではない。環境設備の方面は實に以上の様である。訓育の影響に關してはお話しにならぬ。各囚人教師は自分の悪い性癖の發揮を逞しうする事が出来たのである。學校の衛生状態と一般的學校保健に關しては今述べない。何故ならば少數の例外を除いては、學校の建物も、學校設備も寛大なる批評にさへも及第し得ないからである」(註)。

註、一八九九年度『サガレン島概観』五一頁

學校經營には年額四、〇〇〇ルーブルが支出されたにすぎない。然し一九〇一年後半期から一萬ルーブルに増加さ



れた。上に引用した官廳の特徴づけは、サガレンの學校に於ける生徒數の率が相當高いにも拘らず、之は何等意義を有してゐないと論斷するに足る充分な論據であると考へる。何故ならば之等の學校は名前だけの存在であり、其處で學ぶ生徒には何等の利益も與へてゐないからである。サガレンに於ける流刑囚人の兒童の保護と訓育の爲に以前より二個の育兒所が存在した。一つはアレクサンドロフスキイ哨所にあり、他の一つはコルサコフスキイの哨所にあつた。一八九八年末に流刑囚人家族監督協會は、サガレン島に其の支部を開き、此の育兒所を自己の保護下に收めた。協會は年七千ルーブルの援助を此の育兒所にしてゐる。此の外に刑務總局も其の資金の中より六、〇〇〇ルーブル宛を育兒所の維持に支出してゐる。學校教育と並んで男子は育兒所に於て長靴職、短靴職、仕立職、指物職、錠前職及び製本職等の手職を、女子は手藝、下着類の洗濯及び家畜の世話を夫々教育される。更に兒童は野菜栽培に従事し、育兒所附屬の茶園を専ら自力を以て耕作する。一九〇一年には育兒所とコルサコフスキイ及びルイコフスキイの支部で教育された兒童の數は一〇四名であり、其の内、六一名は男子、四三名は女子であつた(註)。

註、一九〇〇—一九〇一年度『サガレン島概観』六一頁

流刑囚の爲に教化機關を組織せんとする個人的イニシアチブは極めて薄弱であつた。

アレクサンドロフスキイの服役囚監獄に附屬の讀書會、談話會及び讀書會を組織せんとする企てはあつたが、これは無秩序であるとされ、讀書會は廢止された。一九〇一年にエ・カ・メイエル女史の創つたアレクサンドロフスキイ哨所の『精勤の家』に讀書きの夜學と日曜讀書會が組織された。此の日曜讀書會は流刑囚人仲間の大々的成功を收めた。此の讀書會の意義を特徴づける爲に官廳の文書より抜萃をしてみやう。

『其處で、陰鬱な光景を以つて、我國の作家の作品の朗讀や物語や、讀まれたものに関する對話や、蓄音機やギターの演奏や、又獨唱家の歌や労働者の合唱やが行はれた之等の夕は、其の地の住民の異常なる共鳴を得た。會場となつた『精勤の家』の小さな部屋は、日曜毎に席が足りないまでに満員となる。聴き手は二時間、三時間、またはそれ以上もの間、むつとする空氣と息づまるやうな零圍氣にも拘らず、互にびつたり食つて立つてゐる。聴衆は非常な熱心さをもつて此の夕を訪れ、異常な貪慾さを以て讀まれる事、或ひは語られる事に聞き入る。此の事よりして民衆が健全な娛樂に對する要求を持つてゐた事には一點の疑問も有り得ない。此の仕事に直接關係してゐた人々は、若しも『精勤の家』が二倍の場所を持ち、且つ一週一度よりも多く屢々其の扉を開く事が出来たとしても、依然として會場は満員となつたであらうと考へてゐる』(註)。

註、アレクサンドロフスキイ哨所に於けるゴゴリ及びジュコフスキイ紀念祭プログラム作製委員會々議事録、一九〇二年二月五日會議

之等の讀書會の例はサガレンに於けるより廣範な教化事業の組織の可能なる事を示してゐる。而もサガレンには、他の何處よりもそれが必要なのである。現地のインテリゲンチヤはゴゴリ並にジュコフスキイの紀念祭を機縁として彼等の名を冠した民衆の家を創設せんとする考へをいだいた。然しながら、残念なことに、サガレンには常に此の種企畫を妨害せんとしてゐる人が餘りにも多かつた。民衆の家に關する考へが實現し得るとすればそれは、サガレンに對し權力を持つてゐる者が参加してゐる流刑囚人家族監督協會が之を自己の保護下に包容する場合のみである。

以上がサガレン住民大多數の生活の經濟的及び文化的情態である。他の條件下にあつたならば、現在の人員を遙か



に凌駕する住民に裕かな生存の爲の富を興へたであらう所の無盡蔵の富源の中に住みながら、住民の生産力の二〇パーセント以上は自己の勞力に適應するものを發見し得ないである。彼等が飢え死をせぬのは、國庫の施物が彼等を死なせぬからである。他の者は、明日にさへも確信を持たずに、食ふや食はずで生きてゐる。一片のパンを得る爲に幾日毎日全力を上げて働かねばならぬやうな希望のない貧困の中にあつてサガレン人はパン以外のことを考へるのを忘れてしまつた。かかる心勞の強力な壓力によつて人間本性の最高の要求は次第に萎微し、自己に對する尊敬は失はれて行く。ありもせぬ未來はぬきにして、唯だ自分の爲に、現在の瞬間の爲に生きんとする習性が次第に獲得され、次第々々に墮落しつゝ、人は完全なる野性にまで達するであらう。其の時こそ、あらゆる廉恥心は消滅し、道德的なものと不道德なものとの間の一切の境界は失はれるであらう。又其時こそ、一片のパンの爲に或ひは數滴の火酒の爲に自分の妻や娘の體をも賣り、又終には人を食ふことさへも躊躇せざるに至るであらう。

斯くも豊富な天然資源の下にあり、資本と文字通り血の勞力をかくも莫大に費して、而も人間社會が悲惨な生活を辛ふじて保つてゐる土地がサガレン以外に何處に發見し得るであらうか。

### 第三章

サガレン植民化の國家的意義。——中央行政廳の島内生活への弱い影響とこの現象の諸原因。——サガレンに於ける拓殖事業關係諸法規の缺除。——サガレンへの囚人追放制度の不備。——農業勞働に不適當な人間の追放。——病人及虚弱者の追放。——流刑囚人の年齢と流刑の期限。——山國育ちの者や犯罪常習者や浮浪人の追放。——之等の連中の厚顔無恥。——犯罪常習者や浮浪人の拓植のための不適當性。——監獄の影響。——監獄の建物。——囚人の衣服と食糧。——サガレン島民の死亡率と罹病率。——強制勞働。——多數の囚人が働いてゐるか。——看守の構成と監獄の秩序。——元刑務總局長官ア・ベエ・サロモン氏の結論。——強制勞働の徴治的意義に就いて。

サガレン懲戒植民地を創ることの企圖の失敗したことは、これを否完すべく、餘りに周知な事實である。この失敗はサガレン行政廳も亦否定し得ないところである。但し彼はこの原因がサガレン島の自然條件に反して植民化に農業的特徴を附與しやうと努めた點にあるとみてゐるのである。

しかしながら、以前に十分な根據なくしてサガレンの土壤が農饒であると豫想して失敗したと同じやうに、現在に於いてはサガレン島に於ける農作の可能性が餘りに露骨に否定されてゐるのである。しかしてこの否定は農作が功成しなかつたことを唯一の理由として行はれてゐるのであり、サガレン島の農業植民化の論駁の餘地なき論據としては、農民の壓倒的大部分が渡航の權利を得るか得ないかのうちにこの客あしらの悪い島嶼を出来るだけ早く捨て、



大陸へ戻らうと努めてゐる點を指摘してゐるのである。

だが事實を組立てることは尙ほ事實を説明することを意味するものではない。ところで、サガレン島に於ける植民事情の公式批評は事實の證明により先へ進んでゐるものでなく、この事實を生んでゐる諸原因の中へ立ち入ることを目的としてゐるものでもないのである。しかも、この事實そのものが不分明な點が多々ある。従つて、かゝる批評が説得性に乏しいことは當然と言はねばならぬ。

かくの如き當面の現實に對する皮相的な態度により、サガレンの過去に極めて僅少な意義を附與したり、又はこれを全然無視さへしてゐるが、このサガレンの過去にこそ、恐らく、なぜサガレンの植民化が成功することが出来なかつたか、の問題を解明する鍵があると思はれるのである。

この島の地理的位置とその天然富源は、サガレンを刑務所當局の狹隘な利害範圍から引出し、その植民に廣汎な國家的意義を附與してゐる。

流刑地としてのサガレンの役割は一時的意義を持つにすぎない。即ち、それはサガレンが住民によつて移植される時までである。移植された後に於いては、社會が爪弾きした無頼漢たちをなにに従事させ、何處へ處置するかの手段が再び探究されなければならぬのである。

かくして、さう長くない時期に於いて、我が國の他の諸邊疆地方がなし得たやうに、サガレンも亦流刑地としての意義を無くするに至るだらう。

しかして、全アムール沿岸地方の前哨地としてのサガレンの意義並びに自然によつて最も多種多様な資源を恵まれ

てゐる植民地としてのサガレンの意義は、ここに文化生活が導入され發展するに伴ひ、益々増大するであらう。この二つの要素——即ち軍事的要素と産業的要素とは、サガレンに對し極めて重大なる國家的意義を附與するものである。かゝる重大なる國家的意義に鑑みると、流刑地としてのサガレンの役割は完全に失はれ、流刑問題は副次的位置のみ占めるに至るだらう。之に代つて、サガレンの植民問題は特別な注意と配慮に値ひする意義を獲得するのである。しかして、將來に於ける植民問題の正しい設定のためにはその過去を無視することはできない。この故をもつて、先づ過去に於いてサガレンの植民化が行はれた條件が如何なるものであつたかをみ、次いで、その結果がかくも悲惨に終つた原因の奈邊に存したか、を分析してみることにしやう。

われわれは、一八九六年の委員會がサガレンに於ける流刑に極めて廣汎な意義を與へた事實を知つてゐるのである。該委員會はこの流刑問題の中に單に至難な監獄問題の解決ばかりでなく、極東に於ける我が政治的・經濟的意義の強化の最大手段を見たのである。サガレン島が刑務所當局の權限に移管されると同時に、この第二の、より重要である植民化といふ問題が全く注意せられなくなつてしまつたのである。極めて限定された狭い任務をもつてゐる刑務總局は、先づ第一に、自己の特殊目的の達成に努力した。即ち刑務總局が最初に努力した點は、監獄の後送といふ問題だつた。といふのは、大陸では脱走が容易なため、囚人の脱走が頻繁だつたので、監獄をサガレンへ移すことが必要となつてゐたのである。

かくの如きサガレンへの流刑の第一義的問題の狹隘化に拍車をかけたものは、刑務總局が内務省から分離したことだつた。内務省は刑務總局の特殊の法律的機能の遂行には縁遠かつたが、植民問題に關しては、刑務總局が新に隸屬



するに至つた司法省よりは、あらゆる點に於いて縁が近かつた。この故に、内務省からは植民問題がより、廣汎に設定されることを期待し得た筈であつた。しかして、内務省とサガレンとの連絡は唯だ一つ、サガレン島の長官(知事)を經由して行はれた。かかる純機械的な連絡は内務省もサガレン島の利害圏へ牽き入れるためには餘りに弱かつた。況んや、サガレン島の長官は『陸軍の將官』から任命され、文官からは任命されなかつたに於いてをやである。

かくして、サガレンは、互ひに一致した目的も近接した接觸點も持たない三つの相異なる官廳の勢力下に服従されてゐたのである。即ち、將軍として又地方軍隊の指揮官として、サガレン島の長官は陸軍省に從屬してゐたが、島の生活に於ける指導的役割は司法省に所屬し、最後に、島の取締り權は内務省の手中に集中されてゐた。但し内務省はサガレン島の生活に何等かの壓力を示すためには餘りに無力であつた。といふ譯は、サガレン島に於ける無秩序は悉く刑務總局の罪であつたからである。

かかる結果として、三つの官廳のうちの一つと雖も島の生活を自己の勢力に全面的に服従せしめる程の十分な權利を持たなかつた。従つて中央官廳の命令がサガレンに於いて施行される程度は、その命令が地方行政の分擔に適合した範圍内に限定されたのである。

例へば元刑務總局長官ガルキン・ヴラツスキイ氏は、サガレンに關する手記の中で、サガレン島の植民問題に就いての彼の提案が、『刑務總官管理の特別協議會に於いて、元の沿黑龍江州總督、侍從武官長コルフ男爵及びその他の參加の下に、審議され、その結果、サガレン島移民のより、確實な案として原則的に承認され、次いで、内務省の内諾を得て、總督の手からサガレン島の長官に通告されたが、ここで握り潰されて、その後有邪無邪になつてしまつた』(註

一)、と書してゐるのである。

註一、『刑事彙報』、一八九五年、第五號、第二三九頁

ガルキン・ヴラツスキイ氏の輩下で、一八九七年にサガレン島を訪れたサロモン氏も亦、中央官廳の命令がサガレン行政廳によつて完全に無視された事實を證明してゐるのである。

例へば、すでに一八九四年にサガレン行政廳に對して、重刑人は嚴重な監視の下に刑務所内又は炭坑内に於ける作業に従事せしむること、二級及び三級の家族持受刑者は移民地建設の準備作業に向けしむることの指示が與へられてゐたのである。ところが、『サガレンを視察しながら』——と、サロモン氏は言ふ——『私はこの指示が地方官憲によつて履行されてゐるといふ何等の痕跡をも發見することができなかつた。私は一級の獨身受刑者(即ち最重刑人であつて、家族法規定による何等の特典をもうけてゐない者)が、なんにも仕事なく自由になつてゐるのによつた。二級及び三級の家族持受刑者が刑務所の中で働いてゐたり、時としては、石炭採取に連れ出されてゐるに反し、最重刑人が戸外の經濟業務に派遣されてゐるのによつたのである』(註一)。

註一、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第一號、第二二頁、

かくの如くサガレン行政廳が中央官廳から實際的に隔離してゐた結果、サガレン島はまるでトルコの植民地のやうな觀を呈し、島は全く特殊な生活を續け、個有の不文律により支配されてゐたのである。わが國の諸縣、諸州の間にあつて全く異つたかかる奇妙な位置をサガレンが占めるに至つた點に關しては、サガレン島の他と異なる異例な位置はさてをき、サガレンのためにかつて何等の法律も發布されることがなかつたといふ事情も大いに與つたものと思はれ



るのである。

元刑務總局長官ガルキン・ヴラツスキイ氏は、サガレン島の視察後、この島の植民事業の諸條件を次のやうに特徴付けてゐるのである。

「一級の流刑囚は、法律に従ひ、刑務所内に留まるべきである。しかるにサガレンに於ける居住家屋の不足となにもかも自力で創造し設置しなければならぬところの始まつたばかりの生活のすべての骨組（これは寢食をとる宿舍の建設から始まつて、逐次、密林の間に於ける鐵道線路の敷設、荒蕪地の耕作、徒刑囚や監督や勤務員を收容するために最も必要な各種の建物の建築とこれに附帯したありとあらゆる職人労働の實施、最後に、炭坑に於ける掘鑿作業、埠頭の建設、及び各種の修繕作業、等々）は、大難把に言つて、早々にして、法律の條項からの後退を約束するものである。しかして、このことは、適當な法規制定の必要を承認すると同時に、廣汎な規模に於ける植民事業と徒刑の履行との關聯を斷ち切らないがために、十分考慮に容れる必要があると痛感されるのである」（註一）。かくの如く、流刑囚に關する法規に全然記載されてゐないやうな諸條件が勝手に創られて行つたに鑑み、サガレン行政廳の指導のためには、地方生活の實情に即して精密に制定されたならぬかの法規を與へることが必要であつた。この故に、一八八四年五月十五日、國家參事會は勅裁を得て次の如き決定をなした。

「内務大臣はサガレンに於いて刑期を終了せる流刑囚の生活組織問題の審議に至急參加し、次いで、關係官廳との交渉の後に、自己の提案を國家參議會に提出すべし」（註二）。

しかしながら、この勅令も、現在に至るまで、全然履行されたことがなく、サガレンは依然として、實際の必要に

よつて創られ、しかし何等法律によつて制定されてゐない慣習律に上つて支配され続けてゐるのである。

註一、『刑事叢報』誌、一八九五年、第五號、第二三七頁

註二、一八八四年に於ける刑務總局の報告、第九五頁

サガレンの植民化といふが如き自己の通常の業務に甚だ縁遠い重荷を肩の上に感じて、刑務總局は完全に當惑してしまつた。われわれは、サガレンへの犯罪人の間斷なき派遣が開始されてから三年が経過した一八八二年になつてさへ、刑務總局は、サガレンへの徒刑囚の派遣が一般的にみて可能であるか、といふ問題に關してさへ完全に狐疑逡巡の状態に止まり、況んや、犯罪人を送るための他の場處の發見などは思ひも及はず、唯だ行き當りばつたり徒刑囚のサガレン追放を繼續してゐたことを知つた。

元刑務總局長官サロモン氏は言ふ、

「サガレンへ送る流刑囚の總數は、徒刑の刑期を終へて移住地へ移る受刑者の數がどれだけあるか、刑務所の收容力はまだどれだけ残つてゐるか、人員はどれだけであるか又それらの人を如何なる仕事に従事させるか、と言つた考察もなく、唯だ慢然と決定されてゐたのである」（註一）。

追放は植民地の利益を何等考察することなくして行はれ、植民地の必要は完全に無視され、流刑囚の構成には何等の統制も加へることなかつた。かくて、この點に於いて、刑務總局の目算とは逆になつた場合が再三生じたのである。

明かに、刑務總局が追求した目的は唯だ一つであつた。それは、大陸を刑務所の收容不足から救ひ、大陸を最危険



な分子から解放するために、出来るだけ多数の囚人をサガレンへ送る、といふ一事だつた。

一八七九年から一九〇〇年まで海を渡つてサガレンへ追放された囚人の数は二萬五千人であつた。しかもこの中には、ヨーロッパ・ロシアやシベリヤから普通の護送囚人として送られた囚人（その数は逐年増加する一方である）の数は含まれてゐない。

一八七九年から一八八五年までに海路によつてサガレンへ追放された囚人数は四、五八五人で、次の五ヶ年間に於いては五、七六四人、一八九〇年から一八九五年までの五年間に於いては七、五〇六人、最後に一九〇〇年までの最後の五年間に於いては七、六二五人であつた。

註一、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第一號、第二二頁

刑務總局が農業に歴倒的な意義を附與してゐた以上サガレンに於ける強制労働人員が農業に適合するやうな配慮が拂はねばならぬ筈であつた。だが、條項別名簿によつて行はれた流刑囚と移住民の、統計によれば、一八八五年、即ち農業植民化の最も熱心な時代に、刑期の終了後、農業労働に従事したものは、そのうちの六〇%以下であつたことが判明した（註一）。

荒蕪地を農作に適するやうにする仕事のためには、この苦しい、真正正銘の徒刑労働に耐え得るところの健康な強い人間が必要であることは言ふまでもない。しかるに、ア・ベエ・サロモン氏の立證するところによれば、

「いつでもサガレン行渡航汽船に乗せられる人々は、概して流刑を免除しなければならぬやうな疾患や肉體的缺陷の明かな徴候を持つ人々なのである」（註二）。

註一、ア・シチエルバーク、『海洋を通じて』、『新時代』誌、一八八六年、第三八二一八號

註二、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第二二頁

ア・ヴェ・シチエバーク博士は、八ヶ年の間囚人隊をサガレンへ連行し、且つオデツサ港からの出發の際の身體検査委員會に關與してゐた人であるが、同氏の語るところによれば、サガレンへの渡航不適當と見做される囚人は、梅毒（第三期梅毒を除く）、重い慢性肺病、水腫を伴ふ心臓障害、強度の壞血病、トラホーム、激烈な傳染病、等を患つてゐる者に限られてゐたのである（註一）。

渡航囚人のある診察の状況をチエルバーク博士は次のやうに記述してゐる。

『最も多いのは眼病であつて、之に次ぐものは、貧血症、氣管枝炎、及びその他の慢性疾患であつて、いづれも遠距離海上輸送の障害となるものではなかつた。かくの如く、渡航不可能と認定される者は少数であつた』（註二）。

以上の引用から明かな如く、サガレン追放者の身體検査は、所與の囚人が遠隔な島に於ける激しい労働に適してゐる程度を念頭に置いたものではなく、唯だ所與の囚人が海路輸送に耐へられるかどうか、及び彼等の病氣が仲間へ傳染するか否か、を調べただけである。かくして、當然、第三期梅毒患者や肺病患者、又はまだ病狀が水腫にまで達しなかつた心臓障害患者やその他の労働不適當な多数の囚人は、ともかくサガレン島植民として登録されたのである。かくの如き徒刑囚の労働能力に對する冷淡な態度の結果として、弱者や労働不能者の割合が大きくなり、それが苦しい重荷となつて植民地へのしかかつてきたのである。

スプルネンコ博士の報告によれば、サガレンに於いて治療を受けた患者の二〇%以上は筋肉薄弱者であつた（註三）。



註一、ア・ヴェ・シチエルバーク、『流刑囚人のサガレン島への海上輸送』、刑事彙報、一八九三年、第六號、第二四二頁

註二、同上、刑事彙報、第八號、第三〇一頁

註三、刑務總局の一八八五年に於ける報告、第一九四頁

官廳報道によれば、一八九五年に於いて、流刑囚人のうち、勞働の全然不可能なる者が三・五三%、虚弱者が二〇・九三%を數えられた。一八九六年に於いて、ルイコフスカヤ監獄の囚人のうち強健者七十四人に對し虚弱者は二八五人に當つてゐた。又、同じ年、ロバス博士が診察したアレクサンドロフスカヤ監獄の薪運び九十五人のうちでは、健康者五十四人、虚弱者三十四人で、残りの十一人はヘルニヤ、貧血病、慢性氣管枝炎、等の患者であつた(註一)。ドウエ炭坑には最も健康な流刑囚が集まつてゐたが、このドウエ炭坑で一八九七年にア・ベエ・サロモン博士が全員五八五人に對して診察を行った結果、病人、勞働不能者、及び休息を必要とするものは一〇七人、即ち總員の二〇%に達してゐたのである(註二)。

註一、デ・ア・ドリリー、『サガレン島に於ける流刑』、第一六頁

註二、ア・ベエ・サロモン、前掲書、第三三頁

強制勞働の期間と流刑囚の年齢も亦植民地の必要に副ぐふこと少く、強制勞働を勤め終へた後に於いて、そのうちの少數の者しか新しい勤勞生活に取り掛かれぬ状態だつた。けれど、サガレンに於いては、勤勞生活に取りかかることは他の地方に於けるよりも多大の肉體力とより、以上のエネルギーを必要としたのである。一九〇〇—一九〇一年に於ける『サガレン島概観』附録の徒刑囚の服役期間別分類表によれば、八年以内の服役囚は全徒刑囚の一九・五%、

八年以上十二年以内の服役囚は同じく二六・一%、十二年以上十五年以内の服役囚は一三・七%、しかして爾餘の四〇・七%に當る徒刑囚は十五年以上服役する囚人によつて占められてゐた。従つて、かかる服役の長い囚人に對して、彼等が強制勞働の勤め上げ後農業に従事することを期待するのは、かなりの無理と言はねばならなかつた。流刑囚の年齢的構成に關する統計の示すところによれば、年齢三十歳以下の移民は二〇・七%、同じく年齢三十歳以下の流刑囚出身農民は六・八%、年齢三十歳以上四十歳以下では、前者が四三・三%、後者が三七・九%、年齢四十歳以上五十歳以下では移民は二三・三%、農民は三四%であつた。

流刑囚の各人が勤め上げねばならなかつたところの強制勞働の苦しい諸條件を考慮に容れるときは、四十歳といふ年齢は強健な勞働者にとつてのぎりぐりの限界である、と考へなければならぬ。流刑囚移民や農民の間でかかる勞働者たるものは全部で僅か五五・一%であつて、これに四十歳以上五十歳以下の年齢の者だけを加へ、彼等を全部半勞働者として計算するときは、サガレン島住民の生産的部分は全部で僅か六九・三%で、残りの三〇・七%といふものは、單に植民地に無益な重荷となつてゐるところの勞働不能年齢に屬するものと言はねばならぬのである。

刑務總局が始めてサガレンに於ける植民事業に着手した時代は八十年代の初頭であつたが、この時代に於いては、山國の者(コーカサス人)と犯罪常習者はサガレンへの追放しないといふ取極めがあつたのである(註一)。

山國の者(コーカサス人)及び一般的に異種族はイレツツカヤ監獄に集められ、彼等を鹽の採取に馴らしてゐた。なぜなら、彼等は、刑務總局の諸報告によれば、

「シベリヤやサガレンに於ける徒刑勞働には全く不適當であつて、病人や脱走者を出す割合が最も大きかつた」(註



11)。  
からである。

私の手元にある材料の中には、何時又如何なる考へによつてこの規則が廢止されたかに關する報道がない。しかし、現在サガレンには、回教徒が全流刑人の一〇・八%に當り（このうち半分以上はコーカサス人である）、正教徒に次いで數では第二位を占めてゐるのである（註三）。

この分子はサガレンの植民化にとつて單に無益であるばかりでなく、有害であるさへ考へなければならぬ。けれどコーカサス人といふものは、他國の囚人に比較して、彼等にとつて無縁の生活に適應する能力に乏しく、最も可動的な不穩分子たるものである。

註一、刑務總局の一八八〇—一八八一年に於ける報告、第八一頁

註二、刑務總局の一八八二年に於ける報告、第二四頁

註三、一九〇〇—一九〇一年に於けるサガレン島概観、彙報、第一三六頁

犯罪常習者に關して言へば、彼等のサガレンへの追放の始まりは私にとつて同じく不明であるが、無賴漢の追放が『臨時的』に許されたのは一八九六年である。即ち、この時に於ける無賴漢の追放は一時に四〇二人であつて、同年に於けるサガレン向け追放男囚の約二四%であつた。

この時以來、サガレン向け無賴漢の追放は中止されなかつた。一九〇〇年六月十日附法律によれば、無賴漢は四ヶ年間留置場に滞在すれば島内に定住を許せることになつてゐる。

サガレンに於いて強制労働を勤め上げた無賴漢は、一九〇一年に二〇・四%を數えられた。しかし之等無賴漢の中には、四回、五回、或ひは六回も判決を言ひ渡された場合もゐるのである。

以上の二つのグループはそれ自體サガレンに於ける最も危険な分子たるものである。

之等の人の大多數は失ふことの全く何物もない人々であり、如何なる人間の刑罰も恐しくない人々である。彼等にとつては、無期徒役の後に更に二十年の徒刑を言ひ渡す裁判所の判決なるものは單に愉快なエピソードであるに過ぎず、又彼等徒刑囚がカニテリ（煩瑣な手續）と形容するところのユーモラスな芝居であるに過ぎないのである。

『裁判官の皆さん、芝居をみせてくれて有難うよ』

と、裁判長が二つの無期徒刑、二つの終身徒刑に更に十五年の徒刑が追加された判決を申し渡して、これに服従するや否や、ときまきつた質問をするとき、彼等はきまつてさう答えるのであつた。

彼等が手に負へない者だといふ評判は彼等に對し牢獄内に於ける特權的位置を創らしめる。牢獄では、看守から始まつて典獄に至るまでのすべての者が彼等を恐れる。これらの手合は、欲するときいつでも、脱獄する。そして全サガレンのために、特に自分の經濟を營んでゐる移民のために、不幸を作るのである。彼等は非常にしばしば移民たちの財産を掠奪する。彼等の家畜や馬匹を盗みとるのである。移民たちにとつて牝牛や馬匹を入手することが如何なる苦勞と結びついてゐるものか、そしてそれらを失ふことが彼等にとつて不幸のどん底へ落ちることを意味するものであるといふ點に就いて、考へてみる必要がある。しばしば移民たちは數年もの間瘦せた土地を鋤でほじくつてゐる。そしてやつとの思ひで政府の補助や又は高い利息を拂つて個人から借りた金によつて、つまりぬ馬を七〇グループ



ル乃至は八〇ループルまで拂つて、買ふことが出来るのである。これらの移民たちは、至る處に飢えた無頼漢の徘徊してゐるサガレンでは財産の保護が餘りに保證されてゐない點も良く知つてゐるので、自己の養育者（馬）を實の子よりも大事に護つてゐる。しかし、それだからと言つて、必ず護り通せるものではない。移民たちにとつては、馬を失ふことと同時に、一切の希望が失はれてしまふのである。鋤や鍬で耕してもたいしたことはない。運送業で儲ける希望も無くなつた。他の稼ぎはない。頭は未納の債務で締められる。しばしば無頼漢は徒黨を組む。彼等が徒黨を組むとき、恐怖は移民村全村を蔽ふ。チビサニ村の如きは、私が既述したやうに、數回無頼漢たちに掠奪され、とどのつまりは、移民たちが彼等の開拓した村を捨て、大陸へ轉住するの止むなきに至つてしまつたのである。

無頼漢たちの非道は信ぜられない程度にまで達してゐる。次に二、三の典型的な實例を紹介しやう。

一八九六年に、コルサコフスキイ管區で九人の無頼漢が抑留され三人の下士官と六人の住民の警護の下に送られた。ところが道中に於いて、これらの無頼漢たちは警護隊に襲ひ掛かり、三挺の小銃、一挺のベルダン銃（昔ロシアで使用せる）銃及び霰弾銃を奪ひ、兵士一人と移民一人を殺し、残りの兵士二人と移民一人に重傷を負はせ、それから電信を打ち壊して、密林中へ遁走してしまつた。夜になつて、彼等は日本人の漁區を襲ひ、一人の日本人を殺し、もう一人の日本人の頭を傷つけ、爾餘の者にも傷を負はせ、物品を掠奪して、日本の小舟に乗つて沖へ逃げた。しかし。嵐になつたので、岸へ引き戻され、それから再び密林の中へかくれた。彼等の逮捕のために派遣された討伐隊は彼等をカスプチ山中の到達不能の場處に發見した。討伐隊は二人の隊員を負傷者として失つたが、無頼漢に對し何等の危害を與へることができなかつた。その後間もなく、彼等のうちの二人だけが自首して來たが、爾餘の七名は依然

としてその豪勇を奮ひ續けた。即ち彼等は、新に討伐に向けられた部隊の一兵士と日本人一人を傷つけ、遁走してしまつたのである（註一）。

バラタシヴィリの徒黨は、一八九八年から一八九九年にかけての數ヶ月に亘つて、アレクサンドロフスキイ管區並びにトウイモフスキイ管區の住民に對し恐しい恐怖を植へつけた。彼等の非道は實に傍若無人を極め、遂にはサガレンの首都、アレクサンドロフスキイ哨所の極めて人通りの多い場所にあつたボロジンの店へ白晝武装攻撃を敢行するまでに及んだ。この徒黨の逮捕のために、二つの北方管區の行政廳は全廳を擧げて蹶起し、軍隊が派遣された。しかし、これに對し、バラタシヴィリは正攻法の戦闘を挑んだ。しかし、或る戦闘の際、徒黨の首領が戦死したので、その後は一味は或ひは逮捕され、或ひは紛碎されてしまつた。

一九〇〇年六月三日の未明、アレクサンドロフスキイ管區のラーフ村に於いて、アレクサンドロフスキイ哨所へ護送中の五人の脱走犯・徒刑囚が監視の下士官と看守へ襲ひ掛かつた。眞つ先きに、歩哨を全部打殺し、無頼漢たちは兵士二人と番人に重傷を負はせ、看守に輕傷を與へ、次いでベルダン銃四挺、雙身銃一挺、彈藥、兵隊マント、及びその他の物品を強奪し、遁走してしまつた。負傷した兵士たちはそれから三日ばかりたつた後に死亡した。しかし無頼漢たちは捕まらなかつた。尤も、それから二週間ばかりたつた後に、ギリヤーク人の小舟に乗つて大陸へ渡らうとした十六人の無頼漢たちが兵士によつて射殺された事件があつたが、前記脱走囚もこの中に含まれてゐたかも知れない（註二）。

註一、刑務總局の一八九六年に於ける報告、第一六七—一六八頁

註二、一九〇〇—一九〇一年に於けるサガレン島概観、第八九頁



住民は無頼漢たちの襲撃からは完全に無防備の状態にあつた。無頼漢の殺害又はその官憲への引渡しは監獄法によつて死刑の罰則を受ける。この故に、移民や農民たちは單に無頼漢たちを捕縛できないばかりか、彼等に水を御馳走したり、無けなしの金をはたいて與へたり、歡待これに努めるといつた具合で有る。私の蒐集に係はる、一八九一年から一九〇一年までの十一ヶ年に於ける脱走囚の數に關する統計によれば、平均一ヶ年の脱走囚は三二五人を數えてゐるのである。これらの脱走囚がサガレン住民の平和な環境の中へ如何許りの不幸を齎らしたか、これらの飢えた・憎惡に充ちた・しかも人間的な如何なる秩序も辨へざる無頼漢たちがどれだけの暴行、掠奪、殺害を敢行したか、想像するに十分である。

サガレンに追放される囚人の植民化への適應性如何といふ問題を彼等の道德的性質から判断する場合、われわれは、犯罪常習者や無頼漢たちが植民化にとつて絶對的に不適當な分子であると承認せざるを得ないのである。一八九六年から一八九九年までの間にサガレンへ追放された無頼漢の數量に關する報道によれば、彼等は平均して全徒刑男囚の一・九%に當ることが分る。又、一八九五年から一九〇一年までの七ヶ年に於ける犯罪常習者の數は一ヶ年に平均八〇六人又は全體の一四・五%に當つてゐるのである。かくして、サガレンへ追放される囚人總數の二六・二%といふものは、矯正と堅實な定着を期待することが到底覺つかない分子によつて占められてゐるのである。しかも、これに加ふるに、サガレン住民の間に於いて虚弱者や老人や農業勞働に不適當な者が如何に大きい割合を占めてゐるかの事實を想起するときは、サガレンへ追放される囚人の構成が以上の如き状態であるに鑑み、サガレン島の植民化の成功の期待が甚だもつて薄ひ點が、明瞭となるのである。

サガレン島へ到着する流刑囚の各人は、多かれ少かれ、ある一定の期間、刑務所に滞在しなければならぬ。服役期間が十五年以下の流刑囚のグループにとつて、この刑務所内生活は平均して約五ヶ年半である。しかししてこの刑務所内生活が流刑囚のその後の全生活に影響を與へない譯には行かないことは言ふまでもあるまい。一般的に言つて、サガレンに於ける刑務所と追放とは相互に緊密に連結してゐるのである。従つて植民問題に言及するとき、刑務所を無視することは絶對にできない。刑務所こそは囚人の肉體的並びに精神的本性に深刻な影響を持つものである。以下、刑務所が如何なる意義を示してゐるか、再検討してみやう。

刑務所の建物は、一八九九年に於けるサガレン島の公式概観の言葉によれば、完全にその使命に副ふものではない。『刑務所の建物を建造するに當つて、——と、上記の概観は言ふ——、懲戒的目的は全く考案の中へ採り入れられず、建設者の配慮する點は人間を收容し得る建物も出来るだけ迅速に建造する點だけである。これ故に、殆んどすべての刑務所は重大犯人を收容するための監獄と言ふよりは、粗惡な兵營であつて、むしろ、宿泊所と言つた感じが強いのである。しかしして、刑務所のうち大多數は非常に老朽してゐて、今後いかなる修理も効がなくなつてゐる。にも拘はらず、とことんまで修理を行ふが、それは單に時間と物資の浪費であつて、耐久性の意味に於いて何ものをも與へないばかりでなく、建物の破壊期限をさへ全然延期させるものではなす』(註一)。

註一、概観、第一〇一—一二頁

刑務所は乾燥が十分行はれてゐない地盤の上に建てられてゐる。この故に、そのうちのあるものは恐しく漏つてゐ



る。濕つた材木で作られた壁は割目だらけで、その透間から太陽の光線が射し込む程である。この割目だらけの壁によつて冬の寒氣と寒風は遮ぎるものなく入つてくる。下水施設が悪い結果として、空氣の中へは腐敗した不淨物の毒氣が浸み込んでゐる。監獄は狭い。で、監獄内住民は恐しい退くつである。例へば、アレクサンドロフスキ監獄の如く、一九〇一年に一人當り面積は僅か〇・四八平方サージェンであつた。しかし、この場合には、監獄の老朽なることによつて窮屈さが多少緩和される。といふのは、透間が、人工換氣の代用となり、空氣の更新を助けてくれるからである。

囚人の食糧は、諸醫師の批評によれば、すでにその形式に於いて、労働オルガニズムの喪失を補填し得ない。といふ譯は、この食糧は蛋白質は十分含んでゐるが、脂肪質が餘りに貧弱だからである。囚人に新鮮な肉が供給されることは稀である。熱い食事は普通鹽漬肉や又は鹽魚と一しよに煮られる。この鹽漬肉は消化が宜しくなく、胃を害することが猛烈である。囚人労働者各一人當り一日の食糧は、鹽漬肉四〇ゾロトニーク(譯註一)又は鹽魚一フロント、パン三フロント(譯註二)、碾割十五ゾロトニーク十七ドリー(譯註三)、馬鈴薯二フロント又はキャベツ四十ヴェドローである。

譯註一、舊ロシアの重量單位、一フロント九十六分の一(〇・二六六五、〇・一三七五五)

譯註二、舊ロシアの重量單位、〇・四一庇

譯註三、舊ロシアの重量單位、九十六分の一ゾロトニーク、二十二分の一瓦

だが、實際に於いて、囚人の得た食糧はより少かつた。これは、一部分は公金費消により、又、一部分は節約制度

によつたのである。この節約によつた部分は、「これが、例へば、トウイモフスキ管區やアレクサンドロフスキ管區にあつた如く、時としては數千ブードの額に於いて浪費や不足をカバーしてゐる」(註一)ことがあるのである。

註一、デ・ア・ドリーリ、「サガレンへの流刑」、第二二頁

鹽漬けにした動物の肉が消化に悪い結果、流刑囚にとつての主要食料品はパンである。したし節約を逐ふ結果、刑務所當局はパン種を増加する。上記引用の著者の言葉によれば、このパン種は麥粉ブードにつき平均十八フロント、又はそれ以上に達してゐること、その結果、パンは非常に旨く焼けて上つてゐるが、ふんわりとしてゐて榮養には乏しいのである。

次に囚人への食料として外部が請負ふ糧食が來ることが珍しくない。しかしこの糧食は、請負人(供給者)の非良心と保管の不用意にとつて、必づしも良質とは言へない。例へば、一八九四年に請負人ヴオログジンによつて供給された鹽漬肉五十三樽は完全に用を足さないものと認められた。爾餘の樽も亦、『風袋重量と銘記されたものが實際の樽詰重量と一致してゐなかつた』ことが判明した。そして、鹽漬肉の腐敗の程度が一様でなかつたので、用を足さなかつた五十三樽のうちから腐敗の少い部分をより出し、十八樽分だけを救つたが、この十八樽の中に入つた鹽漬肉は、『酸つばい匂ひを發するもの』であつて、その肉片は、『卵の中味のやうに指にとるとねち／＼する』程萎れてゐたが、それにも拘はらず、この鹽漬肉は刑務所當局によつて受納され、囚人に支給されたのである(註一)。

刑務總局長官ア・ベエ・サロモンは刑務所の倉庫を検査したとき、『鹽漬肉の入つた樽がしめり出し、樽の中の肉は腐りかけて居り、パンと粉も古くなりかけてゐた。で、もう少したつと、之等の品物が全く用を足さなくなる』こと



を發見した。確に、實際に於いて、オノルスキイとルイコフスキイの刑務所倉庫で、サロモンは數樽の腐敗した鹽漬肉と數百ブードの食用に適しなくなつた粉とを發見してゐるのである(註二)。

註一、デ・ア・ドリリー、『サガレンへの流刑』、第一九一—二〇頁

註二、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、第一九〇一年、第一號、第二八頁

同一の事實はサガレン島の軍務知事も亦立證してゐるところである。

サガレン島、軍務知事はドウエ刑務所の倉庫の中で、『麥粉と一しよに猛烈に腐敗した臭を發してゐる選り除けられた鹽漬肉と、微が厚くこびりついてゐる舊い羊毛皮外套が保管されてゐた。消毒してゐない之等の物品が良質の麥粉に影響を與へない譯には行かないことは明かだ』(註一)、といふ事實を發見したのである。

囚人に對する衣類の供給に於いても亦節約制度が守られてゐる。その結果、ア・ベエ・サロモンの批評によれば、『服、下着、及び靴はしばし寸法が足りない』、そして製作所に於ける衣類の製作には餘りに僅かの注意しか拂はれてゐないが、すべての品物、就中、靴は、すぐ縫目が綻け、材料が全然悪くないにも拘はらず、使用不能となる。しかも、この材料も亦必ずしも常に十分新鮮とは言へない。同一著者の證明によれば、彼の命令によつて、ひろげられた若干の厚製亞麻布の布片には微と腐りが發見された。ルイコフスキイとオノルスキイの刑務所倉庫には、全く黒ずんで、崩れかけてゐる厚製亞麻布が十きれも發見されたのである。加之、衣服は、これを着用する側の囚人の必要性の程度を何等考察することなしに、下附されるのである。『その結果として、各種の場合によつて仕事から解放された者やより、儉約的な囚人は季節毎に殆んど新調の衣服を着用するが、密林や炭坑に働いてゐる者は襤褸を着て歩いてゐる、といふことが起るのである』(註一)。

註一、一八九八年八月二十九日附島内布告、第一八四號、『刑事彙報』誌、一九〇〇年、第一號、第五七頁

註二、ア・ベエ・サロモン、前掲書、第二八頁、三〇頁、三一頁

以上の總べての不都合な諸條件の影響が最も鮮明に現はれてゐるものは、流刑囚の死亡及び罹病に關する統計資料である。

サガレンに於ける死亡率の一般的比率は大きくなく、住民千人に就き十五人を越えない。しかし、これは、サガレンに於ける傳染病の皆無、合法的方法による流刑囚の大陸への大量的轉住、及び逃亡、等によるものである。死亡件數の年齢別分類は極めて特徴的な現象を呈してゐる。即ち、最も死亡率の高いのは二十歳以上五十歳以下の働き盛りの者であつて、これが全死亡件數の六九・八%に當り次に次ぐものは兒童及び青年で、これは全死亡件數の一九・三%に當り、最後が老人であつて、これは全死亡件數の僅か一〇・九%にしか當つてゐないのである(註一)。

かくの如く、サガレンに於いては最も働き盛りの年齢の者が最も悪い影響を蒙つてゐるのであつて、このことが徒刑の設備と最も密接な關係を持つものであることと言ふまでもない。

次に醫師の報告は死亡件數の各住民のグループ毎の分類に關して知識を與へてくれないが、この部分に關して手元にある資料によれば、次のことが看取される。

即ち、一八九〇年から一八九三年までの四ヶ年間に於いて、千人に就いての死亡件數は年齢二十七歳以上三十七歳までの徒刑囚にあつて十九人乃至二十五人、同一年齡内の農民にあつて十人乃至二十人、自由民にあつて僅か二人で



ある(註一)。

これと全く同じ死亡件数の住民のグループ別分類は一八八五年に於けるスプルネンコ博士の報告(註三)によつても亦立證されてゐるところであつた。

かくの如き事實は、徒刑に於ける生活條件がいかに苛酷なものであるか、を指示してゐるものと言ふべきである。

註一、一八九九年度サガレン年鑑、第一二三頁

註二、一八九四年に於ける刑務總局報告、第一六一―一六四頁

註三、同じく一八八五年に於ける報告、第一九三―一九四頁

罹病率は極めて高い。一九〇一年に於いて流刑囚人口三二、一九八八人に對し罹病件数は四一、六六六件、即ち九・四六八人が一ケ年に一度以上病氣した譯である。病氣のうちで最大の比率を占めてゐるものは胃腸病(一六・三%)で、次は呼吸器病(一一・二%)、それから外傷(一一・四%)、リウマチスと神経病(一一・二%)、流行病(七・一%)の順である(註一)。元のサガレンに於ける醫療部主任ポドドフスキ博士の證明するところによれば、胃腸病は殆んど總べての囚人に共通の疾患であると。しかしして、これを基にして、榮養不良を原因とする爾餘の疾患が容易に發生するのである。即ち、胃腸疾患を基にして、身體の衰弱と關聯した貧血病や、とどのつまりは、或ひは肋膜炎になり、或ひは急接肺結核に進んだり、慢性的形態へ移る傾向を有する呼吸器病がかゝり易くなるのである。囚人のオルガニズムが衰弱してゐることに關しては、ロバス博士の意見によれば、最も輕微な疾患の治療にさへ多大の期間を要する事實が之を指摘してゐるといふのである。内臓氣管が何處と言つて悪くないのに、血の成分が異常であるため

にばかり足が腫れるといふやうな現象がしばしば見受けられるのである(註二)。

註一、一九〇〇―一九〇一年に於けるサガレン島概観、第六四―六八頁

註二、デ・ア・ドリリー、『サガレン島への流刑』、第一七頁

われわれは幼少の頃から『流刑』といふ概念に陰鬱な炭坑や苦しい・殆んど耐へられないやうな労働の概念を結びつけることに慣らされてきた。しかしながら、サガレンに關しては、この概念は必しも全部が現實に照應するものとは言へないのである。實際に於いて、苦しい労働と名付けられるのは所謂『薪運び』の労働ぐらゐであらう。この薪運びの労働者は、薪を伐りに森の中へ出向いて行き、それから時として數露りもの道程をとぼ／＼と薪を擔いで刑務所まで歸らなければならないのである。このさなきだに苦しい労働は、囚人の労働服が襤褸なので、冬の寒氣や沼の濕氣を防ぐことが出来ないことによつて、一そう増加するのである。足から頭まですつかり濡れてしまつた囚人は、刑務所へ歸つてから、その古着を温い衣で取替へる可能性さへ持たさないのである。といふのは、取替へるべき他の衣がないからである。炭坑労働は専ら石炭の採取地に集中されて居り、勤務時間は餘り長くはない。仕事の開始は朝の六時か七時で、仕事の終るのは遅くて午後一時である(註一)。

以上の二つの仕事(薪運びと炭坑作業)によつて、少數の例外を除き、所謂『苦しい』労働なるものは盡きてゐるのである。

私はこゝに労働の道德的意義に就いては言はないだらう。一體に、居候根性なるものは個性の退化へ導くものであるが、それは特に集團生活に於いて有害である。この居候根性が瀰漫すると流刑囚が労働を嫌惡する状態が起きてし







かくの如く、われ／＼はすべての流刑囚のうちで全然労働に従事しなかつたものが全員の二八・七%乃至四二・五%を占めてゐることを知つたのであるが、これも亦、われ／＼が一八九九年に於いて流刑囚のすべての労働力が完全に利用されたものと假定しての話であるから、勿論、實際に於いてはさうであるのでなく、之等の比率は單に最少的なものとしての意義を持つだけにすぎないものと言ふべきであらう。

上掲の表を観察して、われ／＼は、流刑囚のすべての労働が二部分、即ち生産作業と経営作業に大別されてゐることを知り、且つ後者、即ち経営作業が一九〇〇年に於いて全日備労働の六三・三%、一九〇一年に於いて同じく六七・九%に當ることを知るのである。囚人労働の三分の二を占めてゐるところの之等の労働が何によつて構成されてゐるか、を観察してみやう。

経営作業のうち農業労働に使用された日備労働は一九〇〇年に九、四一〇件、一九〇一年に九、四一三件であつた。次に薪の調達のために使用された日備労働件数は一九〇〇年に一〇二、七八一、一九〇一年に七九、九〇二であつた。しかして、以上の二つの作業形態の合計は一九〇〇年に於いて全経営作業の一五・一%、一九〇一年に於いて同じく一三%に當るのである。爾餘の六〇万以上の日備労働は「各種」といふ名稱の下に一括される仕事に使用されてゐる。即ち、これに屬するものは、「囚人に對する給食業務、各種の官營施設物への薪水供給作業、秩序と清潔の維持作業、野戦病院に於ける奉仕作業、倉庫の警備、等（註一）、即ち『それを命ぜられる人々が極く短時間しか、作業せず、従つて、段々肉體労働に飽きて來、刑期の済んだ後には自己の存在を確保する能力を喪失する』（註二）と言つたやうな仕事である。

註一、一九〇〇年及び一九〇一年に於ける『サガレン概観』

註二、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事叢報誌、一九〇一年、第一號、第三三頁

右は元の刑務總局長官サロモン氏がこの種の作業の意義を特徴附けたのであるが、私は彼の言葉が根據のない架空の言辭ではないといふ點を證明するために、「一九〇二年三月一日現在アレクサンドロフスカヤ刑務所状態に關する報告」から若干の事實を引用しやう。かゝる報告は毎年刑務所長から管區の長官に渡されるもので、全く公式的な特徴を持つてゐるものである。

懲治を要する級の囚人二、〇二三人のうち仕事に就いてゐるものは九一三人、即ち四五・一%、各種の従僕は五九八人、即ち二九・五%、病人、虚弱者、不能力者は二四三人、即ち一二・五%、何等の仕事にも従事せざる者は二五九人、即ち一二・九%であつた。従僕の範疇の中に私が入れてゐるものは、老人、官廳に於ける小使や守衛、馬番や牛番、アレクサンドロフスキイ診療所、軍診療所、ミハイロフスキイ診療所に於ける従僕、各種の機關に於ける書記や使ひ走り人、官吏の許の従僕、パン焼、パン切り、炊事人、便所の掃除夫、音楽家、歌手、及び最後に、消防夫である。

すべての之等の級の従僕がどれだけ必要であり、又彼等の従事し得る仕事はどれ程であるかを判断するためには、軍の病院や診療所に於いて病人九八人に對し従僕の数は八六人を數えられ、又刑務所に收容の囚人八九三人に對し従僕の数は一七五人、即ち刑務所總員の二八・五%に當つてゐることを言へば十分である。ドゥエ刑務所には「炭坑」に於ける「苦しい」採炭作業に従事させるために専ら強健な囚人が收容されてゐるが、このドゥエ炭坑に於ける囚人



の仕事の分類は極めて特徴的である。一八九七年に於いてこの刑務所の平均一晝夜の現在數五八五人のうち採炭作業に専心する者は一四五人、炭坑の必要とする各種の事務に従ふ者は一二四人、炭坑の内働きの者が九四人、同じく外働きの者が一一五人、病人、不能力者、虚弱者が一〇七人であつた。「かくして」と、ア・ベエ・サロモンは言ふ——『苦しい労働に耐え得る健康状態の最も優秀な者を簡拔して刑務所に於いて、かかる作業を勤め終る者は實際に於いて全體の僅か二六・一二％にすぎなかつたのである』(註一)。

註一、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事叢報、一九〇一年、第一號、第三二—三三頁

かくして、我々はすべての流刑囚のうち四〇％以上は全然なんにもしてゐないことを知るのである。しかも爾餘のものうち三分の二は、僅かの時間作業し、しかも勞力は極く僅かしか費さず、唯だ無爲に馴れるやうな仕事のなかに算えられ、自己の刑罰を償ふやうな労働に従事してゐるものは全流刑囚の僅か二〇％であるといふことを知るのである。

しかししてこの後者——即ち流刑囚のうちの糺子の労働が彼等にとつて教化的意義を持つものか否やは疑はしいのである。彼等の或る者、例へば薪運びの如きは、さなきだに牢獄生活によつて傷められたオルガニズムの平均の力を絶するやうな苦しい労働に従事してゐるのである。彼等にとつては、労働は呪咀であり、彼等を逐次死滅への道へ追ひやるところの刑罰であるのだ。之に反して、他の者を害してゐるのは、別段力不相應の仕事で苦しめることなく、政府の厄介で手を拱して徒食できるといふ居候根性である。

正義の觀念は刑務所内に於いても高く評價されてゐるが、この正義の觀念が踏み躪れた侮辱の苦い感情はなにも

にも酬はれることのない強制労働に對し憎しみを與へ、人間生活の幸福の源泉たる労働の役割に對し深刻な悲觀的な態度を抱かしめるのである。

本來労働は壓迫の見地からみても、又懲戒の見地からみても囚人に對する働きかけの最も重要な用具であるべきにも拘はらず、この労働がかくの如くアブノーマルに設定されてゐる原因は一體奈邊に存するか？ この問題を解くために事實に向はう。サガレンの刑務所生活の特徴の一つは、この中に於ける下級勤務員——看守の壓倒的意義である。この看守の意見によつて、少數の職人を除き、全囚人の仕事の命令が行はれてゐるのである。看守は流刑囚の仕事を配分する。しかしして看守の役目は刑務所の内外に於ける監視だけである(註一)。

註一、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事叢報、一九〇一年、第一號、第三二—三三頁

刑務所の看守は、地方住民、即ち嘗つて徒刑と追放のすべての階梯を経由した者や地方部隊の軍隊勤務員や、更に流刑・移民の間からさへ撰擇されるのである。一八九九年の情報によれば、看守總數の四七％は軍隊勤務員、一一％は流刑・移民によつて占められ、しかも特に注意すべきは看守の間に於ける文盲の率が高い點であつた。例へば、一八九九年に於ける文盲の率は看守總數の九・二三％、一九〇〇年に於いては一三・八％、一九〇一年には一四％以上でさへあつた(註一)。

官廳概観は軍隊勤務員出身の看守を次のやうに特徴付けてゐる。

『地方部隊出身の完全に未経験の兵士たちは、看守としての義務を果すことができず、刑務所内に於ける秩序と規律の維持の點で何等の實効的な利益を齎さないで、しかも却つて、自分自身では氣が附かないが、經驗ある老囚人



に影響を與へ、その拙劣な取扱ひによつて流刑囚大衆を墮落せしめるのである(註二)。

註一、一九〇〇—一九〇一年に於けるサガレン島概観、第一七頁

註二、同一八九九年に於ける概観、第一五頁

流刑囚出の看守に關しては、元刑務總局長官・アベ・エサロモン氏は次のやうに批評してゐるのである、

「サガレンの看守の最後の特性を成すものは所謂「技術的看守」なるものゝ存在である。この技術的看守なるものは製作所の主任であつて、その大部分はサガレンに於いて強制労働の服役期間を終了し、その運命の保證はお上の特別な配慮の對象たるを要する移民なのである。

本當に言つて、彼等の技術的意義なるものは殆んど常に多大の疑問の餘地があつたのである。にも拘はらず、彼等は看守用一般融通資金のうちから月額七五ルーブルの維持費を收得してゐたのである。

遺憾なことに、流刑囚が刑務所の看守總數のうちで職務の大部分を占めてゐた。従つて看守の道德水準の低位なることゝその職務への不適格なることは首肯されるであらう(註一)。

「以上のことは、看守が免職されることがかなり屢々あること、しかして免職の原因たるものが、泥酔、囚人對手のカルタ遊び、囚人の打擲、逃走の援助、火酒の不正な取得、等であつたことから明かである(註二)。

看守の構成が斯くの如きであるからして、監獄内に於ける無秩序は全く信ぜられない程の規模に達してゐるのである。例へばサガレン軍務知事は懲治級囚人收容監獄について次のやうな特徴付けを與へてゐるのである。

「生活の實際が法律によつて明記された條項の遵守から如何にかけ離れたかに就いては、例へば、懲治級囚人收容

監獄に對し、この監獄内の囚人が非合法的な自由を獲得してゐることのため、「自由な監獄」といふ適切なあだ名が與へられてゐるといふ一事からも窺ふことが出来よう。このあだ名ほど懲治級囚人收容監獄の囚人の生活形象にふさわしいものはないのである。これらの監獄は旅籠屋又は木賃宿といふのが最も適切である。といふのは、囚人たちは夜間錠がかけられて寝るだけで日中はすつと解放されてゐるからである。

これらの監獄に收容の流刑囚人は、實質的には、裁判所によつて彼等に課せられた刑罰に服役してゐないものと言へるのである(註三)。

註一、ア・ベ・エ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第一號、第四二頁

註二、デユ・ア・ドリリー、サガレンへの流刑、第三八頁

註三、一八九九年のサガレン島内布告、第二八號、刑事彙報、一九〇〇年、第一號、第四九頁

別の布告によつて、軍務知事は監獄内に於ける秘密の酒場や秘密の賣店が榮えて居り、そこではパンから火酒やカルタに至るまでの一切のものが障碍もなく賣られてゐる事實を證明してゐるのである。

自由な監獄はあらゆる種類の浮浪人にとつて隠家である。彼等は俱樂部へ行くやうに監獄へ來るのであり、そして屢々お上の眼を逃れるために監獄へ隠れるのである。次に掲げるのはアレクサンドロフスク監獄の典獄によつて書かれた公文書であるが、監獄の秩序を極めて明瞭に特徴付けてゐるものと考へられる。

「懲治級囚人收容監獄に收容され、自らをアレクサンドロフスキ哨所の流刑囚農民クリヤチキン・アレクセイと名乗る不明な男を警察に引渡し、その身許を取調べて貰ふ」



「監獄に收容の移民ミハイル・シエルホフと名乗る不明の男を警察へ引渡す」

「監獄に收容の酔っぱらひ、カルタ遊びの違反者流刑囚・移民ボベレージヌイを取押えて貰ひたし」

犯人は夜の十時に警察へ連行され、取調べられた後、監獄へ引渡された。この犯人はカルタのことで監獄内で争ひを始めようとしたのである。

一九〇一年の末には、浮浪人のガネチキンなるものが警察の眼を逃れて自由な監獄の中に滞在してゐた。又、有名な犯罪常習者、殺人鬼のシコロポフは死刑の刑に處せられたが死一等を免ぜられて無期徒刑に處せられ、冬の間中自由な監獄内に隠れ、此處に宿舍と食料を發見してゐたのである。

服役囚收容監獄、所謂「鐵枷」の監獄に於いても秩序は別にこれより良かつたのではない。例へば、一九〇二年にこの監獄に身許不明の男が收容されてゐたが、これは後に判明したところによればこの監獄の囚人であつたのだが、逃亡を企て、お上に見附かることなく約一月の間靜かに暮してゐたのである。

以上のやうに秩序は何等かの偶然的・一時的なものでは決してないのである。かくの如き秩序は昔から存在し、何代もの間の官吏によつて連続的に經驗せられたものなのである。

アレクサンドロフスタ監獄の元監視人リヴィン氏は、一八八七年に未決囚收容監獄の獄舎内に重罪によつて極刑に處せられた犯罪常習者がゐたことを證明してゐる。これらの犯罪常習者たちの鐵枷はこれを自在に取外せるほど自由だつたので、彼等は役人が監獄を訪れる時に限つてこれを箠めてゐた。加之、彼等は他の囚人たちから奪ひとることによつて最上等の食事をとり、仕事には全然出なかつた。といふのは、看守たちが彼等を恐れてゐたからである。

「流刑囚のうちの三分の一、最も優秀な働き手は、——、とりヴィン氏は證明する——看守のカトウイリヨフによつて人頭税を課せられてゐた。之に對して、脱走を企つた數十人の罪人が獄舎内に自由に隠れて居り、温い食事とパンをさへ貰つてゐた。これらの連中は晝間は私用や又は散歩で時間を潰し、夜になると監獄に現はれたのである」(註一)。

註一、リヴィン、『サガレン官吏の手記』、刑事彙報、一九〇一年、第九號、第四七九頁及び第四八四頁

カトウイリヨフは、遂に、職權濫用によつて裁判に廻され、懲役二年の刑に處せられ、若干の權利を剝奪されるに至つた。

しかしながら、かゝる場合は極めて稀である。普通は、看守の最も重い犯罪は免職によつて罰せられるだけである。例へば、一九〇二年に、女子監獄の看守の一人が自己の監督下にある獄舎へ一回五十ルーブルの代金をとつて男を引き入れ、女囚人の肉體を賣つてゐた事件が暴露された。この事件は事件が事件だけに、非常な評判となつたが、それにも拘はらず、看守はかゝるスキヤンダルに對し自己の職を辭することだけでケリを附けることが出来たのである。

かゝるものが流刑の状態とその眞の主人看守の役割を特徴附けた事實である。讀書きの少しか出来ない、時としては全然讀書きの出来ない人々から成り立ち、道徳心に乏しく、流刑の眞の役割と意義に關する觀念の全く缺乏せる看守は、更に之に加ふるに、彼等が權利のない懲役人大衆に持つてゐるところの權力によつて恐しい程風紀を紊亂させたのである。懲役人大衆にとつては「權利を奪はれた者」の概念は全然虚構な概念ではなかつた。毎日、日常茶飯事



の間に於いて、看守は流刑囚人に對し、裁判所が彼の市民権を奪つたとすれば、彼の人間の権利の承認は單に看守の御都合にのみ依存してゐるといふことを證明する機會を持つてゐたのである。正にかゝる點にサガレン流刑の呪咀とその一切の混亂を解く鍵が存したのである。流刑に於いて苦しいのは勞働ではなくて、亂暴な専横である。最も孤獨な囚人でさへ人間である權利を自覺してゐるので、この人間の權利を一切喪失することは實に堪へ難いのであつた。かくの如き條件下に於いて、流刑勞働の教化的意義に就いて何かを云々することが出来るだらうか。元の刑務總局長官サロモン氏はサガレン流刑から得た自己の印象を次のやうに要約してゐるのである。

『流刑勞働の特徴として私に考へられるものは、仕事の組立に於けるあらゆる組織の缺乏してゐることであつた。即ちこゝに於ける仕事は植民化の目的とは如何なる有機的な關係もなく、規律の手段として役立たず、流刑囚をして移民村に於ける生活の準備とそのため零細な金銭の蓄積への準備を行はしめなかつたのである。』

『流刑の矯正的意義に就いては、——、と同一著者は言ふ——問題にもなり得なかつた。私がサガレン刑務所の内部生活に就いて知り得たところのすべては、私をして次のやうな深い確信を抱かしたものである。即ち之等の刑務所に滞在することは、單に道德的に不堅實な人々に對してばかりでなく、不幸な事件や形式的な規律違反例へば軍規の違反と言つたやうな出来事(かゝる出来事は非常に多いのだ)で流刑地へ来た人々に對してさへ有害な影響を與へたのである。刑務所生活の害毒は、手近かの監督者の或る者が囚人に與へてゐるところの悪い實例(かゝる實例たるものは嘘偽、不正直、官金費消、不道德、である)によつて尙ほ一そう深刻化してゐるのである』(註一)。

註一、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事叢報、一九〇一年、第一號、第三八頁、第二號、第七四頁

## 第四章

サガレンの氣候と土壤。——原始林を農區へ改變することの困難と用具の不完全。——拓植熱の密林の中の生活。——移民村形成の普通の順序とその結果。——農業に不適當な地形に於ける村落の設置と廢止になる村落の比率。——『鳥の巢』。——道のない村落の比率と歩道。——荷車道路と傳説的なコルサコフスキイ國道。——無道路の經濟的意義と道德的意義。——農業。——土地耕作に於ける手働式方法の役畜利用方法に對する價勞とその原因。——役畜の不足。——優良種子の缺如。——生計を保證しない農區の零細性。——移民の有名な怠惰。——サガレン耕地の生産性。——サガレン植民化の諸任務に對する見解の變化。——サガレンに於いて農業は進歩するか。——サガレンの農業容量。——流刑囚や移民の勞働を借りる土地の改良。——流刑囚の勞働能力。——『口糧』の惰落的意義。——將來に於ける農業の意義。——移民の勞働を組織する試み。——その萎縮の原因は刑務所間の競争と節約『制度』に在つた。——コルサコフスキイ管區に於ける林業の組織。——その無秩序と秘密性。

サガレン島は子午線方向に約九〇〇露里だけ連つてゐる。而してサガレン島の北端と南端は大體に於いてトゥーラとシムフェロポリの緯度上に横つてゐる。サガレン島の位置は比較的南の緯度上にあるのだが、この一年間の溫度は、寒流を伴ふオホーツク海に近接してゐる結果、非常に低く、北部に於いては殆んど北極圏にあるメゼン河々口に相當し、南部に於いてはベテルブルグに相當してゐる。海流によつて南方へ運ばれる直徑數露里に達するオホーツ



ク海の老大な氷原は時としては八月になつてもとけることなく、従つて夏季サガレンに壓倒的な南東風は、寒冷な海面を吹いてくるので、比較的低い温度を持ち、この風が當る地方の植物に對して悪影響を及ぼしてゐるのである。この故に、サガレンの山脈誌は個々の地方の氣候にとつて著大な意義を持つものである。個々の地方の氣候は地理的緯度よりは山脈の配置に依存することが遙かに多いのである。かくて、例へば、南サガレンでは千島の竹や葡萄やその他の南植物界の代表植物と並んで、たけが低く屈曲してゐる落葉松やツンドラにさへ逢着するのである。ポロナイ河口はサガレン島の中中部にあるが南風の影響に解收されてゐるので典型的な北方ツンドラによつて占められて居るのに『サガレン』北端部に於いては山脈の掩護の下に針葉樹や時としては潤葉樹すら成長してゐるが、之に反して、爾餘のすべての周囲の地方はツンドラによつて蔽はれてゐるのである。かくして、假令サガレンを氣候的關係から二つの部分に、即ちオホーツク海の直接的影響下にある北東部と對島暖流によつて洗はれてゐる南西部に分けることが用されてゐるとは言へ、この分類は餘りに圖式的な特徴を持つものと言はねばならぬ。

一般的に言つて、サガレンの氣候は餘りに研究不十分である。サガレンにある三ヶの測候所は自己と同緯度上にある地方に於ける氣候判斷に對してさへ十分な資料を與へてゐず、況んやその土地が海風の影響に對して如何なる防禦策を講ずべきかと言つた問題は全く研究外に置いてゐるのである。かくの如きサガレンの特殊性に鑑み、移民地としての場處の選定は特別な検討を必要とした。なぜなら、地形の緯度は必づしも農作物物にとつての適應性を指示するものとは限らないからである。

大體に於いて、サガレン島の三分の一、即ちその北部は殆んど間斷なき平原であつて、この平原に沿つて低い丘陵

の列が続く。而してこの丘陵は北端に於いてはより高い山脈へ移行してゐるのである。この部分はその平原的な状態に左右されて、殆んど連続的にツンドラによつて蔽はれ、概して農業に適してゐない。この部分以外の爾餘の三分の二は山岳に富み、少數の海岸よりの地方を除いて、海風の直接的影響からよく防禦されてゐるのである。これらの山岳の間にある谿谷は農作に適して居る。しかしこの諸谿谷に於ける地殻、地質構造、土壤の層厚、等は一様ではない。これらの谿谷は、その大部分が、礫石で敷かれた厚さ數インチから數アルシンまでの砂質粘土地から出来てゐる。谿谷では中部と下部のところは土壤の層が厚く、兩端と上部のところは土壤の層の厚さは逐次より薄くなる。土壤の豊穰性もこれに依存してゐるのである。現地農業監督官の立證するところによれば、一般的にみて、サガレンの土壤は決して農作に不適當であるとはできない。特にコルサコフスキイ管區に於いて然り。却つて、若干の區域では土壤は尙ほ長い間肥料を必要とせず、新に拓かれる開墾地に於いても土壤は餘りに肥大で、穀物のうちの或るものはかかる土壤の中に於ける播種に堪へられない。その代り、より薄い土壤を持つ谿谷の他の主要部分は數年の後に肥料か又は休息を必要とする(註一)。

この現地農業監督官と同一の結論に達したものにドクチャエフ教授がある。ドクチャエフ教授は八十年代の終りにサガレン土壤試料の分析を行ったのである。同教授の斷定によれば、

『サガレンの土壤の大部分は、化學的成分からみても、又物理的特性からみても、滋養分に富む所謂普通の重い砂質粘土地に屬し、實質的には、黒土地帯の北に當つて、ヨーロッパ・ロシアに老大な面積を占める土壤と正に同一のものである』(註二)。



註一、一八九〇年に於ける刑務總局の報告、第三四七―三四九頁  
 註二、同上、第三六五―三六六頁

しかしながら、これらの肥沃な谿谷は時として太さ二抱へにも達する幹の高い喬木から成立つ原始林によつて蔽はれてゐる。これらの大木の間にはさんざし、みざくら、等のより、小さな種類の木が散在するが、その間の自由な空間は互ひに絡み合つてゐる多種多様な灌木林や人間の身長を凌駕する荒々しい雜草から成る密生した小林によつて占められてゐる。枯木が塊つてゐるので、この林を通行することは全然出来ない。この中を一步歩くためにも斧で切り開いて行かねばならない。火は森林の恐るべき殺戮者で、森を切り開くためには之に頼らなくてはならないものだが、太陽の光線が梢の密着した葉に遮ぎられて下へ通らないこの緑の黄昏の王國では濕氣がひどいので火をつけても消えてしまふのである。

これらの密林を清掃し、網のやうに四方八方に纏れ合つてゐる根の附いてゐる數抱へもある巨大な切株を根こそぎにし、土壤を乾燥せしめ、これを耕地に變へるためには、信ぜられない程の努力が必要である。ところで、移民は刑務所から出獄しても薪割りの斧と鋤と鶴嘴と二フントの繩以外は他に道具を持ち合さないものである。右のほか、五人當て一個の横切り鋸と十人當て一個の縦切り鋸と一ヶ村あて一個の砥石が支給される。以上のそれが新移民村を形成するために移民が闘奮たる密林と闘争を行ふに當つて所有するところの道具のすべてである。一八九〇年にサガレン島當局は根こそぎ機を注文したが、この根こそぎ機はサガレンの密林にとつては力不足であつたので、これを放棄するの止むなきに至つた。更に強力な構造の機械は餘りに重かつた。で、道といふ道が全然ないやうな區域へ運んで行

くことは到底できなかつた(註一)。

註一、一八九〇年に於ける刑務總局の報告、第三四四頁

前章に於いて私は、サガレンへの囚人の追放は、これを收容する餘地ありやなしやに關する何等の考察もなしに行はれてゐるといふ元の刑務總局長官ア・ベエ・サロモン氏の證言を引用した。囚徒の數は、我々のすでに見たやうに、加速度的に増加し、年と共に益々古い囚徒を壓迫する新しい囚徒の波に押されて、サガレン當局は部分的には拓殖事業を分不相應に大規模に實行するを餘儀なくされたのである。従つて、移民に對して確實な施設を與へるといふことは配慮の對象とはならず、どんな處でもよいから彼等を收容するといふことが配慮されたのである。かくて、刑務總局は、その報告の一つの中で、新に開發されたヴァリゼ河やベリシヤヤ・ロンガリ河、マーラヤ・ロンガリ河の谿谷中に於ける移民村に就いて言及しながら、はつきりと次のことを承認してゐるのである。

『この點に關する將來性に就いては今豫言することはできないが、しかし現在に於いてこれらの移民村は當局を在來の移民村の人員過剩と關聯した諸困難、特に主として、拓殖事業に極度の暗影を與へてゐた停滯から救つたのである』(註一)

熱病的な拓植が如何に進展したかに就いては、次の諸資料からこれを知ることができる。一八八二年にサガレン全島には僅かに十三の村落があつたにすぎなかつた。この時から、サガレンの農業植民化に關する問題の徹底的解決と關聯して、新村落の急速なる形成が開始し、一八九八年にはその數はすでに一三六を算し、しかも拓植活動は時の経過と共に益々急速に進展して行つた。かくて、一八八三年から一八八七年までの五ヶ年間は二七の村落が設立され、



その次の五ヶ年間は三三が加はり、最後に、一八九三年から一八九七年までの五ヶ年間に於いては六三の村落が設立されたのである(註一)。

だがサガレン當局が常に必要に動かされて行動したとは必づしも言へないのであつて、村落はかなり屢々専ら監督官廳への御機嫌取りに(熱心を誇示することによつて)作られたのである。この點に於いて最も特徴的なものは次の事實である。一八九四年にアレクサンドロフスキ管區では三七七の耕區を有する十二の村落が開拓村として數えられた。ところで、計算してみると、右のうち七村落に三七二の耕區のあることが判明するのである。してみると、残りの五ヶ村落は各自一個あてに一つの耕區しか持たないことになるのである(註三)。これは一體どうしたことであるか。考へられることは、これらの五ヶの村落が實在せず單に計畫中にあつたか、又は五人の全く孤獨な無力な人間が狼か熊の飼食になるためにサガレンの密林の中へ投げ込まれたかのいづれかである。

註一、一八九〇年に於ける刑務總局の報告、第三一八頁

註二、一八九九年度サガレン年鑑、第六八一七一頁

註三、一八九四年に於ける刑務總局の報告、第二〇八頁

刑務總局の諸報告の中には、百姓小舎すらないやうな新に創設された村落に對する指摘に絶えず出逢ふのである。例へば、一八九一年にコルサコフスキ管區では六ヶの新しい村落が開かれた。

「しかし、これらの村落には最近住民が到着したばかりであつたので、報告年度の春に播種を行ふことが出来ず、家屋もまた建てられてゐなかつた。従つて仕事は彼等に割當てられた耕區の草とりに集中されたのである」(註一)。

春より前に造作を整えることが不可能なのは明瞭であつたに拘はらず、秋に人々は密林へ追ひこまれたのである(註二)。移民たちは土小舎に巢を營んだ。しかし彼等はこの中で濕氣と寒氣に恐しく苦しまねばならなかつた。これらの「森の住民たち」が如何なる條件裡に生活しなければならなかつたか、に就いてはルイコフスキ刑務所が木製の獄舎を建造した記述によつて之を推察することが出来よう。但し刑務所は監督官廳の眼が光つてゐるので密林や沼澤中に投げ出された村落よりも遙かに良い條件で建造されることは疑ひないが。

さて、このルイコフスキ刑務所を同刑務所の元監視人のリヴィン氏は次のやうに記述してゐるのである。

「流刑囚たちは遊牧民の假小舎、即ち穴又は土小舎の中に居住してゐた。このユルタは長さ五サージエン、幅三サージエンで、土の屋根に蔽はれ、天井はなく、床は土で、窓のやうな小さな間隙が四つと板寢床のやうなものが若干ある。ユルタの中は竈であたためるのだが、煙は屋根の中に作られてある間隙から出ず、家の中に濛々と立ちこめるのであつた。ユルタの中には暗さ、寒氣、濕氣、及び恐しい惡臭が支配してゐた。ユルタの中の居住者は恐しく汚く、大多數の者の手や頸には垢が層をなして際立つてゐた。そして彼等の殆んどすべては絶えず小さな腫瘍によつて蔽はれてゐた」(註三)。

註一、一八九一年に於ける刑務總局の報告、第三一七頁

註二、同上、一八九六年に於ける、第一七〇頁

註三、リヴィン、『サガレン官吏の手記』、刑事彙報、一九〇一年、第九號、第四二八頁

密林の中の耕區の開墾の困難ばかりでなく、用具の不足によつても説明されるやうな條件裡に、一年以上も暮さね



ばならなかつた。コルサコフスキイ管區の長官ペーリイの立證してゐるところによれば、クレストウイ地域に一八八五年に四十四人の移民が拓植したが、彼等の持参した斧は全部で十一で、しかもそのうちのあるものは移民が自腹で買つてきたものであつた。ペーリイはまたシャンツイ地域に於いて家屋を作るために送られた七十二人からなる移民の群を發見した。

「彼等が強制労働を免除されてからすでに一ケ年が経過した。しかるに、必要な道具が不足したため、彼等のうち僅か十七人の者が百姓小舎の建造に着手しただけであつた。調査してみると、彼等のもとには全體で僅か二挺の斧があつただけだつた」(註一)。

註一、一八八六年十月四日附、島の長官に對する報告書、第一一四〇號

コルサコフスキイ管區やその他の諸村落に於ける移民たちも以上と全く同一の状態に置かれてゐたのである。ガルナク大佐の言葉によれば、鋤やその他の農業用具の點でも完全な不足が感ぜられた。しかして移民たちは金を出しても必要な用具を買ふことはできなかつた。といふのは、コルサコフスキイ哨所に於ける唯一の店は地方の需要を充すには餘りに少額の商ひしかしてゐないし、コルサコフの刑務所は移民に供給するための用具の豫備を持合せなかつたからである(註一)。

移民村の形成の順序に關して元の刑務所監督官のコモルスキイ氏は、一八八四年十二月二十日附のその報告の中で次のやうに言つてゐる、

「移民村のための場處の選擇は全然専門家によらないで行はれた。選擇に當つたのは元の看守の下士官のルイコフ

ヤデルピン、等であつた。従つて、ルイコフスコエとかデルピンスコエ、等といふ名が生じたのである」(註二)。  
かくの如き選擇の順序は、八十年代の後半期に農業監督官の特別職制が設けられ、その職責として、特に、耕區の農作地としての適否を調査することが課せられたにも拘はらず、その後にも依然として保持されてゐたのである。新しい移民村は専門家の審査を経ずに行はれたばかりでなく、島の長官にも通告せずに行はれてゐたのである。(註三)。

註一、ガルナク、『二八八五—一八八六年に於けるサガレンへの旅行』、アジヤに關する地理、地形、統計諸資料の集録、第二十七分冊、第一九二頁

註二、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第一號、第四二頁

註三、フォン・フリケン、『サガレンに於ける農業監督官心得の手記』、刑事彙報、一八九五年、第二六二頁

知事は移民に割當てが豫想される土地に關する報告を前以つて通知すべしと執拗に要求したのであるが、この要求は履行されたとしても農區が形成された後に唯だ形式的に行はれたにすぎなかつた。例へば、元のコルサコフスキイ管區長ヴォログジン氏は、一八九七年に、メレイの地形中に村落を設置することに關する上申書を知事に提出した。そこで、知事はこの土地が農業に適してゐるかどうかを農業監督官に尋ねた。農業監督官はこの土地が農業に不適當である由を答へた。だが、それはすでに時遅く、この土地は、知事の許可を請ふた時よりもすでにすつと前に、ヴォログジン氏によつて拓殖が開始されてゐたことが判明した。

同じ年の一八九七年に、コルサコフスキイ管區の中で尙ほ八ヶ村が開かれたが、それらの村落の存在に關しては農



業監督官は唯だ報告によつて知るを得たのみであつた(註一)。元刑務總局長官ア・ベエ・サロモン氏は、一八八二年以後に發生せる殆んどすべての村落は、最初に人々を密林の中へ移住し、しかる後に彼等に對して農耕に適する土地の探究を委託する、といふ風にして設置されたと確言してゐる。パレヴォ村を始め其の他の多くの諸村落は、このやうにして設置されたのである(註一)。

拓植事業に對する斯くの如き態度によつて得られたものは、言ふまでもなく最も悲惨な結果であつた。例へば、一八九〇年に、トウイモフスキイ管區では殆んどツンドラと言つてよい沼澤中にタウラン村が設立された。人々は家を造り、若干の經營施設物を造つた。しかし農業が不可能と判明した結果、彼等は離散してしまつた。翌年、同じ條件に於いて、ダルダガン村が設立された。人員四十名の移民は越年小舎を建てたが、その後ウスリー鐵道の建設のために立去つた。その後、又八人の者が來、冬を越して、立去つた。秋になつて新手が來たが、これも離散した。以上の二つの村落は一八九七年に知事の命令によつて廢止されてしまつたのである。尙ほ、これと同じ状態に在るものにチエルノリーシエ、ポリソフカを始めとするその他の多數の村落がある(註三)。

註一、一八九七年に於けるサガレン島の農業の状態。一八九九年度サガレン年鑑、第九五頁

註二、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第一號、第四三頁

註三、デ・ア・ドリリーリ、『サガレン島への流刑』、第九一—一〇頁

コルサコフスキイ管區長の知事宛の一八九八年五月十九日附報告第六、二二二號から明かな如く、この管區内に於ける村落の設置状態は良好な秩序に在つたものではなかつた。例へば、『オレホフスコエ、インノケンチエフスコエ、ネ

チャイヤンノエ、アレクセエエフコエ、等の諸村落に指定された土地は全く拓植に不適當な土地であつた。何故なら、これらの土地は、乾燥するための何等の可能性を持たない沼澤中に存在するからである。更に、これらの土地は、單に春に於いて繰返へされるばかりでなく、豪雨の降る度に反覆される例年の洪水に痛い被害を蒙つてゐるのである。私の前任者の誤謬によつてこれらの土地に完着せしめられた流刑囚・移民たちは其處に自己の家屋を設立することができず、他の場處へ移住したき旨を請願してゐる(註一)。

サガレン島軍務知事は、一八九九年九月二十九日附島内命令第二九四號の中で、新村落の設立に關する地方行政廳の活動を次のやうに特徴付けてゐる。

『諸村落が破砕された諸個處に於ける土地を一眼みれば、村落は所與の土地が農業に適してゐるか否かの考察が全然なしに設立されたものであることは明白となる。オホーツク沿岸では、例へば、數ヶの村落は、土壤や氣候の諸條件により如何なる穀物も生長しないし、又生長し得ないやうな土地に設立されてゐた。ドジノ、ベレゴーヴォエ、等の諸村落は正にかくの如き村落であつた(註二)。

註一、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第一號、第四一頁

註二、刑事彙報、一九〇〇年、第一號、第五一頁

元刑務總局長官ア・ベエ・サロモン氏は、サガレン植民化の結果を計算しながら、當時數えられた一三二ヶ村の村落のうち二ヶ村又は約一六%は廢止に値ひする、何故ならこれの諸村落に於いてはせめて少しでも農業を經營することは完全に不可能であるから、と言つてゐるのである。



どういふ考へからであるかは不明だが、若干の村落は島の中央部と交通を持たず、かくして一ケ年のうち少くとも八ヶ月は全世界から全く隔絶されたところの海岸に設置されたのである。かくの如き村落はコルサコフスキ管區に於けるマウカ村、アレクサンドロフスキ管區のヒリヴォ村の谿谷に於ける三ヶの村落、及び若干の村落、等であつて、その數はア・ベエ・サロモン氏の計算によれば、總數八ヶ村である。

これらの村との交通は小蒸汽船で行はれるが、これも一夏に二回以上に多いことはないのである。食糧は一どきに丸一ケ年分が運ばれるが、これも植付用の種子や農具が八月になつて輸送され、又この地方に於ける唯一の確實な食料手段たる魚用の鹽は魚獲期がすぎから輸送されるといふことが稀ではなかつたのである。しかして、極端に必要な場合には、これらの「島の巢」の住民たちは海に沿つた絶壁の巖や密林中の小路を通らねばならなかつた。かかる道は長くて、これを通過するには異常な巧妙さを必要とした。恐しい急坂を克服しなければならなかつたし、又或る場處では繩を頼りにして上つたり下つたりしなければならなかつた。そして、かうした際には移民たちは斧を携行するのが常だつた。例へば、ナシキナヤ村附近では、一つの懸岩を越すために繩を頼りに十四サージエンも下りなければならなかつた！ しかも、このやうな道にもよく歩行者があるのである(註一)。冬には岸の氷が形成されるので、これらの村へは時として犬に乗つて行くことができるが、しかしこの道は極めて危険である。といふのは、この時分このあたりに荒れ狂ふ嵐によつて岸の氷は海岸の岩にあたつて碎けてしまふからである。一八九四年に開拓されたピリヴォ村の谿谷中にどんな道でもよいから何等かの陸路を設置することの必要性は、アレクサンドロフスキ管區の長官をしてこの河の河口に居住するギリヤーク人に對しアグネヴォ河の谿谷中へ入つて行く道(アグネヴォ河からは

島の中央部との交通はすでに可能である)を探究する提案をなさしめた。しかし、獸をあさつて山間の小徑を歩くことには慣れ切つてゐるギリヤーク人も、通路の遠いことと困難なることを理由として、この提案をはつきり拒絶してしまつたのである。同一の提案はアグネヴォ河沿岸に居住のギリヤーク人に對しても偽されたが、結果はまた同じであつた。しかし最後に、刑務所の看守の中に勇敢なギリヤーク人のバヴリンカのおゝることを發見した。バヴリンカは、二人のギリヤーク人を伴つて、この前人未踏の險阻な山脈に沿ふ困難な旅行を行ふことに同意した。バヴリンカは仲間と一しよに二ヶ月餘りも密密林の中を彷徨し、隣りのトワイモフスキ管區へ渡り、オノールとハムダサへ出て、アグネヴォ河の上流地方を探究したのである。だが、この道は極めて長く且つ困難であるので、交通路として通行可能なりや否やは疑問である(註一)。

註一、一八九五年三月十日附のアレクサンドロフスキ管區長官、第三七七六號

ノヤシ村も亦以上と全く同じ状態に在るのである。このノヤシ村の歴史は記述する價值があらう。

ノヤシ村は一八九四年に石炭會社「マコフスキ」會社の請願によつて設立されたのである。その設立目的とするところは、同會社が政府から賃借したこの地方のサルトウナイスキ炭坑に一定數の労働者を持つためであつた。一八九九年の情報によれば、この村には炭坑で稼ぐために移住せる住民一二七名が居住してゐたことである。官廳情報によれば、この村に於ける耕地は三デシヤチナ九一四平方サージエンと算定されてゐるが(註一)、個人的な諸情報から判断すれば、農業に適する土地は全然ないといふことである。少しの間仕事をしただけで、會社は自己の活動をムガチンスキ炭坑へ移し、サルトウナイスキ炭坑の方はすつかり放棄してしまつた。そして、移民たちだけ



が悄然として爲すこともなく残つた。稼ぎはなく、耕地もなく、さりとて行く先もない。なぜならば、すぐ隣りの居住地は數十露里離れ、そことの連絡路は全然ないからである。副業として最も優秀なものは漁業であるが、しかし魚を貯蔵用として調達するには必しも常に鹽があつた譯ではなかつた。海水から鹽をとる試みが爲されたが、この鹽は酸つばくて、胃の疾患を呼び起したのである。

『住民が如何なる状態に残つたか、に就いては——と、サガレンの官廳調査員の一人は言つてゐる、——本年（一八九六年）度の航行期に於いて、この地へ彼等の生存を維持するための最も必要な品物を運搬するために、千ルーブルを拂つて辛じて汽船をチャーターすることができた、といふ事實から容易にこれを知ることができるのである』（註二）。

註一、一八九九年度サガレン年鑑、第六八頁

註二、ア・マルゴリウス、『サガレン島に於ける鑛業』、一八九七年度サガレン年鑑、第六六一六七頁

サガレンに於ける村落は非常に急いで作られたので、村のために豫定された區域へ道路を建設するといふ配慮の如きは爲されなかつたのである。移民隊は僅少な用具と一ヶ月分の食糧を肩に擔いで、一步毎に斧で道を作りながら、密林の奥深くへ入つて行つたのである。しかし、これらの小徑は、大部分、現在に至るまでその原始的な形態を變へてゐないのである。官廳發行の『概観』の立證するところによれば、島内の二十二ヶ村へは全然道が開設されてゐなかつた。で、これらの荒涼たる密林やツンドラ中に配置の諸村落は、他の村落と小さな通路で連絡してゐるが、この連絡も一年のうちの大部分は完全に杜絶されてゐるのである（註一）。一九〇〇年當初、サガレンに於ける村落は全

部で一・一八が算えられた。従つて、このうちの一八・六％は全然道路のない村だつた譯である。

次に記載する一文はウラヂミロフカ村からティス・キザまでの間を歩いたサガレン島研究家の手記である。彼はこの道中に就いて次のやうに記述してゐるのである。

『ウラヂミロフカ村附近で氾濫してゐる溪流を渡らなければならなかつた。以前に架けてあつた丸太は洪水によつて持ち去られてしまつた。移民たちは少なからざる努力を拂つて新しい渡船場を設置しなければならなかつた。われ／＼は二重になつてゐる二本の丸太の上を平衡をとりつつ歩いて行かねばならなかつた。この丸太は水上から比較的高く架けられてゐるが、慣れないので、足を踏み外して、川の中へ落ちる危険があつた……少しばかり濕つた沼澤質の小徑は枯木で埋められてゐた。灌木や枝につかまりながら、長い枯枝から枯枝へと切株から切株へと、飛び越えて行かねばならなかつた。五露里を歩いて、われ／＼は再び屈曲した同じ褐色な小川の前に現れた。渡船場はなかつた。なぜなら、ティス・キザからの移民たちは新に渡船場を作るに出て來なかつたからである。三人の移民がウラヂミロフカとその先きでわれ／＼に逢ひに出て來た。暫くためらつたが、彼等は水の中に帯以上つかりながら、やつとのことで、急流を横切つた……道で出逢つた者から、彼等が渡船場から前へも後へも進む可能性を持たずティス・キザで丸一週間も過ごした、といふことを知つた。彼等がわれ／＼に語つたところによれば、食糧を持参した者が此處で水の中へ落ち、食糧を失つた事件が起つてゐると。又、昨年の如きは一人の流刑囚が食糧を持つたまま溺死してしまつたこともあつたと。』（註二）。

註一、一八九〇年、一九〇一年に於けるサガレン島概観、第三一頁



しかし、これは人口が割に稠密な地帯を通つてゐる比較的設備がいい道の一つであつて、その維持のためには、假令川に丸太を架けた程度のもとは言へ、ともかく若干の対策が講ぜられてゐるのである。一般に、通路は遙かに悪く且つ危険なのが普通である。實例として、コルサコフスキイ哨所から出る道の上にあるクリリオンスキイ燈臺を示さう。

楮て、このクリリオンスキイ燈臺に住んでゐる人々は、少くとも一ヶ月に一回は食糧品を貯へるためにコルサコフスキイ哨所に行かなければならぬのである。クリリオンスキイ燈臺とコルサコフスキイ哨所の間一二七露里の距離上には十六の淺瀬がある。この十六の淺瀬のうち十三は一寸した洪水でも通過不能となるのである。しかして、かかる洪水は山間にあつては實に屢々あり、そして全く不意に起るのである。少しでも何處か上の方で雨が降れば、とるに足らない小川が猛烈な流れとなつて溢れ、木といふ木を根こそぎ奪ひとり、その流れ出るところ何もをも容赦しない。かくの如き場處では水が減るまで待たなければならぬのである。

以上の淺瀬のうち六つは迂廻することができる。だがこの迂廻も極めて困難であり、屢々危険である。なぜなら、手に竿を持つて通らなければならぬやうな泥濘の沼澤質の場處や人間の脊丈ぐらゐある葎の稠密な茂み（ここではよく熊に出合ふが）などを進まなければならなかつたからである。この道には引潮の靜かな天候の日に六露里に亘つて帯以上を水につからせながら海の中を歩かなければならぬやうな區域がある。婦人たちはここを渡るのに一時間半も費してゐるのである。この場處は非常に危険で、旅人がここで溺死することがよくある。

更に、この道程には海の上に懸つてゐる二つの険しい巖がある。一つの巖は通路として狭い細道を残すだけで八露里に亘つて連つてゐる。しかし、この狭い細道の一方の側には険しい巖が聳えて居り、他の側には永久にさわめく海の深淵が廣く口を開いてゐる。この通路を越えることは仲々容易ではない。特に肩に荷物を擔いだときは然りである。もう一つの巖は九露里に亘つて連つてゐるが、嵐のときには通行が全く出来なくなる。かうした時には海の靜まるまで待たなければならぬ。幸ひなことに、この巖には約十の龜裂があるので、嵐が吹きまくるときには、この中へ隠れることができる。しかしこの中にゐて疾風から身を護ることは必づしも常に可能ではない（註十）。

また次のやうな有難い處もあるのである。即ち、そこでは十二露里の距離に於いて細道が同一の河の岸から岸へと五十二回も移轉してゐて、この間を旅行者は丸太橋を渡つたり滑り易い石の河床を通過して行くのである（註二）。

『このやうにして歩いて行くのは、——と、サガレンの險路を記述しながら、元刑務總局長官ア・ベエ・サロモン氏は言つてゐる——、視察調査のためではなく、まだ道路で結ばれてゐない村落へ穀粉、鹽漬肉、鹽、斧、鶴嘴、等を供給するためである。時としては、聖體を携へた僧侶が信徒のもとへこの道を通つて行くやうな場合もあつた』（註三）。

註一、エヌ・キリーロフ、『コルサコフスキイ管區に沿ふ行路に就いて』、一八九九年度サガレン年鑑、第二冊、第一四三—一四四頁

註二、同上

註三、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第一號、第四三頁



サガレンに於いて施設の整つてゐる道路としては全部で唯だ三つあるだけである。この三つの道はサガレン島の首府アレクサンドロフスキイ哨所の近くにある。しかして、その全延長は三〇露里を超過せず、『爾餘の道はすべて田舎道のタイプに属するものである』(註一)。

この田舎道のタイプに属する道が通行するにどの程度便利なものであるかを判断するには、かかる道が如何なるものであるか、を知つて置く必要がある。田舎道の大部分はかつて鬱蒼たる密林中に切り拓かれ、次いで運命のままに残され、若木が茂り枯木で埋もれてゐる單なる森林中の空地線にすぎないのである。これらの道を乾燥することには何等の方法も採られなかつた。従つて、馬車道として適してゐるものは、そのうちの極く僅かである。他のより以上の労力が費された(部分的には當初に於てであるが)道は、建設者の無知無學により、通行のために極めて不便であるか、又は修繕の不足により原始的狀態に變つてしまつてゐる。元刑務總局長官サロモン氏に與へられた官廳調査の中には、『すべて之等の道は極めて悪い状態にあり、或ひは大修繕を必要としたり、或ひは新に作り直す必要があつたりするものである』と。

軍務知事は一八九九年九月二十九日附島内命令第二九四號の中で、コルサコフスキイ管區内諸村落を巡視した際、彼を驚かしたのは、『乗物で通過するための適當な道があまりにも少なかつたことである』と言ひ、更に次のやうに言つてゐる。

『唯一の車馬通過道路たるコルサコフスキイ哨所からナイブチ村までの道路は大部昔に建設されたものであるが、今みるこの道路はすでに數年に亘つて大修繕が一度も行はれた痕跡がないのである。この道路を乗物によつて通過

することは、コルサコフスキイ哨所から始まつてペールヴァヤ・バージに至るまで、斷崖絶壁があるので、非常に危険である。にも拘らず、管區の行政當局はこれに就いて何等の注意も向けなかつたし、又向けてゐないのである』(註二)。

註一、一八九九年に於ける『サガレン概観』、第一九頁

註二、刑事彙報、一九〇〇年、第一號、第五一頁

毎年行政當局は道路の粗悪な状態に對して不平をこぼし、これと同時に、その粗悪なる點をもつて住民の悪い經濟的狀態の原因の一つとして指摘してゐるが、道路は依然として同一状態に置かれてゐたのである。行政當局の言葉によれば前に道路を敷設した流刑囚は、他の益々増大する『島内の勞働力需要』によつて忙殺され、例へば一九〇〇—一九〇一年の時期に於いては、この流刑囚をして新しい道路の開設又は古い道路の根本的な改造に従事させることが不可能と思はれる程度になつた(註一)。この惱みを救ふ目的をもつて、行政當局は一九〇〇年の夏に地方住民に對し道路義務を課した。しかしながら、この方法は、明かに、實際的な意義を持たなかつた。といふ譯はサガレンに於いては『住民は何等の義務を果さうとはせず、又義務を義務として感じないやうに慣れてゐた。従つて、これを果させるためには部分的には強制的な手段を用ひなければならなかつた』(註二)のである。

註一、一九〇〇—一九〇一年に於ける『サガレン島概観』、觀第三〇頁。この時期に於いて流刑囚の勞働がどの程度まで完全に利用されたかに就いては、私によつて文章の中で示されてゐる。

註二、一八九九年に於ける『サガレン島概観』、第一九頁



だがこの強制的方法の適用も道路の状態を改良するにはたいして役立たなかつた。といふのは住民は、馬も持たず、仕事のために必要な用具も持たず、しかも、之に加ふるに、住民の大部分は種子のない水呑百姓であつて、これらの連中に對して彼等の農業經營を中止させ、野外作業にとつて最も必要な時に彼等の農區を放棄させることは、移民たちに對し土地が與へてゐるさなきだに乏しい糧食の道を奪つてしまふことを意味するものであつた。

サガレンに於いて如何に道路が建設され、又其の建設が如何に困動を極めたかはサガレンの首府をコルサコフスキイ哨所と連結せしむるために造られた所謂『オノールスキイ國道』の建設の例に見ることが出来る。この國道は傳説的な意義を有し、疲勞と飢餓によつて建設中に斃れた犠牲者の群に就いての恐しい追想は今日に至るまで尙ほサガレン民衆の中に生々と存してゐるのである。

『仕事は、——と、ア・ベエ・サロモン氏は言つてゐる、——無茶な迅速さをもつて施行された。人々は程度を無視した激しい勞働によつて疲勞し、殘忍な刑罰を蒙り、食糧や健康に就いての配慮を全然受けなかつたので、極度の絶望に落ち入り、集團をなして脱走を行ひ、唯だ仕事を免れるために、我と我が身を不具にし、恰も友達を殺したとか人を食つたとかといふやうな我が身の中傷を行ふに至つたのである』(註一)。

建設は無智な刑務所の看守たちに委託された。このうちでも特に殘忍性を發揮して有名なのは元流刑囚のハノフであつた。指導に當つたものが無智な看守であつたから、道路は下手糞に敷設され、苦しい勞働の大部分は完全に非生産的に費消されたか、又は仕事に有害にさへ費された。道路はツンドラに沿つて敷設された。『工事を急いだのと經費を節約した爲に、溝渠は道路の一方側にのみ掘開され、そして、不注意か又は無智のため、地形の下つてゐる側にのみ敷設されたので、溝渠は水を排出せず、これを道路上に堰き留めるだけになつてしまつた』(註二)。

註一、ア・ベエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第一號、第四五頁

註二、同上

み敷設されたので、溝渠は水を排出せず、これを道路上に堰き留めるだけになつてしまつた』(註二)。

『この仕事が如何に不合理的に實施されたかを理解するためには、——と、オノールスキイ國道の敷設工事の生きた證人の一人は言つてゐる——、屈折に富む小河チハ・ポロナイが流れてゐる約十露里の延長に亘る小さな谿谷の中に欄干と二サージエン半又は三サージエンの間隔を置いて各種の補強施設の附いてある一〇六の大橋が建設された一事から十分知ることが出来よう。すべてこれらの橋は最初の二日間に降つた雨によつて流されてしまつた。その後、再び造られたが、又流されてしまつた。更に數度造られたが、すぐ流されてしまふ。かくて、一八九二年に私が初めて森林中の伐開線による旅行を試みたときには稀に橋梁の痕跡が残つてゐるだけであつた。しかし、このチハ・ポロナイ川の谿谷では、森林中の伐開線の大部分の不便な場處と同様に、もつと都合の良い場處を迂廻することが易々たることであつたのである』。

『森林中の伐開線は地形の豫備的な調査なしに刑務所の看守の裁量によつて造られた。その結果、仕事の遂行者は數十露里の延長に亘つて不適當な投げ出しの伐開線をたくさん造つた。即ちそのうちの或るものは踏破不可能な山岳に突き當つたり、又或るものはオホーツク海の高い懸崖に衝突してゐると言つた具合である』(註一)。

この國道はサガレン行政廳の自慢の一つであつて、當局は一再ならず自己の報告の中で島にとつてこの國道の甚大なる文化的意義を指摘してゐるのである(註二)。



現在この國道は完全に放棄されて居り、この道を通るものは郵政廳の技手たちだけである。彼等は電線の修理のために萬難を冒して此處へ来るのである。しかしながら、一冬に五回以下犬に乗つて通過する冬の郵便は、出来るだけこの國道避け、主として、オホツク海の海岸沿ひを通つてゐるのである(註三)。

道路の斯くの如き状態が住民の福利に如何なる反映を示してゐるか、を知ることは容易である。特にそれは自己の經濟をまだ打ち建ててゐない移民たちにとつて深刻である。刑務所から放棄されてからの二、三年の間、彼等は割當ての口糧を受けてゐるが、この口糧を貰ふためには倉庫へ赴かねばならないのである。しかしこの倉庫たるやいづでもきまつて極めて遠隔な地に在るので、村の中でも餘りに離れてゐる村の移民連中は食糧を貰ふために一週間半も費してゐるのだ。時折充分には與へられない食糧の一部分を散逸したり、悪天候のため途中で滞留してゐるうちにその大部分を食ひ盡し、家へは僅かに残り分だけを持参するといふやうな場合も起るのである。

註一、リウイン、『サガレン官吏の手記』、刑事彙報、一九〇一年、第九號、第四八九、第四九〇頁

註二、一八八六年度に於ける刑務總局の報告、第一三〇—一三一頁

同じく一八九〇年に於ける報告、第三一八頁

註三、エヌ・キリーロフ、『コルサコフスキ管區に沿ふ行路に就いて』、一八九九年度サガレン年鑑、第二冊、第一三八—四一頁

かくの如き條件にあつて移民は自己の農業經營のために幾許の時間を使用できるだらうか？ 彼等のうちで最も勤勉な者でさへ三、四年の間は自立できず、そして『家計のやりくり』への怠慢は『工業の作業』、即ち法廷によつて指定されたものでなく、管區の長官の裁量により指定された『強制労働』へ移らしめるのである。

『すべてこのことが勞働の正確性と一般的に道徳的狀態に如何に影響してゐるかを理解することは困難ではない、——と、デ・ア・ドリリーは言つてゐる——、さなきだに、その大部分の場合に於いて特に勤勉とは言へない移民たちは、かかる周期的な旅行によつて、恰も更にシステマチックに放浪と無經濟に習熟するのである。或る者は誰にも必要のない家屋を造つたり、又或る者は三年の割當口糧を高値で賣り飛ばし、次いで農民の權利獲得のための最短期限たる第四年目の口糧をも賣り飛ばし、負債又はその他の障碍となる原因がないときは、サガレンの村落の中に自己の非合法的な「家計のやりくり」を投げ捨てながら、大陸へ渡ることを急ぐのである(註一)。

註一、デ・ア・ドリリー、『サガレン島への流刑』、第二二頁

しかも、如何なる儲けもない。冬季に運送業で儲けるために馬を飼ふことさへ出来ない。何故なら道路のない地形に於いて運送業を經營することはできないし、又飼料が不足してゐるので冬季八ヶ月の間馬を養ふことはできないからである。かくして、移民は、暮しが良くなる何等の期待も持つことなく、生涯を通じて、僅かに鋤や鍬の力をかりて、己れの農區を耕すべく運命付けられるのである。かかる條件に於いて、彼が爲し得るものは大陸へ逃げることであるが、これができないときは、自己の成果なき經營を投げ捨て、よりよき生活への希望を斷念して、島内をさまよひ歩き始め、或る處では偶然的な様ぎにより、又或る處では竊盜によつて糊口を凌ぐのである。

『移民が刑務所から出て新しい村(例へば第二ハームダサ村の如き)に移住した際に置かれる状態は、——と、サガレン軍務知事への提出文の中で、元トウイモフスキ管區長サヴリモヴィチ氏は言つてゐる——、單に道徳的に動搖せる犯罪人からばかりでなく、完全な人間からすら、一切の道徳的素質を剝奪してしまふのである。』



「飢えて、凍へて、無恥にまで悖德的になつた人々が村から村へとさまよふ。そして彼等の流す害毒によつて、移民たちは道徳的にも又経済的にもノーマルな条件には堪へられない程の状態に置かれてしまふのである」(註一)。

註一、一八九六年五月二十三日附報告の附録手記、「サガレン島に於ける流刑囚制度の諸問題に寄せて」第九頁及び第一八頁  
 すでに此のサガレンの移民が置かれた諸条件の粗略な概観に基いて、新しい開拓民の農業がその發達のために極めて僅少なチャンスしか持たなかつた、といふ點を結論附けることができるのである。しかしながら、この生業は最も規模が大きく、且つサガレン島の經濟生活に於いて壓倒的な意義を持つものであるから、この問題に關しては稍々詳細に立止まつてみよう。われ／＼は、移民達が刑務所から出て移民村に於ける自己の新生活を組立てる際に如何なる農具を持參するか、といふ點を先きに知つた。鋤とシャベル——これが彼等の農具のすべてである。大鎌も、普通の鎌も、ロシア式な犂も、耙も與へられてゐない。これらはすべて移民たちが買はなければならないのだが、刑務所の倉庫から貸附金によつても入手することもできる。但しお上から農具を入手すると移民はしば／＼難儀する。何故なら、品質は悪く、値段が餘りに高いからである。

コルサコフスキイ管區長ベールイ氏の證言によれば、一八八六年に鎌は刑務所では二ルーブルの値段であつたが、之に對して、個人商會を通じて購入するときは鎌は一個六十カベイクで買ふことができたのである(註一)。農具の貸附は一八九五年十二月三十一日附のサガレン島知事の命令により、「村落監督官が貸附交付の實際的必要に關する實地調査をなし、しかる後にその交付方に就いて管區長に文書を提出するに非ざれば交付されないこととなつた。かかる規則は、現金で用具を賣る場合に於いてさへ、村落監督官の遵守すべきところとなつた(註二)。かかる条件にあつて

は住民は自己の必要とする農具を適宜入手することは決してできないであらう。何故なら、村落監督官が管區長に文書を提出するためには、請願者の編入地へ乗り込み、親しく調査する必要がある譯だが、この監督官は村落の巡視には習熟してゐないのが常だつたのである。

「個々の村落、特にコルサコフスキイ哨所から遠隔な地にある諸村落の視察は、——と、サガレン軍務知事は言つてゐる——、村落監督官が大部分の村落を巡視するのは一年に一、二回より多くなく管區長は多くの村落をその設立以來全然見てゐないといふ明白な證明を與へた」(註三)

註一、一八八六年十月四日附島長官に對する報告、第一一四〇號

註二、刑事彙報、一八九六年第四號、第二六〇頁、命令の第十五項及び第十六項

註三、一八九九年九月二十九日附島内命令、第二九四號、刑事彙報、一九〇〇年、第一號、第五一頁

必要なる農具の入手難は、家のない移民や土地のない移民が多數存在することの原因の一つである。世帯數を百姓家屋の數と比較してみると、一九〇一年にアレクサンドロフスキイ管區では家のない世帯數が六つあり、コルサコフスキイ管區では家のない世帯數が一九〇〇年には殆んど管區全體の世帯數の八%を占めてゐたことが判明するのである(註一)。

しかしながら百姓家屋と世帯數との比較は尙ほ家なき世帯數の實際數に就いての明白な觀念を與へるものではない。何故なら世帯のあるものの中には一軒以上の家屋を持つてゐるものがあるからである。農業地方監督官の證明によると、かくの如き世帯數はサガレン島に於いて一〇%以上を占めてゐることである(註二)。



官廳の報道によれば、一八九五—一八九八年に於いて穀物を蒔かなかつたもの、即ち全然土地を耕さなかつたものは全島總世帯数の一三%以上に達してゐることである。土地なき世帯数は管區別、年次別によつて異なるが、大體五%から二五%までの間である。

サガレンの耕地は今日に至るまで半分は鋤によつて耕され、半分はロシア式犁、普通の犁等の他の農具によつて耕されてゐる。すべてこれらの農具は、その大部分が、自家製品で、形式に於いても大きさに於いても極めてまちまちであるが、共通な點は木の部分が鐵の部分より多いといふ點である。唯だ犁の頭や齒のところが鐵であつて、犁板や底部やその他の部分は木製である。

註一、一九〇〇年及び一九〇一年に於ける『サガレン島概観』、第五三頁

註二、一八九八年度サガレン年鑑、『農業』、第八六頁

一八九六年に刑務所の製作所は、農業監督官の紹介によるヴォトキンスキイ工場の型式に則る犁を六十三個製作した。犁には五ルーブルの價格が定められた。この價格によつて單に現金によるばかりでなく貸附によつても『最も勤勉な主人』の間にも普及せしむることが提議された。しかしして管區長の義務として、『來年（一八九七年）から犁の製作が各管區、刑務所の製作所に於いて職人勞働の方法によつても行はれるやうに、一切の手段を講ずべきことが定められた。しかししてこの目的のために、鍛冶仕事によく精通してゐる堅實な流刑囚にはお上からの援助が、必要なる材料の交付によつて、與へられ得ることになつた』（註一）。

しかしながらこの命令は實際に於いて大きい意義を持たなかつた。最近の官廳統計によれば、一九〇一年にアレク

サンドロフキイ管區で一、〇八二世帯につき犁が全部で二〇〇個、即ち一八・五%、トウイモフキイ管區では一、四〇世帯につき犁が三二二個、即ち二五・七%で、ヨルサコフスキイ管區に就いて言へば、土地耕作の主要農具は、舊態依然として、手働式の鋤であつた（註二）。

註一、一八九六年四月十八日附島内命令、第六十九號、刑事彙報、一八九六年、第九號、第四七九頁

註二、一九〇〇年—一九〇一年に於ける『サガレン島概観』、第四〇頁

この方法は、サガレンに於ける他の多くの有用な計畫と同様に、この地に於いてすべての部門に亘つて支配的であつた官僚主義にぶつかつて碎かれてしまつた。犁の十分な豫備を適宜調達し、その倉庫を島内の最も人口稠密な地點に建設する代りに、當局は村落監督官に對して最初にかかる犁を獲得することを希望する者に關する情報を蒐集し、次いで希望者の數に應じて犁を調達するやう委託した。しかしながら、われ／＼の知つてゐるやうに、村落監督官は村を極く稀にしか訪れてゐない。管區長に就いてみれば、彼等は農業の必要には概して何等の注意も拂つてゐない。

『かくの如き無關心により、——と、先きに引用したる軍務知事の命令は語つてゐる、——島に於ける農業の改良と發達に關する一切の手段はその意義を失ひ、期待されてゐる結果を與へない』この命令は更に語つてゐる。

『私の命令に依つて、野菜や穀物の種子、又犁の見本が再三管區に送られたが、それらの犁の使用や播種の實驗やその他の結果について、管區の長官達が、私に時宜を得た報告をなしたことは一度もなかつた。そして私の再三の懇請によつて、遂に最小限の報告もたらされた時でも、それ等は何時にも不完全な、不明瞭な、そして極端に簡單なものでしかなく、お役所式の通牒の如きものであるのが普通であつた』（註一）。然しこの辛辣な批評も何の助けにもなら



なかつた。そして犁の製造は、それに對する住民の要求が現存し、提起されてゐるにも拘らず、殆ど止められて了つた。

註一、『サガレン島に於ける一八九七年の農業状態』、一八九七年サガレン年鑑、第九九頁

住民達に、農具の改良について、より一層親身になつて世話をしてやる當局が無かつた事と並んで、先づ第一に、新たに森を切開いて作られた耕作地の特質と、第二に役畜の不足とが、馬耕農具の普及に打ち克ち難い障害となつた。我々はサガレンに於ける役畜の大部分が一八九三年から一八九八年迄の間にもたらされたものであるのを見た。以前は、古い永久の落葉樹林の藪であつた處に作られた耕地は、開墾機具の欠除の爲に、多かれ少かれ、太い根が一杯にはびこつてゐたので、その耕作に馬耕農具を使用すること等は到底出来なかつた。かくして土地耕作の爲に馬耕用農具を利用する程度は如何に早く根を一掃して了ふかに懸つてゐる。何故ならば、移民達は自分達の耕地からこれを塞いでゐる根莖を去除く他の方法を持たなかつたからである。然しこの過程は全く徐々になされ、新しい耕地ばかりでなく、より古い移住地に於ても木の根が現在に到る迄、尙、馬耕用農具の使用の障害となつてゐる處があるのである。

家畜に關しては一八九四年から一八九七年迄の間の公式の統計で、私が見た報道によれば、此の期間、如何なる家畜にせよ家畜を所有してゐた農家は、サガレンに於て、僅か四二・五%であつた(註一)。

註一、一八九四年刑務總局の報告、二〇六頁及一八九七・九八・九九年サガレン年鑑、第一一五頁一〇八頁及一一六一一七頁  
元來役畜に關しては、此のものに關する正確な報道はないが、島に於ける全農家數と役畜の數とを比較してみる

と、一八九四年から一九〇〇年迄の七年間に於ける平均に於て、全農家數の四六・一%にとつて役畜が不足してゐたことが判る(註二)。

註二、同じく一八九九・一九〇〇—一九〇一年の概観、第三九及五五頁

然しこの比較は實際よりは遙かに低い。何故ならば、サガレンの農家の或者は數頭の家畜を所有してゐるからである。が、事實が平均の數とどれ丈相違してゐるかと言ふことは、次の例によつて判断することが出来る。一八九八年に於ける島の全農家數は五、八三八を算し、その中三、三二七の農家、即ち五七%は全然役畜を持つてゐなかつたのである(註三)。

註三、一八九八年刑務總局の報告、第一九三頁

斯くして若木の林であつた處、又すつと以前に耕地が形成された處の如く、根が除去されて了ひ土地は馬耕用農具を用ひて耕作し得る處に於てさへも、住民の大部分は役畜を持つてゐない爲に原始的な鶴嘴を以て土地を掘りかへさなければならなかつた。又役畜を賃借することは、殆ど全く不可能であつた。何故ならば家畜や馬耕用農具の所有者達は、土地耕作に際して一ブードの播種から一ループルづゝ取つたからである。そしてサガレンに於ては一デシヤチナに七ブードから十或は十二ブードの種子を播くから、賃借役畜の助けをかりて、土地の耕作をすることは、値段が高くつくことから不可能であつた。

穀物の中、サガレンでは主として秋播き及春播きのライ麥、春播きの小麥、大麥及燕麥を播く。此等の植物の品質は、それが種々の時期に種々の場所から、もたらされる種子の混合物であるので、判別が困難である。此等の種子は



一回も更新しなかつた。それで、既に著しく變種となつてゐるのである。地方農業監督官は一八九三年以來、その報告の中で、新しい種子を送付することが必要であることを執拗に主張してゐるが、種子は依然としてその儘である。設備の悪い部屋に貯蔵される爲に、種子は冬の間に發芽してしまひ、毫無しになつて著しく發芽率を失ふ。そして混合物をよく取除かない爲に雜草の種子が多く混つて居り、中でもノコギリ草や其の他の雜草が多く、それ等を撲滅するのは、その種子の生活力が異常に旺盛で、風によつて隣の耕地に軽く飛んで行く爲に、地方の農家にとつては殆ど不可能である。のみならず、種子には有毒寄生菌、殊に黒穂病、麥角病が感染してゐる。そして氣候的條件が、收穫にとつて必ずしも好都合ではないので、種子の中には屢々未熟な瘦せた、軽くて皺の多い、そして實の不入りなものが見られるのである。種子のその様な状態は一デシヤチナに十或は十二ブードもの稠密な播種を餘儀なくさせるのである。かゝる場合にも全く悲惨な結果を招くのである。トウイモフスキイ管區の前長官サヅリモヰチ氏は、かゝる稠密な播種によつても、發芽するものは稀であるので發芽率は三〇%或は二〇%と迄算定されると表明してゐる。或る移住者は試みに種子を培養してみたのであるが此の際多くの場合は五十粒の種子の中僅か十粒しか發芽しなかつたのである(註一)。

註一、一八九六年七月一六日附報告に附託された『農業監督官の抗議』に關する書、第六六八二號

穀物は食糧丈でさへも充分保證されないので、全農業従事者の約半數は耕地の播種の爲に政府から貸付けを受けてゐる。他の地方から送付される種子が排除してゐるので、政府は此の目的の爲に、其の地方で出來た穀物を買集めなければならぬ。そして凶作の時は殊にさうであるが、何處からも優良な種子を得ることが出來ないので、集められ

得る限りのものはどんな穀物でも集めなければならないのである。斯くの如き状態は勿論穀物の品質の退化を促進せしむるのみである。何故ならば健康な、純粹な、實の入つた種子と一緒に、雜草の種子さへも混つてゐる、病氣を持つた、虚弱な種子をも支給しなければならぬからである。此等の方法によつて、地方的條件が良い爲に、穀物が有害な影響を蒙らない様な移住地にも悪質な種子は普及されるのである。そして、かくして貸付けは穀物栽培の改良を促進する代りに、その退化と病氣の感染を促進してゐるのである。その事は官廳の資料によつても確認されてゐる。即ち一八九四年に於ける植物成長長期の條件は全く良好であつたにも拘らずサガレンに於ては凶作であつたのである。刑務總局は此の事實を、専ら、貸付けによつて支給された種子の品質の悪さによつて説明してゐる(註二)。

註二、一八九四年刑務總局の報告、一九九一—二〇〇頁

我々は前に、森林を切開いて作つた耕作地の開墾が如何なる困難を伴ふものであるかと言ふことを見た。然し若しそれが、共同して密林地帯に移住した團體にとつて困難であるならば、單獨で馬を持たずに移住した移民には殆ど不可能であらう。役畜を持つてゐる古い移民の中から誰かを雇ひ入れる事等は勿論考へられないことである。當地の労働賃金は安いにも拘らず、サガレンに於ける開墾には一平方サージエンに付き五カベイク、即ち一デシヤチナに付き百二十ルーブルを取られるのである。かくして移民は、大陸に去つた人々の誰かが残して行つた耕地に落着くか、或は地主に附屬した畠で満足しなければならぬ。此の結果同一の耕地は全然休むことなく、全く役立たなくなる迄同一穀物の種子が播かれるのである。又、此の土地の開墾の困難さによつて、或る處では百二十平方サージエンを超えない様な耕地の極端な分割が起つたのである(註一)。



資料によれば一九九三年から一八九八年迄の七年間平均して農家は其の大きさによつて次の如く區分されてゐる。大部分の農家、即ち六一・七%の所有地、は耕地菜園地合して一デシヤチナ以下で、一デシヤチナから二デシヤチナ迄の土地を持つてゐるものが二〇・五%、二デシヤチナから三デシヤチナ迄が七・九%、三デシヤチナ以上のものが九・三%、である。移民とその家族の生計を保證する土地量の基準は、サガレンに於ては三デシヤチナと推定される(註一)。

註二、ア・ベ・エ・サロモン、『一九〇一年サガレン島』、第四六—四七頁

然し、例へば漁業の如き副業及び副次的な仕事の収入の勘定を計算に入れると、此の基準は二デシヤチナ迄下げ得るであらう。そしてその場合でもサガレンに於ける耕地の面積は農家の八〇%以上を保證し得ないのである。

此等總ての資料を綜合すると、サガレンに於ける農業の發達にとつては極端に不都合な條件が生じてゐるのである。新らしい移住地では朽木だらけの土地が土地の、生産性を著しく弱めるウルミン酸の過剰に悩んでゐる。そして多くは手耕法に原因してゐるのであるが、耕作の不充分さは種子の質の悪さと相俟つて耕地の不生産性を促進するのである。又家畜の不足は土地の施肥の可能性をなくし、開墾の困難さは何等の休息も與へず同一の耕地を耕すことを餘儀なくせしめる。その結果土地は行き詰つて了ひ雜草のみが繁茂して、それ等の雜草は遂には耕地を歩き詰まらせて、耕地は農業には完全に役立たなくなり、放棄せざるを得なくなるのである。總て此等の事に尙ほ次の事を付け加へねばならない。移民の大部分は播種の前に、たつた一回しか土地を耕さない。だから土地を擴げないことによつ

て、それ自身土地の行詰りを促進しその生産性を減退せしめてゐるのである。當局はこの現象を移民の根強い懶惰によつて説明してゐる。此の現象が實際何によつて説明されるか私は知らないが、當局がその報告に於て毎年何時でも移民の極端な墮落と、忍耐を要する仕事には全然不向なことを繰返して、農業の不首尾を常に矢張り農民の懶惰の所爲にしてゐることは此の結論に對する私の態度を非常に慎重ならしめるのである。何故ならばサガレンに於ける農業條件について上に述べられた事は總て私を正に反對の結論に導くからである。サガレンに於ける農業が大した成果を擧げないことに驚く必要はないが、それがその様な悪條件があるに拘らず、依然として現存してゐることに驚かねばならない。又サガレン人の懶惰さではなく、彼等が此等の條件と闘つてゐるその眞に驚くべき頑固さこそは非常な驚嘆に値するものと思ふのである。

總て此等の條件——それに尙ほ雨の多いことが特徴となつてゐる。植物成長期の天候が、此處では必ずしも良いものであるとは限らないことを付け加へねばならないのであるが——にも拘らず、一八九四年から一九〇〇年迄の七年間全島の平均收穫率は五・四となつてゐる。この數字の意味を正確に判斷する爲には、種子の發芽率が悪い爲に、サガレンに於ける播種は普通よりも著しく稠密になされると言ふことを想ひ出さねばならない。従つて、若し收穫を、實際に播種に適する種子の量によつて判定し得るとすれば、此の數字は著しく、大となるであらう。耕地をよく耕してないことが、その傾向にも影響してゐるのである。一八九〇年から一八九四年迄の五年間、トウイモフスキイ管區の住民の收穫と、地方刑務所の農場に於ける收穫を比較してみると後者の收穫は、總ての種類の穀物について、遙に より良好な結果を來したことがわかるのである。即ち刑務所の農場に於ける、春播きライ麥の收穫は二六・六%だけ



高く、小麦は三二%、燕麥は四九・八%、大麦は三六・二%だけ高くなつてゐる。そして刑務所の農場に於ける全穀物の收穫の平均は三六・一%の増收であつた(註一)。

註一、一九〇六年七月九日附サガレン島農業監督官の手記、第一六號

然し島の收穫の生産力性が比較的平均してゐるにも拘らず、實際に於ては、サガレンに於ける收穫は驚くべき不均衡を示してゐると言はねばならない。即ち冬播きライ麥については、〇から一七・七、春播き小麦は〇から一九・四、春播きライ麥は〇から一七・五、大麦は〇から一四・五、そして燕麥については〇から一五・三迄の間となつてゐるのである。警察の報告を信用すれば、トウイモフスキイ管區の或る地方では收穫は三五(春播きライ麥)四〇(春播き小麦)七九・八(燕麥)に達してゐる(註一)。

註一、一八九七年サガレン島の農業状態、サガレン年鑑(一八九九年)、第一〇六一—一二頁

何よりも注目すべきことは、土地や氣候の關係が見全く同じ條件の下にあると思はれる隣合つた耕作地に於ても、穀物や馬鈴薯の收穫が時々非常に異つてゐることがある。このことから收穫に於けるその様な相異の原因は、自然の條件の中に求めるべきではなく、個々の農家に於て適用されてゐる栽培の取扱法の相異(即ち島地耕作の勤勉、不勤勉、開墾、播種及び收穫の完全、不完全、そして大部分は種子の品種の良悪)に求めるべきであることが結論されるのである(註二)。

註二、サガレン年鑑、一八九八年、一〇一頁

サガレンに於ける牧畜業については餘り多くを語る必要はない。牛はザバイカル地方から送られる、よく馴らされ

てゐない頑強な、肉についても、脂についても、餘り役立たない種類のものである。馬は一部分は同じくザバイカル種に屬してゐるが、一部はトムスタから送られたものである。然し、家畜の世話や、飼料が不満足な爲に、それらは著しく品質が悪くなり、退化してゐる。種馬の選擇や優良種の移入によつて、これらの種を改良することについては議論の餘地がない。住民はこの爲に、何等の方法も持たず、島には官立種畜所もないのである。一般に農業にとつても同様であるが、家畜の衰微を促進する原因として、移民の大部分が家族を持つてゐないことが大きな意義をもつてゐる。サガレンに於ては女は全島住民の一六%と少しをなしてゐる。故に全村落住民の四〇乃至五〇%しか家庭を持つことが出来ない。殘餘の者は土地を持たないか、或は一農家に二重に生活してゐるのである。この結果、家畜の世話をする女の缺除が非常に屢々痛感されるのである。最近三年間(一八九九年から一九〇一年)の報告は家畜の増加と言ふ意味で牧畜業にとつては好成績であつたと思はれる。然しそれは農家の間に極めて不均衡に割付けられてゐる。そして二〇乃至三〇頭も持つてゐる農家もあれば、全然家畜を持たない農家も多い(註一)。

註一、サガレン概観、一九〇〇—一九〇一年、第五六頁

一般に前にも私が言つた様に、農家の四二・五%は全然家畜を持つてゐないのである。

一八九七年、即ち刑務總局の前長官ア・ベエ・サロモンがサガレンの殖民組織に酷評を浴せた年からはサガレンの當局は此の島に於ける農業を幾らかでも上首尾に遂行することの可能性に對して否定的な態度をとり續けてゐる。この時迄サガレンに於ける總ては無事に済んでゐたのである。刑務總局を支配してゐた氣分に盲目的に服従して、サガレン當局はベテルブルグに於て、一耕地一穂宛近くの農作物を集めて農業展覽會を催してゐた。そして巨大なキャベ



ツを栽培し、サガレンに於ける素晴らしい土地の及氣候的條件を示威する爲にそれらのキャベツと一緒に寫した寫眞をペテルブルグに送付してゐたのである。一八九七年からはペテルブルグに於ける氣分は一變した。良い加減は糊塗粉飾は後を絶つた。そして眞實は全くその醜惡な赤裸々な姿をあらはした。それと同時にサガレンからは慘憺たる報告がもたらされ始めた。前と反對に今やサガレンは農業栽培にとつて、殆ど全く不適當であることが判つた。そしてその土地の氣候的條件は最南部のコルサコフスキ管區の或る部分を除いては、農産物の要求にとつて不満足なものであることがわかつた。今までの誘惑に對するこの否定的な態度は、勿論或る點に於て、否、多くの點に於て好ましいものである。然しそれが確信的なものである爲には實際の事實を研究することによつてそれを究めなければならぬ。だが、残念ながら、サガレンに於ける農業生産に關する當局の見解の中にはかゝる究明は見られない。ところで、農業生産が何等かの將來性を有してゐるか、又それはその發達過程を進めてゐるか、或は只人工的に維持されてゐるに過ぎないのか？ 等の問題こそ疑もなくサガレンに於ける總ゆる殖民政策にとつて重大な意義を有するものである。そしてこの問題はより一層注意深く取扱ふべきなのである。

此の問題の重要性に對して、完全な確信を以て答へんが爲には、勿論サガレンに於ける農業状態に關する現在及過去の特別な研究が必要であらう。しかし現在迄のところその様な研究は何等なされてゐない。故にこれに答へることは極めて困難である。然し我々は餘りに廣範圍な又その故に困難な課題を課することをしないで、當局自身がその報告の中で與へてゐるサガレンの農業に關する資料の中に解答を探してみよう。勿論私は自分の結論の中に絶對的な正確さを求めるものではない。それには私の持つてゐる資料は餘りに僅少である。然し私はこの問題を解かうとする自

分の貧弱な試みが、問題のより眞面目な、より深い研究の必要を確信させることが出来るならば、私はそれだけで充分幸福である。

私はサガレンの氣候について前に言つたことを此處で再び繰返さうとは思はない。氣象の研究が不十分な爲に、我々にとつては實驗された特徴、即ちサガレンに於ける收穫性の證言が一番大きな意義を持つのである。前に言つたことから、此の島の氣候的、土地の條件が必ずしも農業にとつて打ち克ち難い障害となつてゐるのではなくして、反對に森林を切拓いて出來た新しい土地の開墾や、土地の耕作に於て、その文化的な方法の排除が農業生産の發達にとつて大きな障害となつてゐるのであることは明白である。又これと同時に馬車の通ずる様な道路がないことも障害となつてゐる。これ等總ての障害の除去は人間の力の支配下にあるのであつて、従つてサガレンの土地の生産性は著しく増大されるであらう。そしてその事はトウイモフスキ管區の農場の例によつて確認されるのである。

そこで一八九四年から一八九八年迄の五年間に於ける、その大きさによる農場の配當に關する數字的資料（私の集め得た唯一の完全な資料）をみると、我々は次の如き興味ある現象に氣付くのである。この期間に於て、小農場數——一デシヤチナ以下——の全農場數（實際耕作に従事しつゝあるものゝみをとる）に對する百分比の關係は六七・四％だけ減少してゐる。同時に大農場の數は一二〇・八％だけ増加してゐるのである。一乃至二デシヤチナの農場は五五・三％、二乃至三デシヤチナのは一五〇％、三デシヤチナ以上のものは二八八％増加してゐる。それは農業状態が最もよく整備されてゐるトウイモフスキ管區に於て最も激しく現はれてゐる。ここでは一デシヤチナ以下の農場數ばかりでなく、一乃至二デシヤチナの耕作地を持つてゐる農場數も減少してゐる。そして合せて五七・八％の減少で







註一、前長官カノヴィッチはその指令の一つに「或は島の孤立状態及び島との通信の困難の爲に、或は私の前任者達の眼前で事業を喰ひものにし、彼等の腐敗した息のかゝつた所は何處でも臺なしにした種々なる個人的利害關係のために、コルサコフスキイ管區は絶えず騙され、無視された。そして又最も必要なものゝ一つも考慮されず、かへり見られず、許可されなかつた」(一八八九年島内命令第三一八號、チエーホフより借用、第十五卷一六八頁)

他の方法——一農場の播種量の比較によつても、次表より明かなる如く、矢張りこの現象が確認される。(表参照)

管 區	一農場當り平均播種量 (單位 プード)				播種増加率 (%)
	一八九七年	一八九八年	一八九九年	一九〇〇年	
アレクサンドロフスキイ	五・二五	五・二〇	七・九〇	七・〇〇	六・七五
トウイモフスキイ	七・二五	一一・二〇	一一・二〇	一五・〇〇	一四・二五
コルサコフスキイ	四・五〇	七・〇〇	四・七〇	六・〇〇	八・〇〇
サガレン島全體	五・五〇	六・七〇	七・九〇	八・五〇	九・二五
					二八・五
					九六・五
					七七・七
					五九・一

本表は上記に引用した資料を確認する一方、他方に於いては觀察の期間を尙三ヶ年即ち八ヶ年迄延長してゐるから特に重要な意義を有する。若し、サガレンの農業移民が實際は一八八三年より開始され、従つて上記資料がこの全期間の約半ばを包含することに想到するならば、彼等によつて明にされた現象が偶然的・過渡的なものとは到底考へられないといふ結論に到達せざるを得ない。此等の資料は、サガレンの農民階級の中で若干の動搖はあるが不斷に且つ執拗に土地動員の進展が一層強力な經營者の手で行はれてゐることを示す。農場は小規模のものは没落し、その放棄

された土地は一層大規模農場の形成に進む。大農場は益々擴張されて、出稼の助けを借りずに土地に専ら依存して生活する可能性を與へる大きさに迄達する方向へ進んでゐる。

同時に緩慢ではあるが、森を切拓いた開墾地面積も増大してゐる。残念ながら再び開墾された土地の數量の報告は何もないが、耕地と宅地の面積の數量の報告がこの經過の發展の若干の表示となり得る。一八九五年には耕地及宅地は全島で五、九六四デシヤチナであつたが、一九〇〇年には七、一〇〇デシヤチナ、従つて栽培面積は二〇、七パーセント増加した。この増加部分は休閒地を含めてのことであることは疑ひないが、サガレンの土地狭少と生産能力ある一片の土地も評價することよりして、此處では休閒地が多いと考へることは困難である。それ故著しい農地擴張部分を森林開墾地の計算に歸すべきである。此處では休閒地がどれだけ高價につくかは、農業に不適な地域の住民が可成り遠く距てた村落の土地を賃借してゐるが、農業を放棄してゐないことから判断し得る。又ヴァリゼ村の一部の住民はルイコフスコエ、マール・トイモフスコエ、パーレウオ其他の村落の土地を耕作して居た(註一)。

家畜數に關する資料も亦同様な結論に達する。一八九五年サガレンに於ける全家畜數は(仔馬と仔牛は二頭を成長した家畜一頭と計算し、山羊、羊、及び豚を考慮に入れないと)七、二一九頭であつたが、六年後即ち一九〇一年には、この數字は既に一〇、九八七頭に増加した。即ち五二、二パーセント増加した。家畜頭數の絶對的增加と並んで、各農場の家畜頭數を示す數量も増加した。即ち一八九五年には各農場では一、三六頭に當つたものが、一九〇一年には二、五六頭となり、従つて中位の農場の家畜の確保率はこの七箇年に八八・二パーセント増加した。そして中位農場の絶對數と相對的確保は、一八九八年の一箇年間は私の手元に全然報告がないので例外であるかも知れないが、絶



え間なく、且後退もなく、年々發展してゐる。これは牧畜の發達が何等の偶然的な或は技巧的なものを有つて居らず、上述した農業の進展過程と密接な關係にあることを示してゐる。

註一、サツリモウイチ『農業監督官の抗議に關して』一八九六年七月十六日附第六六八二號報告附録

この結論は如何に粗雑であつても、私が整理した資料に依據してゐるのであつて、他のものに據つてはゐない。然し乍らその粗雑は些かもその正確さを妨げるものではない。上記に引用した資料より認められる箇々の地區の發展の經過は、農場の増加、耕作地の量及び家畜數に關する資料の間の最も正確な——勿論可能の範圍内ではあるが——一致によつて證明される。従つて斯様な一致は、偶然的なものではあり得ない。サガレンでは農業が創められ、存在を續けて行くに不適な條件が存するにも拘らず、農業は發展してゐる。斯くして最近數年間の政府の報告書が特徴づけてゐるサガレンに於ける農業の將來に對する悲觀的な全ゆる見解は、現實に對する認識不足の結果であり先入觀のためである。かゝる先入觀は、これを説明するためには、疑ひもなく、皮相な觀察者を當惑せしめる驚異的な事實に少なからず逢着するであらう。然し生活は自己についての明るい、はつとした事實によつて創られてゐるのではなく、地味なものによつて創られてゐるが、自ら屢々飛沫と汚い泡沫を區別して、生活の鍋の底に眼に見えぬ創造的勞働を行ふ不斷の努力によつて創られてゐる。

然しこの飛沫も、この泡沫も鍋の中味を成しはしない。これは皮相な或は近視眼的な觀察者にとつては見えない、これは唯底に働く隠された力が自ら沸き起こることによつて知ることが出来るものである。

サガレンの農業問題を終るに當り、私には尙同地の農業的限界即ち、農業によつて自活し得るだけの農場數に就て

數言言ふことが殘されてゐる。この數字に對する意見は極めて區々である。「サガレン島の將來と建設問題」(刑事彙報一九〇一年、第六號)の論文の筆者は、サガレンには一、〇五九農場にみたぬ空地しか殘されてゐないとみ、刑務總局長官ア・ベエ・サロモンは殘された農場數を二、七〇〇から四、〇〇〇に擴張してゐるが、サガレン農業監督官は之を三、五〇〇と押さえてゐる。誰も耕作に適する土地を測量しなかつたし、引用した數字は皆目測により行はれたものであり従つて極めて疑はしい。然し島内の耕作に適する土地が實際に少しはあることが認められる。然しこの計算には土地改良作業即ち、沼澤地排水、焼却、泥炭地の粗耕作、針葉樹林開墾後の多量の施肥による土壤の物理的特性の改善等の力によつて栽培地となり得る土地が入つてゐない。何故それをサガレンの農業容量の判斷に關する研究の際考慮に入れなかつたか！ 成程斯る仕事は箇々の經營者の力に負へるものではない。然しサガレンの當局には、この重荷も尙彼等に負はせない爲の多くの方法がある筈である。罪人の半數は我々が先に見て來た如く、押しなべて何もせず、尙約二十パーセントの者のやつた仕事も彼等でなくて激しい作業に不適な虚弱者がもつと少い人數でも成し得たやうな仕事であつた。何故この怠け者の一隊は道路建設、森林開墾、沼澤地排水等に使用され得なかつたか！ サガレンでは追放罪人の作業は能率低く、この墮落した人々は如何様な組織的勞働にも才能がなく且、又彼等を廣い範圍に働かせるためには警護隊の強化が必要であり、しかもいかに警護隊を強化しても島から逃亡するのを防ぎ得ない、と言はれてゐる。だが之はすべて偏見であり、他の多くのものと同じく根據薄弱である。偏見は——私は繰り返し言ふが——彼等が多くの點に於て好都合であるので執拗に固執されてゐる。即ちそれによつてカムフラージュされてゐるものは、創意の不足、思慮・仕事に對する興味及びそれに對する活動的な態度の缺除である。



これを論證するは容易である。イルクーツクより六〇露里に流刑囚收容の中央アルクサンドロフスカヤ監獄がある。そこは永年人道的で教育のある人の管理下であり、嘗てのネルチンスクの監獄のやうな不潔地から模範監獄へ變つたのである。監獄研究家なら誰でも知つて居るやうにと、新米は懲戒事業の方法を學ぶ爲に其處へ送られてゐるのである。足械と拷問——追放罪人の罪惡的意思に對する反作用のこの一般的な方法——は目的を達せないものとして、又無意味な又不必要な懲罰によつて捕はれ人に徒に怨恨を懷せるものとしてこの監獄では大部以前に傳説の領域に入つてしまつてゐるのである。

一八九四年六月から一八九七年の十一月までの間、この監獄の流刑囚たちはキトイ河とペーラヤ河との間の道路工事とこの道路上に於ける橋梁の架設とに従事した。囚人の仕事に關して、この監獄の典獄は次のやうに述べてゐるのである。

『工事に参加せるすべての囚人の行狀と勤勉とはあらゆる賞讃に絶するものがあり、最初の間實施してゐた警護兵附きの監視も、結局に於いて、徹廢されるに至つた』(註一)。

この簡単な批評を補足するために、他の資料から、同じ仕事に就いての統計的記事を引用しよう。

『一八九四年と一八九五年、並びに一八九六年の最初の二ヶ月間に於いて囚人の一部分は警護兵の監視(二二〇人の勞働者に對し警護兵は三〇人)の下に作業し、囚人の残りの部分は看守の監督(二〇〇人に對し五人の割合)の下に作業した。ところで一八九五年及び一八九六年の工事の終り並びに一八九七年の全部の工事に看守の監督の下だけで行はれた。しかして、この仕事に於いて犯罪は一件と言へども生ぜず、四ヶ年を通じて脱走事件は僅かに十

五件を算えるのみであつた』(註二)。

この期間を通じて働いてゐる者の懷へは四、五九五七ルーブルが入り、また四ヶ年を通じて作業勞働者として到來した流刑囚の數は一、七四二人であつた。

註一、ア・ベ・シビヤギン、『流刑と監獄の現状と將來に就いての數言』、刑事彙報、一八九八年、第六號、第二八二頁

註二、刑事彙報、一八九九年、第六號、第二七二頁

シビヤギン氏は言つてゐる、

『この仕事を開始し、二ヶ年に亘つて實行し、夏の間自分の家族と一しよに流刑囚の多數ゐるキャンプの中で暮すことは、われ／＼の幸福であつた。この故に、われ／＼は、一〇〇パーセントの確信をもつて、現地に於ける流刑囚の作業の極めて優秀なることと、われ／＼の手許には常に巨額な金と、他のことは敢へて言はないとしても、極めて限定された番兵しかゐなかつたにも拘らず、われ／＼のうちの誰もが一瞬と言へども己れの不可侵性と安全とに對する危懼を抱いたことがなかつたといふことを證明する機會を持つたのである。流刑囚支配人の宿舍や事務所にゐる従僕や番兵でさへも相當の履歴の持主であつて、憶病ではないが、この種の手合の生活に親しみのない連中がそれを知られば驚いてしまふことは請會ひである。』

『鐵道工事が開始してから稍々遅れて、——と、シビヤギン氏は續けて言ふ——、鐵道のための大註文を受けたニコラエフスク鐵道工事で流刑囚の勞働が増大した。此處へは、司法省の申出と待從武官長の命令により、郷から呼寄せられた流刑囚移民以外に、アレクサンドロフスカヤ監獄の囚人のうちでまだ残つてゐて仕事に適する者が指



定されたのである。一八九六年六月から翌年の一八九七年十一月二十二日まで工場へは四五七人の流刑囚労働者が派遣された。彼等の立場は監視を受ける意味からは一そう自由であつた。にも拘はらず、二ヶ年間の経験は、流刑囚労働者が工場に於いて身を持つること極めて優秀であつて、仕事には熱心に精出したことを示した。總督が工場を視察した際に工場の管理部から聞いた批評によれば、彼等の行状と労働は全く賞讃に値ひし、他の労働者の模範とするものがあると(註一)。

註一、ア・ペエ・シビヤギン、前掲書、第二八一及び第二八二頁

アレクサンドロフスカヤ監獄へ送られる囚人がサガレンの監獄へ送られる囚人とは別に相違がある譯でもなく、又仕事を設定する際に流刑囚の間で優秀な者の選擇がなされたこともなく、道路工事や工場の仕事へは、すでに前述したところから明かな如く、虚弱者や労働不能者を除いて、すべての監獄から送られたのであるが、流刑囚労働者に対する人間的取扱ひは以上の如き奇蹟を創造したのである。

これと全く同じやうな例にわれ／＼はサガレンそのものの上にも出逢ふのである。九十年代の始めに多くの流刑囚労働者がウスリー鐵道の建設のためにサガレンから派遣された。鐵道の建設者の一人、ガリチャニン氏の許で労働者が不足した。彼は鐵道流刑囚労働者部隊の支配人コモールスキイの許から枕木の製作のために一〇〇人を借りて雇つた。

『この一〇〇人のうち八六人の筋肉労働者はこれまで鋸も斧も使つた経験のない連中だつた。ガリチャニンは、各人當てに一日に四フントのパン、一フントの肉、朝食用として半フントの鹽漬肉、及び割當てにせずに、食べられ

るだけの分として、脂肪、馬鈴薯、キャベツ、磚茶を支給した。賃銀は労働者の手中に渡され、彼等のために卸値段で衣服が買へるやうに倉庫が作られた。仕事は巧く進んだ。そして四ヶ月半で七萬六千本の枕木が供給された。この枕木のうちで破損品は僅か九十二本であつた(爾餘の供給者にあつては破損品は八%に達してゐた)。この直ぐ近くの數に於いて遙かに多い隊(三三〇〇人)では、同じ四ヶ月半に僅かに五萬本の枕木が供給され、約八〇〇の丸太が伐られたにすぎなかつた。

人々の身を持つことは極めて立派であつた。従つて壓迫手段を用ゆることは必要なかつた。脱走も亦無かつた(註一)。

註一、デ・ア・ドリリー、『サガレン島への流刑』、第二三頁

一定の条件をもつてするときは囚人の労働能力は申分ないといふこの論駁の餘地なき證明に對して、尙ほ何にかを附言することが必要であらうか？ 勿論、體力を維持するための十分な給養以外に、彼等には尙ほ仕事に對して支拂ひをしなければならぬ。何故なら、囚人はさなきだに持つてゐるところのパンだけのためには働くことはしないであらうから。法律に規定しても囚人の作業は支拂ひを受くべきではないか……

だがサガレンに於ける既存労働者の人員は流刑囚人によつて網羅されるものでは決してない。われ／＼はすでにある章の中で、平均して毎年一五〇、〇〇〇ルーブルが謂ふところの口糧のために、即ち移民のうち島に於いて稼ぎを見出さない者の食糧や衣服の給與のために行政廳によつて費消されてゐることを知つた。これらの口糧は十分な程度に於いて移民に糊口をしがらせる程は大きくない。だが、それはともかくとして、この口糧によつて移民は餓死



の機會から遠ざかり、と同時に、明日の日に就いての心配を痛切に感じなくなつてゐることは事實である。勿論、移民に對する口糧やその他の扶助を廢止することは全く不可能である。例へば、仕事が存在するときに於いてさへ自己を養ふことのできない各種の廢疾者を運命のまに／＼に放置することは、兒童を扶助なく放置することが不可能であると同樣に、不可能である。だが、周圍に唯だ組織すればいいだけの仕事が山のやうにあるときに、數百の、時としては數千の完全に健康な人間を食はせることは、これはこれらの人間を懶惰、島の中のぐうたらなぶらつき、泥酔、及び口糧が保證し得ないところの生存のための暗い道の探究へ狩り立て、彼等を徹底的に惰落させることを意味するのである。口糧——これは慈善であるが、それが組織的、恒常的な性質を持つことによつて、甚だ危険なものである。移民のうちには長年の間唯だ口糧だけによつて暮し、彼等に仕事が提供された時にさへも働くことを拒絶する程、口糧と結び附けられた無爲懶惰な生存に甘かされて性根の腐つた手合がゐるのである。口糧は慈善よりも危険である。何故なら、口糧は、さうでなくてもたいしてなかつたところの働かうとする意欲が半生活によつてすでに著しく弱められ、尙ほ、恐らくは、當人たちが意識的にも弱めた結果、無爲・徒食の風を抑へ、労働への意欲を鼓吹してやらねばならないやうな常軌を逸した連中に與へられてゐるからである。これらの人間には無料の口糧の代りに、仕事を與へよ、さすれば、彼等は働くのを餘儀なくされ、そして労働と一しよに彼等の生活の一切の秩序も一變するに至らうから。

仕事を必要とする者の全部に仕事を與へることが口糧に要するよりもより、以上の經費を要することは事實である。しかしながら、十五萬ルーブルの代りにこれが五十萬ルーブルを要しても差支へないではないか。

#### といふのは

第一に、かかる巨額な經費の要するのは最初の間だけであらうからである。何故なら、道路が敷設されたり、又は人口の稠密な耕區から新に開拓された耕區へ移住させる方法によつて耕區の配分が良くなるにつれて、島の生産性は極めて強く向上し、且つ労働力の需要も増加し、これによつて國庫を「保護」の必要から救ふに至るからである。

第二に、數年の間事業のために五十萬づゝを使ひ、これによつて島を永久に飢え且つ永久に危険な徒食者から解放すると、毎年、いつ果てるといふ見透しもなく、十五萬づゝを空中へ浪費し、かくして、婦人や未だ子供である娘を凌辱してゐる懶惰と泥酔によつて無分別且つ向う見ずになつた手合を常に製造し、懶惰の手下によつて男子を惰落させ、サガレンの全勤勞國民に算え切れない物質的害毒を齎し、經濟を破壊せしむると、いづれがより、良いであらうか。

然り、労働を持たない者のために仕事を組織することは、口糧よりも比較にならない程利益があるのである。しかし、この點にこそ住民の道德的水準を向上させる唯一の手段が存するのであり、又この點こそ一切の懲戒植民地の課題に相應するものと言はねばならないのである。

農業に適する土地の出来るだけ廣汎な利用の必要を強辯するとは言へ、私は農業が何日かはサガレン島に於いて壓倒的な生業になるであらうなどとは決して言ふものではない。鑛業、漁業、及びその他サガレンに於いて可能である生産と並んで、農業は單に第三義的意義を持つにすぎないであらう。だが、だからと言つて、このことから、農業を注意することなしに放置してよいと考へてはならない。かゝる傾向は、明かに、サガレン統治に親近の關係にある階



級の間に見出されるのである。次に忘れてはならない點は、流刑囚のうち六四%以上は農民階級に屬してをり、彼等の大部分は直接掣から取られた連中で、農業以外には、他の生業はなんにも知らなるといふことである。

すべてのこれらの人々に最も適當な生業を與へることが必要であるといふ點には關係なく、農業はサガレンに於いては、その島嶼的位置に鑑み、極めて重大なる意義をもつものである。大陸からの家畜や穀物の輸送が不可能となるやうな状態も起り得るのである。かかる時にもしも、サガレンが、部分的であつてもよいから自己の家畜と穀物によつて住民を賄ふことができないとしたら、一體どうなるであらうか？ 最後に、サガレンに於いて如何なる生業が優勢になるとしても、農業と畜産業は常にそれと最も緊密に結びついてゐるものであつて、島に於いて農業が発達すればするほど、高價な移入穀物や家畜に對する需要は減少し、之に伴つて、他の生業に於ける生産費は割安となり、又それによつて生産品はより、廣汎な普及を見るに至るのである。かかる點に鑑み、農業はサガレンに於いて特別な注意と配慮に値するのである。農業に於いてサガレンが以つて理想とするところは、食糧の可能な限りの完全な自給である。この自給を勝ち得ることによつて初めて、サガレンは自己の一切の富源を最も完全に利用し得るであらう。

農業以外の生業に就いては、私はすでに前章の一つで語つた。で、私には唯だ流刑囚の勞働組織について數言を語るだけが残されてゐる。私の知つてゐるのは、流刑囚をアルテリに組織する一企圖のことだけである。即ち一八九八年にアレクサンドロフスキ管區で自己の小舟と漁撈用の網を持つ二つのアルテリが組織された(註一)。この試みがどれだけ成功したかに就いては、私に不明である。なぜなら、一八九八年以後、これらのアルテリに關する報道は官廳の報告中に全然なく、従つてこの試みが失敗したと結論しても良いと思はれる。元長官ガルキン・ヴラツスキイ氏

の視察後、刑務總局はサガレンに於ける漁業組織に關して若干の配慮を示した。この事業の組織を委託できる人の物色のため、刑務總局は、『ロシア及び國外に於ける多數の機關との交渉へ入つた』。だが、ロシアに於いてかかる人材を發見することはできなかつた。そして、ノールウェーやスコットランドから技術者を招聘することは高價と思はれた。刑務總局は、かかる場合に於いてこの仕事の研究のためにロシア人の海外出張員を派遣しても良いとさへ思つたのであるが、『自己には専門の任務があり、この任務は經濟問題の部門とは唯だ部分的な接觸を持つにすぎない』と考へ、漁業の組織に關する問題は之をすべて地方當局の權限に委ねてしまつたのである(註一)。

註一、一八九八年に於ける刑務總局の報告、第一九四頁

註二、エム・カザリン、『サガレンに於ける漁業組織に關する問題に寄せて』、刑事彙報、一八九六年、第一號、第三五頁以下  
刑務總局のかかるかほそい企圖は、しかしながら、地方行政廳に於いて何等の反響にも會はなかつた。明かに、地方行政廳も亦、『自己には専門の任務があり、この任務は經濟問題の部門とは唯だ部分的な接觸を持つにすぎない』と確信したのである。しかし、移民の勞働を組織することの企圖は、曲がりなりにも、ともかく地方行政廳によつて爲された。で、一八八四年には、行政廳は希望者の或る者に對して口糧給與として支給される鹽漬魚の代りとして、彼等の漁獲した魚の鹽漬け用として相當額の鹽を支給したのである(註一)。

この方法は極めて限定された成功しか持たじ、やがて廢止されてしまつた。一八九九年は一時に若干のアルテリが設置された年として紀念されてゐる。この年、トウイモフスキ管區でインテリ流刑囚の指導の下に數ヶのアルテリが組織された。しかし、この際、魚の鹽漬用の鹽と魚網用の絲は刑務所の倉庫から貸借の形で支給されたのであ



る。結果として、八十六人の移民は總額七、八二五ルーブルの鹽漬魚五、八二八ブードを刑務所へ供給する可能性を與へたのである。

同じ年に、尙ほ二つのアルテリが組織された。その一は、アレクサンドロフスキイ管區に於ける伐材業者のアルテリで、これは一個二五コベイクブムで一〇、一〇七本の丸太を供給した。もう一つのアルテリは仲仕のアルテリであつた。このアルテリは二二〇人の仲仕から成り、全航行期に亘つて働いた。彼等の一ヶ月の稼ぎ高は、各人の働き方によつて異り、十八ルーブルから最高は三十ルーブルまでになつてゐた(註二)。

以上列擧したかほそい試みにコルサコフスキイ管區に於ける林業の組織を追加するときは、サガレンの移民労働の組織に於ける行政廳の關與はこれによつて盡きるであらう。

註一、一八九四年に於ける刑務總局の報告、第二一〇—二二一頁

註二、一八九九年に於ける刑務總局の報告、第一九五—一九六頁

然しこの生業に關しては、サガレンに於ける消費組合の發展が遅れてゐる理を多少述べる必要がある。前章の中の一つで指摘した如く、大部分の生業はそれを組織する爲に資本、即ち林業、運送業には馬、漁業には舟、漁具等を必要とする。従つてこれ等の事業を行へるのは、役畜或ひは資本を持つ少數の者に限られる。サムリモヴィツ氏の言ふ如く、家財道具や貨物を運搬したり、穀類を賣つたり、魚を鹽漬にしたり、馬や乾草を賣るのは貧乏人には出来なないことだ。従つて大部分の貧民に取つては前記の様な組合を作つても彼等の生計の向上に役立たないばかりで無く、反つて少數の富農の奴隸となるばかりである。これ等大衆を組織化するには諸種の器材を集めるのに多額の費用が掛

るし、この爲には第一に、特別な金融の道も無いし、またサガレンの現状を以てしては不可能である。移民開始の極く初期から既に監獄の利害は一般民衆の利害とは一致せず、自己の消費するものは總て流刑囚、監禁者の強制労働で賄ひ、一般民衆と競争的關係に立つてゐた。監獄は自己の耕地、菜園を持ち、然かも一般民衆のよりも優秀な草刈場、家畜、漁場を持つてゐた。サガレンの行政官廳はこれ等の事業の成功を誇り、この方面の事業の成功を自慢にしてゐた。行政官廳はその報告書の中で、『トウイモフスキイ及びコルサコフスキイ管區では監獄の手で流刑囚や流刑移民の食ふ魚を捕り、鹽漬にしてゐる。特にトウイモフスキイ管區では全然外部から魚を移入する必要の無い程までに發展してゐる。本年(一八九四年)こゝでは七五〇〇ブードの魚が鹽漬にされた。コルサコフスキイ管區ではこれ程迄には行かないが、一八九五年にはニコラエフスクの魚を移入する必要が無い位になれる見込がある。アレクサンドロフスキイ地方ではサガレン北部のゴロヴァチエフ岬附近のタムロヴォと言ふギリヤクの村で試験的な漁業を一八九五年から始める豫定になつて居り、成切した場合は永久的な監獄用漁場にする積りである。』(刑務總局報告、一八九四年第二一六頁)地方軍隊も一部分は自己の農場を持ち、官吏も可能な限り監獄の農場を利用して居り、大部分は家畜を所有し、然かも監獄の乾草、飼料を使用してゐる。(サガレン農業監督官手記、刑事彙報、一八九五年第五號、第二六五、二六六頁)。以上の如く、大口消費者、監獄、軍隊、官吏等は自己の農場を持つか或ひは必要な物資を監獄の農場に仰いで居る。この様な事情であるから行政官廳は全然一般民衆の生業を援助する考へを持たず、また移住民にしても、多少とも企業を起す可能性があつても、その製品を賣る所が無い。監獄に菜園を置き、それを少數の労働で耕してゐる現状では、事態の變則的であることを指摘しても無駄であり、監獄用の耕地(二〇〇デシヤチチ以上)



を最も勤勉な移民に分與し、監獄の役者を賃貸する計畫を立てても、『節約制度』が強固で、何時迄も元の儘になつてゐる（刑事彙報、一九〇四年第二四二―二四三頁）。フォン・フリケン氏は「すべてこれによつて民衆が個人的需要を凌駕する規模に於いて農業を営まうとする慾望は抑制されなければならなかつた。従つて島への滞在が益々不利益になり、出来るだけ早くサガレンから逃げ出す希望が強くなるものである」（サガレン農業監督官手記、刑事彙報、一八九五年第五號）

次にコルサコフスキイ管區の林業に就いて述べよう。一八九七年サガレンで有名なセミヨノフ・デンビ商會が支那鐵道に賣るため十六萬本の枕木其他の木材を製造することを提案したのに基づいて、コルサコフスキイ管區の行政官廳はサガレン經濟資金から一萬留を借りて、コルサコフの住民から前記木材一定價格で供給引受の希望者を募つた。この仕事は住民から大いに喜ばれ、彼等は木材調達に熱心に取掛つた。然し春が來るとこの活動は停止してしまつた。公式の報告によると農耕の時期が來たからでもあるが、最初から住民とコルサコフ監獄長ベストウージエフとの間にあつた誤解によるものと前の刑務總局長官ア・ベサロモンは見えてゐる。この誤解に關してサロモン氏は「五人から成る一班は一本三〇コベイクで三百三十本の梁を供給することになつてゐた。この梁は長さ十・五アルシン、幅三・五ヴェルシヨクと決められた。所がこの班が作つた梁を供出した所が幅三・五ヴェルシヨクで無ければ受取らぬと言はれた。幅三・五ヴェルシヨクあるのは僅か二百十本した無かつた。二百十本の金は支拂つたが、驚いた事には不合格になつた分も取上げて船に積んでしまつた。この外ベストウージエフはメレイに店を開いて、賃銀と差引で品物を賣り、商品の一部は經濟資金のコミッションで買ひ、一部は自分で支入れたものであつた。所が計算して見ると移民達は全然賃

銀が残らなかつたり、或ひは逆に店に借金が出來てゐたりした。この計算もひどく手間取つた。或る男は十二日働いて、計算して貰ふのに二ヶ月掛り、その擧野卑な罵詈で脅かされた。これに關しサロモン氏は、こんな條件にも拘らず、行政官廳は商會に對して義務を遂行し、この地方で木材調達に三百人の流刑囚が働き、三萬九千四百四十一日の日傭仕事をしたと言つてゐる。尙更にこの日傭仕事の一部はセミヨノフ・デンビ商會への木材供給にも使はれたのでは無いかと疑つてゐる。また官廳報告中の疑問な點として、この一萬留の幾何が移民に支拂はれたのか、日傭仕事の日數は何日か、どれだけ木材を調達したか等の點を擧げてゐる。更にサロモンはこの作業に關する報告は一八九八年の十月に到るも提出されてゐないし、また地方監督機關は作業の監督をして居らず、流刑囚は全然報酬を受けて居らず、貸した金は今年中に返せないとだらうと言つてゐる。この貸付金の支拂は軍務知事の斡旋で一年延期され、これで蒸氣鋸を買ふことになつてゐる。

一ヶ年経つても、いかにこの重要な仕事を愚圖々々と怠けて居たか、軍務知事の命令を見ても分る。軍務知事は「流刑移民からの木材受入、それに對する代價支拂は全然書類に記載されて居ず、また自分が見た所ではこんな原始的な作業振りでは秩序など有る筈が無い。木材は移民から伐採の現場で受取り、森林から海岸迄運搬する條件にしてあるが、海岸では計算の便利の爲積重ねても無く、従つて木材の大きさも不揃ひで、其上波に安全な所に置いて無い爲、暴風雨時には浮出して、別の所に移動することがしばしばある。木材の大きさ、受入木材の數量を記載した帳簿もつけて無く、係の者も、監督の者も、現状を正確に知つて居る者が無く、唯使つた金額だけが分るに過ぎず、木材を船に積込んで、契約が遂行される迄誰に幾何拂ふのか、どの尺度の木材がどの位あるか全然判つて居ない。即ちコルサ



コフからプセ灣迄五〇露里に亘つて雜然と置かれた買上木材の數量は全く不明である(註一)。

註一、一八九九年九月二十九日附命令、第二九四號、刑事彙報、一九〇〇年、第一號、第五五頁

木材取引の管理者のベストウーチエフ氏とコルサコフスキイ管區長は、行動の責任を問はれて、裁判に附せられた。しかしベストウーチエフ氏は死亡した。そして第二の被告人(コルサコフスキイ管區長)に對する判決が如何なつたのか、又その審理が終つたものかどうか、私には全く不明である。

一八九九年にはコルサコフスキイ管區から六千六百七本の丸太が搬出され、又一九〇〇年には一萬九十二本の丸太が、一九〇一年には二萬一千五百九十七本の丸太が搬出された(註二)。コルサコフスキイ管區の林業の状態、住民の賃銀總額、林業に就業してゐる労働者の數、其他多くの事に關する此等の乏しい數字以上に何等かを知るのは、無論非常に興味のあることである。しかし當局はこの點に關しては頑強に沈黙を守つてをり、従つて上掲のサガレン島軍務知事の命令にかくも陰鬱に特徴づけられてゐる如き状態が、今日如何なる程度改善せられたかを判斷する何等の可能性をもわれ／＼は有しない譯である。

註二、一八九九年『サガレン島概観』、第四九頁、『一九〇〇一年サガレン島概観』、八八頁

## 第五章

サガレンは精神的復活をなし得るか。——徒刑囚。——歐露若干地方の住民の犯罪件數と比較せるサガレン住民の犯罪件數。——精神病者。——有害なる偏見。——アルコール中毒。——經濟資金。——泥酔者の數。——歐露の若干地方と比較せるサガレンのアルコール中毒。——サガレンに於ける婦人の歴史。——強制的自發的同棲。——自發的に従つて來た妻達。——子供の賣買と淫賣。——『若き流刑』。——家庭生活の統計。——農民の大陸に對する憧憬とその原因。——サガレン農民の法律的權利とその實際的利用の可能性の不一致。——サガレンに於ける農民條令施行の問題。——刑務所の任務の植民の任務に對する不一致。——結語。

上出の概要でわれ／＼はサガレン植民の行はれた外的條件を検討した。しかし植民の成功にとつては外的條件のみでは未だ不充分である。最も患れた土壤、氣候、其他の物理的條件にも拘らず、植民者自體が植民に適しないならば、植民が否定的な結果を齎す場合が起り得る。人間の自然に對する權力は偉大である。そして一定の條件の下では、裸の石や海底すら花咲く土地に變ずるのである。しかしこのやうな條件のない場所、自然を征服し、自然を自己に從屬せしめんとする希望の存しない場所では、如何なる外的に患れた條件も貧窮と原始的野蠻の状態から住民を脱せしめない。かくして植民幹部の素質は云はゞ植民事業に於ける最も重要な要因となるのである。従つてサガレン流刑の構成に關する問題は、その検討を行はずしては、流刑の方法によるサガレン植民が可能であるか否かの問題に着手し得



ない程重要である。

植民にとつての適格性の見地からする流刑の構成に關する問題は、私の知る限り、我が國の文獻では全然研究せられなかつた。従つて社會のみでなく、些少の例外を除けば、職務上徒刑制度に直接の關係を有する人々も、この問題に就いて、對象の客觀的研究よりも個人的印象の方により多く基礎を置いてゐる最も漠然たる印象を有してゐるのである。流刑が全露から集められた傳染せる層がその厭む可き腐敗のプロセスを完了するところの塵芥溜、廣い汚水溜であると云ふことは、壓倒的ではないにしろ、兎も角も、廣く流布せる意見である。サガレンの當局も同一意見を保持してゐる。しかし私は既に一度ならず、如何に屢々當局の見解がその根底に偏見のみを有し、従つて政府の結論だと云つて必ずしも信用し得ないものであることを示す機會を持つた。事實に移らう。

一八九四年から一八九八年に至る五ヶ年の期間に亘り流刑の構成に關する報告を集計すると、われ／＼はこの期間の流刑の平均構成に關する次の如き資料を得る。それは解り易いために、犯罪者の總數に對するパーセントで表されてゐる。

宗教及び安寧に對する犯罪

- 宗教に對する犯罪 〇・九四%
- 國事犯 〇・一一%
- 政府の命令に對する反抗、當局に對する不従順 二・四七%
- 貨幣其他の證書の贋造 一・三五%

軍務及び軍規に對する犯罪

計

- 一・八九%
- 六・七八%

個人の生命及び健康に對する犯罪

父殺し、毒殺、企圖及び犯罪、隠匿を伴ふ殺人  
 傷削、不具、去勢を含む其他の健康毀損の犯罪  
 婦人の名譽と純潔に對する犯罪、その補助、不自然なる惡徳、近親相姦に對する犯罪

計

- 五二・六四%
- 六・一九%
- 二・〇四%
- 六〇・九七%

個人の財産に對する犯罪

放火  
 掠奪  
 強盜  
 竊盜

計

- 二・四九%
- 一〇・〇五%
- 二・六五%
- 二・四二%
- 一七・六一%

刑務所の制度に對する犯罪

逃亡、放浪  
 姓名の變更

計

- 八・六七%
- 〇・三五%
- 九・〇二%



上記項目外の犯罪

犯罪不明のもの	二・四八%
報告無きもの	〇・六一%
各種の犯罪	二・五五%
計	五・六四%

以上の犯罪要目を一見したとて、その内容の雑然としてゐるのが眼に觸れる。刑罰は同等であつても、犯罪の道徳的意義は極度に多様であり、決して一の一般水準に歸着せしめることは出来ない。法律侵害の形式が雑多であるだけ、犯罪者を動かす動機や彼等の道徳的頹廢程度も又多種多様である。例へば、軍紀上の規則の違反者と、時には生々しい血の流れるのを眺め犠牲者が起す斷末魔の痙攣を眺めて楽しむのが唯一の目的で生命を奪ふ殺人常習者の間に共通したものがあるだらうか。然るに、いづれも變らぬ灰色の獄衣と兩者に共通な制度は徒刑囚なる一般名稱の下に甚だ類を異にする二つの存在を一緒にしてゐるのである。

徒刑を宣告された犯罪が分類されてゐる個々の群の道徳上の差異、それに就ては問題にしようと思はない。實際、同一の群の中にも偶然の犯罪者から職業的な犯罪者に至るまでの多くの等級があるのだ。例へば、殺人者の中にも、彼等の悪い意志からではなく、たゞ色々な事情が禍ひしたために犯罪者に成つた人間も少くない。かう言ふ種類の人々の率が大いことは、裁判制度の業務に關する司法省の情報によつても判斷することが出来る。即ち、一八七五年には殺人の部類には千二百一件の犯罪があるが、それは次の三つの群に分たれる。——豫めの計畫的殺人は四百

八十五件で全體の四〇・三八%、故意による殺人は二百五件で一七・〇三%であり、最後に、喧嘩、防禦過度、不用心等による直接的な計畫には依らない殺人、これは五百十一件で四二・五五%である。かくの如くにして、最も多數を占める種別は多少共偶然的な殺人者を含んでゐるのである。人々は彼等の犯罪をば犯罪と稱せずして不幸と稱してゐるが、これはまつたく正しい。この種別と並んで全て感情上の殺人に屬する故意による殺人者の種別があり、これは故意に行はれたのであるが行爲の結果に就ては差程はつきりした考へはなかつたのである。この二つの種別が全殺人の約六〇%、即ち、徒刑に於ける最も數の多い犯罪部門を構成してをり、犯罪が行はれた事情はかゝる犯罪を行へる犯罪者の天性の歪める犯罪性を想定せしめる根據とはならない。殺人から類推して考へねばならないのは、他の群の犯罪者の中にも凡そその道徳的美質に合致しない人間が発見されるだらうと言ふことである。徒刑を構成してゐる分子がこのやうに多様であるために、彼等が同程度に頹廢してゐるとしたり、また彼等を十把一擱げにして、一人残さず同程度に勤勞や精神的甦生に適さないと斷言するのが全く不可能なことは明らかである。さて、徒刑が示すサガレンの犯罪件數はどうであらう。下掲の表には、一八九八年—一九〇一年の四ヶ年に島で行はれた犯罪數の情報が集められてゐる。

犯罪數	一八九八年	一八九九年	一九〇〇年	一九〇一年	平均
人口千に對する割合	一八一	二二六	二二三	二一七	
	五・四一	六・八六	六・三九	五・九〇	六・一四

この表では逃亡を除く犯罪數があげられてゐる。何故なら、逃亡は島の犯罪を増大させるとしても、それ自身とし



ては、道徳的見地からは全然問題にならないからである。引用數字の評価に資せしめるため、これ等をヨーロッパ・ロシア並に——カフカースの若干地方の犯罪件數に關する資料と比較して見よう。一八九六年度の裁判制度の業務に關する司法省の報告集には一八九四年—一八九六年の犯罪數に關する總表が引用されてゐるが、これによつて上記三年間に於ける人口千に對する犯罪の割合が明白になる。——ロストフ・ドン——五・一四、アルハンゲリスク及びスワルキー——五・三〇、ベルミ——五・五〇、ロムジ——五・六九、チエルノモルスカヤ縣——五・七二、ウファア——五・八六、ミンスク——六・〇四、ラドム——六・一三、セヴァストポリ——六・一四、キエフ——六・五六。

以上數字の比較によつて判るのは、一般にサガレンの犯罪數は非常に高いが（ヨーロッパ・ロシア及びカフカースの平均犯罪件數は上記資料によれば一・七七であり、表に上つてゐる五十五都市では三・六二である）、ヨーロッパ・ロシアの若干の地方では犯罪數はサガレンに譲らないのみならず、寧ろ、凌駕してゐる。遺憾ながら、サガレンに於ける犯罪の種類別に關する情報を持たないので犯罪の質的な面に就ては判断することが出来ない。しかしながら、サガレン行政當局の官廳報告によれば逃亡に次いでサガレンで壓倒的な犯罪は財産に對する犯罪である。今手元にある一八九七年度の流刑囚だけの犯罪情報によれば、財産に對する犯罪は全犯罪の三四%であると同時に、それを内別けすれば竊盜は二二・二%であり、強盜及び掠奪は全體で一・七%に過ぎず、殺人は僅かに八%である。ヨーロッパ・ロシアに於ける犯罪の區分は幾らか異つてゐる。そこでは殺人は全犯罪の六%であり、財産に對する犯罪は四二・四%である。しかしこれ等の資料を比較する時には、忘れてならないことがある。それは前者に於てはサガレンの住民中の最も難點である流刑囚人（註一）、を扱つてゐるが、後者に於ては自由な難點のない住民を扱つてゐることであ

ハ、又犯罪性の變動はヨーロッパ・ロシアの個々の地方をとれば非常に大きいことである。即ち、ヨーロッパ・ロシア及びカフカースの人口十萬に對して殺人の割合は平均一〇・七であるが、同時にニイジニでは同じく人口十萬に對して殺人の數は二〇・三に達し、セヴァストポリ——二二・一、ロストフ・ドン——三・二七、エリワン——四五・〇、チエルノモルスカヤ縣——五三・七、バクー——五四・五、バクー縣——九二・二、エリサヴェトポリ縣——一〇四・八であり、エリサヴェトポリは一・一五・一であつて、平均標準を十倍以上も凌駕してゐるのである。

註一、流刑囚は他の住民群と比較して犯罪常習者を出す率が最も大きい。即ち、一八九八年—一八九九年の情報によれば各都門の人口千に對して被告の平均數は次の通りである。——流刑囚——二・三五、流刑移民——一・五五、流刑農民——〇・五〇、自由住民——〇・三五。

これ等の資料は如何に斷片的であらうとも、確信をもつて次のやうに斷言せしめるに充分な材料を與へるものである。サガレンの犯罪數は普通考へられてゐるやうには決して高くないのであり、質的にも量的にも、懲戒制度をとつてゐない爾餘のロシアの若干地方以下である。しかも、こゝへ流される犯罪者の平均二五%を構成し、サガレンの犯罪性の總指數を甚だしく高めてゐる犯罪常習者や浮浪人をサガレンへ送らなかつたら、犯罪數はもつと低かつたに違ひないのである。

これと同じ傾向で作用してゐるのが精神病である。統計的研究によれば、ロシア本國では人口千に對して精神病患者は二人以下である。この計算で行けば、一八九二年の人口一億二千萬人に對しては精神病患者の數は二十四萬に相當する譯であつたが、ロシアの精神病院には全部で一萬二千七百七十人を收容し得るのみであつた（註二）。従つて、精神



病者の總數中でたゞ五%と少しばかりが特別な施設で保護をうけることが出来たのである。残餘の九五%中、一部分は刑務所に入り、又刑務所から流刑にやられたに違ひない。監獄生活の色々な條件、性生活から絶縁した結果による獄内での特殊な悪習、窒扶斯や梅毒や關節リヨウマチや肺結核やアルコール中毒のやうな急性・慢性の神経疾患と傳染病は、囚人の間に神経病をつのらせるのに全く恰好な地盤を創り出すのである。イギリスでは囚徒の六・四%は精神病者である。レーリの研究によれば、フランスでは監獄内の精神病者の數は自由な住民の間でのかゝる病人の數の四・五倍多く、又六倍も多いこともある。イタリアでは全囚徒の五%以上であり、ドイツでは五%乃至一〇%ある。ランダウ博士の研究によれば、明らかな症状を示す精神病者の數は癲癇病者と合せてサガレン全人口の二%を下らない(註二)。従つて、三萬六千五百九十五の島の人口ではこの二種類の病人の數は一九〇一年に七百三十二人を下らないのである。然るにサガレンの三つの病院と十の陸軍病院では色々な種類の病人を全部で五百八十五人收容出来るに過ぎず、精神病院にいたつてはアレクサンドロフスク病院附屬の精神科以外には全然存在しないのである。これ等の資料によつて容易に考へ得られるのは、たゞ精神錯亂のためにのみ犯罪を行つた犯罪常習者の率が當然大きい筈だと言ふことである。

註一、レフ・ランダウ、『サガレンに於ける精神病者保護問題に寄せて』、一八九七年度サガレン年鑑、第二部、八九頁

註二、レフ・ランダウ、前掲書、八六一―九三頁

かくの如くにして、サガレン住民の徒刑構成も犯罪性も上記の數字にあらはれた限りでは、島の罪人を以て精神的頽廢の點では何か特別であり且つ正常な市民生活に向かないと考へる何等の根據を與へるものではないのである。サ

ガレンに流された犯罪者を悉く全く仕末におへない人間として一括的に冷遇し、この島を有りとあらゆるごみの溜として見ることは、確かに他にもたくさん見られると同じ偏見である。サガレンをこのやうに取沙汰することはナンセンスであつて、それはラドムやベルムやセヴァストポリヤキエフが、偶々これ等の都市の犯罪數がサガレンと伯仲してゐるか、或は高いと言ふので、全て同じく屑から成つてゐると斷定するやうなものである。しかもかうした偏見はサガレンに量り難い害を與へてゐるのであつて、サガレンのために何か善い事をしたがつてゐる人々でさへこの偏見でがっかりする。誰だつて壁に額をぶつつけたり、腐敗と悪臭以外に何も無いごみ溜を掻きまわしたりしたくはないだらう。植民者そのものが少しも役に立たないのに、幾百萬を次から次へとサガレンの植民につき込んで何の意味があるのだらうか。かゝる先入的なサガレン觀が行きつくところはこゝである。そしてかゝるサガレン觀が支配的であり、サガレンの潔白に對する疑惑が現實の公平無比な研究によるサガレン批評の必要を意識するに至らない限り、正にその時が来るまでサガレンの甦生は決してあり得ないのである。

アルコール中毒は犯罪性と共に住民の個性を明瞭に示す指標である。行政當局はその報告に於て島の住民が酒精飲料を偏愛する點を絶えず指摘し、それによつて犯罪性の著しいことを説明してゐる。若干のサガレン研究家もアルコール中毒は全く廣く行き亘つた現象と見做してゐる。そのの觀察を特に限定して酒の流れが全島に汎濫する主要中心地たるアレクサンドロフスクの哨所にとれば、彼等の意見に同意せざるを得ない。到る處で移民や自由民に出會ふのであるが、彼等は赤い眼の膨れた灰色の顔をし、手は顔え汚い襤褸を纏つてゐる。これらが雄辯に立證してゐるのは、アルコール中毒がサガレンの首都のこの邊りの住民には深く根を下してゐて何等の矯正方法もないことである。



言つて置くが、酒精飲料の賣買はサガレンでは自由營業の對象になつてゐない。この販賣は所謂サガレン經濟資金の手中にあつて、この施設は私財に基づくものであるが行政當局の手中にある。創立者たる五等文官ミックの考へによれば、資金は住民に生活必需品を供給し、個人商賣に於ける物品の値段を調整することになつてゐる。この商賣から上る利潤は主として、住民に對する貸付金と補助金の交付による島の植民の支持にあてられねばならないのである。これ等の貸付金と補助金は、家畜、種子、改良農具その他の設備に使はれ、その基本任務に従つて、資金は「植民資金」と名稱づけられた。しかしながらミックの死後資金の活動傾向は完全に變化した。それは普通の店舗になつたのだ。日用品の値段の高いと言つたら、個人商人でも自分の商品を資金よりすつと安い値段で賣ることが出来る程である。しかも住民は貸付金や補助金を少しも得られないし、それが得られたにしてもお話にならない位のホンの小額である。資金の業態はその任務に適合しないわけなので、總督は「植民資金」と名付けることを禁じ、「經濟資金」と改稱するやうに命じた。個人商人の競争は度々他の水準にまで資金の値段を引き下げさせたので、資金は特別に酒精飲料の販賣を發展させることに決意を拂ふやうになつた。資金だけが「移民の徳性保衛のため」販賣權を持つてゐるので、酒精飲料は競争者のない唯一の品物であつた。泥酔を制限するためにサガレンには色々な規則があつたし、現在もあるのであるが、それによると酒精飲料は流刑住民には地方の長官と移民監督官の一札がなくては出されないのである。しかしながらかうした規則は全く目立つ特殊な階級である酒類密賣者を創り出したゞけのことであつて、彼等はあらゆる店で酒を商ひ、特にこの實に儲かる商賣だけで生計を立てゝゐるのである。サガレンで間接内國消費税が撤廢されるまでは、酒の値段の高いこと——資金では一瓶一留三十哥から一留五十哥で賣られてゐた——は、ある程

度飲酒を抑へる土臺であつた。一九〇二年に間接内國消費税が撤廢せられると、資金はアルコールの値段を一瓶五十哥にまで引き下げ、その賣行は甚だしく増大した。サガレンに於ける酒精飲料販賣制限規則がちつとも意味のないものであることは次のことによつても判定され得る。一九〇二年、酒精飲料の販賣に對する何等の個人的な制限が存在しないヨーロッパ・ロシアに於ける一年間の一人當り飲酒量は〇・五ヴエドローであつたのに、サガレンでは〇・五七ヴエドローであつた。

止むを得ず本題から離れたが、これからサガレンに於けるアルコール中毒の擴布状態を特徴づけてゐる諸事實を見ることにしよう。一九〇一年にはサガレンの一人當りの飲酒量は〇・四七ヴエドローであり（ヨーロッパ・ロシアでは約〇・四五ヴエドロー）、間接内國消費税の撤廢についてアルコールの値段が會てなきまでに安くなつた結果として、一九〇二年には一人當りの酒消費量は〇・五七に高まつた。この數字の作成には如何に作爲が見られようとも、サガレンに於ける飲酒の擴布程度を控目に言ふ傾向があるとの一切の批難を避けるためにこれを標準數字に立ててあらう。この量を萬人が馴染んでゐる量目に移して考へると、一年一人當り一一・四本の酒瓶、即ち、一日半杯づゝより少いと言ふことになる。若しもサガレンに於ける酒の消費が住民間に均等に配分されてゐたら、これ位の消費では泥酔もアルコール中毒も勿論問題となり得なかつたであらう。然るに大酒もアルコール中毒も存在するのであるから、當然、住民の或る部分が平均量よりも著しく多量に飲み、他の部分はそれだけ飲むのが少ないか、全然飲まなかつたかである。次に、大略ではあるが、サガレンに於けるアルコール中毒者の率が大いいわけを判定することにしよう。



はげしい氣候、困難な労働、粗悪な食物のことを考へると、どの労働者も酒によつて自分達の力を支へる必要があることを許容せざるを得ない。その他、婚禮、祭日、色々な特別の場合には必ず酒宴が附物である。これらの要求を悦く充たしても、大人一人當り全部でたゞ五瓶の酒である。二萬九千と少しの人口では、これは七千二百七十ヴエドローになり、酔拂ひの分として一萬三千六百五十五ヴエドロー残ることになる。その各々が一日平均たゞ四分一瓶づゝ飲むとして、これだけの量の酒はサガレンの全人口の八・七%を構成する三千二百十三人の間に配分せられることになる。疑ひもくこの數は非常に大きい。しかしながら見逃してならないのは、一人當り消費の特別な規準と住民による實際の平均酒消費量としては僅少に過ぎる量があげられてゐることである。だから、上に引用した三千二百十三人といふ數はサガレンに於けるあり得べき泥酔者數の實に最大限である。しかもこの數を泥酔者の數の重要な正しい指數であるとしても、まだ九〇%以上の人口が残り、彼等は全く飲まないか或は少し飲むかであるが、少し飲む位の消費では全然徳性にも又労働能力にも影響するものではないのである。

上に引用したサガレンに於ける一人當りの酒の消費標準(〇・五七)の眞の意味を更に明らかにするために、一九〇二年のヨーロッパ・ロシアの若干地方に於ける酒の消費を對照しよう。これは酒精關係稅務總局の情報によるものである。スモレンスク縣は一人當り酒〇・五八ヴエドローであり、ドン軍隊駐屯地方——〇・五九、ニイジエゴロド縣——〇・六一、ヴラヂミル縣及びキエフ縣——〇・六二、リフリアンド縣——〇・六四、アルハンゲリスク縣——〇・六六、ヘルソン縣——〇・六九、エカテリノスラウ縣及びヤロスラウ縣——〇・七〇、トウーラ縣——〇・七四、アストラハン縣——二・〇三、モスクワ縣——一・五八、ベテルブルグ縣——一・六〇、以上の如くである。かくの

如く、人口二百五十萬以上を持つヨーロッパ・ロシアの十四縣ではサガレンよりも飲酒量が著しく多い。しかも若干の地方では二倍、殆んど三倍も多いのである。こゝでアルコール中毒が多く生じると言ふことに關してサガレンの何か獨特な状態に就て論じてよいだらう。特に、サガレンにはその元の暮し向のために如何なる労働からも離れて生産的な植民地では行き場のない多數の浮浪者がゐること、それに監獄での無爲な生活と僅かの施物のためにサガレンで寄生生活者に成つてしまふやうな人間が多數にゐること、これ等のことを考慮するならば、これ等の人々は仕事もなく放浪し窃盜等の犯罪を業としてをり、酔拂ひの大部分を構成してゐるのである。彼等酔拂ひは野育ちの人間であつて、一杯の酒が元でどんなことでも仕出かし、絶えず眼に觸れ極めて傷ましい印象を起させる。

サガレン生活の最も弱い點は居住人の家庭生活である。成人男子百人に對して成人女子は全部でたゞの一九・五人に過ぎない。そして兩性の數がこんなに不釣合なことは、住民の個性に全く有害な影響を與へてゐる。徒刑に處せられた女子をサガレンへ組織的に流し始めたのは一八四四年からであるが、その翌年には内務省と司法省の合議によつて『サガレンの植民のため』四十歳までの流刑女囚がこゝへ流されることに決められた(註一)。しかし女の流刑囚がサガレンへ流されたのはその時よりも前であつて、それは軍司令官の求めによるものでありその『要求』を充たすためであつた。だから、サガレン委員會議長ウラソフはコルサコフ哨所で女子の一行に出會つてゐる。ウラソフが提出せる報告によれば、島の長官デブレラドキツチは『コルサコフ哨所の監獄の女囚部を女郎屋に變へるやうに處理した』のである。女子は何の仕事にも従事せず、『たゞ罪を犯した女や、男に愛顧されない女』が寮所仕事をするることになり、その他の婦人達は『要求』に仕へ『鯨飲した』のであつた。ウラソフの言葉によると、女達は甚だしく墮落して



をり、何か氣が遠くなつた状態で『アルコールシートツクで自分の子供を賣つたりした。』(註二) 同委員會々員ミツウリの立證によれば、支隊長の指圖によつてカスナイへ六名の婦人が送られて來たが、それは部隊にあつて種々の婦人の仕事を遂行するためであつた。

註一、一八八四年度刑事彙報、第一二七頁、刑事彙報、一八九五年、第四號、第一五三頁

註二、アー・チエホフ、『サガレン島』第十六卷、第四二頁

組織的な流刑が始まると、行政當局には困難な課題が振りかゝつた。それは男子ばかりの植民地に極めて少數の婦人を配合するといふ課題であつた。この困難も特別の課業を指定することによつて獨特な方法で征服された。女と同棲したいと思ふ者は、六十本の丸太を供給するか、或は一定量の貨物を運ばねばならなかつた(註一)。かうした女々配分方法は一八九三年までつゞき、『最も資格ある者』に何等の支拂をうけることなしに褒賞として女を分與する分法に代つた。一八九五年十二月三十一日の命令は流刑囚間に婦人を配分する次のやうな規準を制定した。——『家政を共同で營むため補助者として婦人を得ることを希望する流刑移民の請願(公式には婦人を同棲せしめる理由はこのやうに説明されてゐる)は、毎年九月一日までに移民監督官にまで提出されるものである。流刑女囚が到着し管區への配分が終ると、移民監督官は婦人を引見し彼女達を自分が委任されてゐる地區へ護送し、島命令で指定されてゐる數を村落に配分する。來島した婦人の數が極めて限られてゐるのであるから、女達を流刑移民と一緒にする指定は嚴重な調査の下に行はれる。その際、移民監督官は、流刑人は汝々として働き、行ひも眞面目で誠實であり、且つ儉約して自分の生活を安定させたこと、彼を助けるために女を與へ家政を共同に營ませるのは本質的な利益を實際に齎らす

ことを親しく證明する』(註一)。

註一、刑事彙報、一八九六年、第二六二頁、訓令第三十二條

こんな方法で婦人を指定するのであるから、勿論自由選擇など少しも問題になり得ない(註二)。流刑移民との同棲は特別の種類の特権と考へられる。徒刑囚は自分の嗜好と趣味によつて仕事を選擇する權力を持つてゐるだらうか。こんなことがあつた。全然未知の移民と同棲させられることになつたのを知つた婦人達は、前々から自由意志で交際してゐた人達との同棲を許可してほしいと請願したものである。しかしこの請願は却下せられ、彼女達は指定された男のゐる土地へ赴かねばならなかつた(註二)。女が結婚したいとの希望を表明したところで、當局の命令で決定されてゐる以上はどうしても未知の移民と同棲しなければならぬのである。こんな例がある。流刑女囚サスノフスカヤは請願の中で流刑囚のオストロフスキーと關係が出来て既に妊娠してゐることを説明し、その男と結婚する許可を求めたが、この申請には次のやうな決定が與へられた。——『徒刑女囚は島の移民と家政を共同で營むために送致せられ、徒刑囚を夫に選ぶ権利を持たない。それ故、サスノフスカヤは指定の土地へ送られるものである』(註三)。

註一、サガレン島軍務知事リヤブノフ陸軍中將は、一八九九年六月二十日附の島令第百九十三號の中で特に次のやうに述べてゐる。——『軍は、委任された島を統轄することになつて、共同の家庭生活のために移民と一緒にさせて流刑女囚をして裁判に課せられた刑を務めさせるきまつた制度があるのを知つた。この指定は専ら行政當局の裁量に行つて行はれ、指定される當人の意向を豫め問合せることなどしないのである。』この人は更に次のやうに言つてゐる。『かゝる制度は、一方、裁判が下した合法的懲罰を人間の品位の反合法的な蔑視に歸せしめるし、他方、これは裁判の決定を尊重しない方法であり、刑罰の持つ矯正と言ふ意義を無力化する。』(刑事彙報、一八九九年、第十號、四三二頁)